

背景・趣旨

- 銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、近年フィンテック企業の新規参入が進展

家計簿サービス・会計サービス

銀行の口座情報等を利活用して家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者の参入

QRコード等を用いたキャッシュレス決済

スマートフォンでQRコード等を読み取るなどの方法により決済サービスを提供する資金移動業者の参入

新規参入の促進・公正で自由な競争環境の整備による、イノベーションの促進・利用者利便の向上

データの利活用による効率的な資産管理
中小企業等の生産性向上

低コストで利便性の高い決済の実現

実態調査の実施（概要）

調査方法

- 銀行、電子決済等代行業者、システムベンダーに対するヒアリング
- 上記事業者（計205社）に対するアンケート調査
- 家計簿サービスのユーザー（計2,000名）に対するアンケート調査
- 銀行、資金移動業者、決済インフラ提供事業者に対するヒアリング
- 上記事業者（計206社）に対するアンケート調査
- コード決済のユーザー（計4,000名）に対するアンケート調査

競争政策上・独占禁止法上の考え方

電子決済等代行業者の銀行への接続

- 現時点では、契約締結期限に向けて、契約がまとまりつつあるが、今後、取引上の地位が優越する銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に正常な商慣行に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。
- 競争政策の観点からは、今後とも、銀行が保有する預金口座等の情報へのアクセスが適切に確保されることが必要。

銀行によるAPI接続のためのシステムの調達

- システムの調達に十分な競争性が確保されることが望ましい。
- 既存ベンダーがシステムの仕様公開を拒むなど、他社ベンダーによる受注を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

銀行口座から資金移動業者のアカウントへのチャージ（入金フロー）

- 自らもコード決済を提供する銀行が資金移動業者へのチャージ等取引を不当に拒絶すること等は、独占禁止法上問題となるおそれ。
- 銀行口座からのチャージに不可欠な決済インフラの利用料金については、当事者間の交渉を通じて適切に設定されることが望ましい。

資金移動業者のアカウントから銀行口座への振込（出金フロー）

- 振込手数料の水準に影響を及ぼす銀行間手数料が40年以上不変。銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正が必要。
- 競争条件のイコールフットイングの観点から、全銀システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討が行われることが望ましい。また、全銀システムの効率性確保のため、ガバナンスの強化・透明性の確保が必要。

家計簿サービス等に関する実態調査①

家計簿サービス等における取引の背景

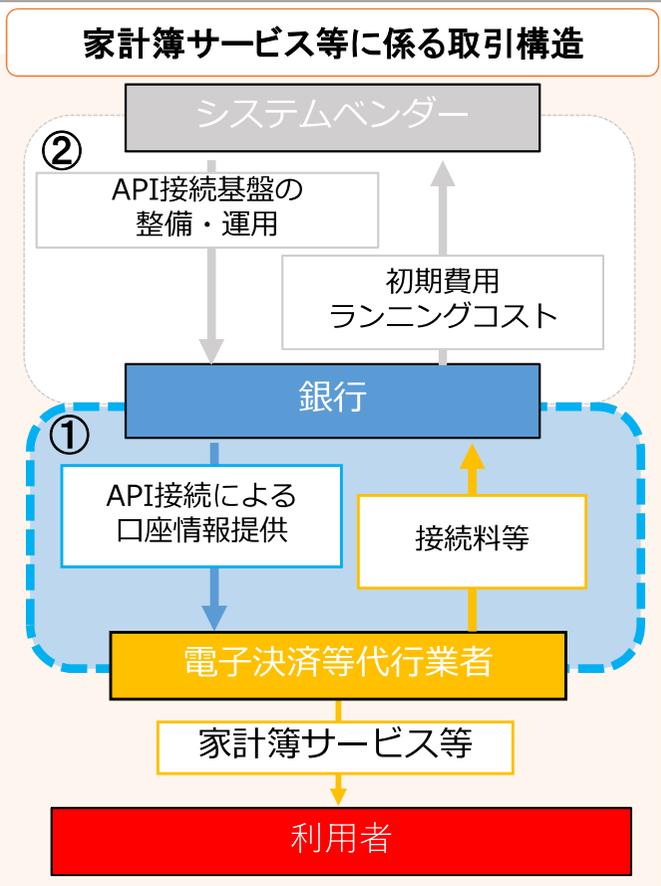
- 家計簿サービス等の提供に当たって必要不可欠である口座情報は、平成29年の銀行法の改正に伴い、原則として**API接続**によって取得することとされた。【本文P6以下】
- 家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者は、**令和2年5月末**※までに、銀行との間で**契約を締結**する必要がある。【本文P10】

家計簿サービス等における取引の状況

- 実態調査開始当初(令和元年10月)、銀行と電子決済等代行業者との契約交渉は難航。【本文P25】
- その後、相互理解が進んだことにより契約交渉が進展し、契約締結期限(令和2年5月末)までに、**家計簿サービス等の事業継続に必要な銀行との契約がおおむね見込まれる**。【本文P37】

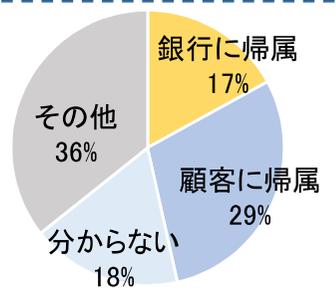
※ 両者が令和2年5月31日までに契約を締結する意向にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、実際の契約の締結が同日までに間に合わないものについては、契約締結期限を同年9月30日まで延長

① 銀行と電子決済等代行業者間の取引



- 家計簿サービス等の提供には口座情報の取得が不可欠であり、ある銀行と契約できない場合、当該銀行の利用者を失い事業継続が困難となる可能性。【本文P21】
- 一部の銀行においては、当面の制度対応として、取得できる情報が残高や出入金明細といった必要最低限のものとなっているAPI接続基盤を整備。【本文P31以下】
- 一部の銀行は口座情報は銀行のものであると認識※1(下欄)しており、また、電子決済等代行業者による口座情報の二次利用※2について銀行の事前承諾を得よう求める銀行もあった。【本文P34】
※2 電子決済等代行業者は、預金者の承諾を得るなど個人情報保護法制の遵守を前提としつつ、銀行から取得した口座情報を基にデータを作成し、当該銀行や他の企業にデータを提供する事業を行っている場合がある。
- 契約は1年更新が多く、また、今般の条件は契約締結期限を前提とした暫定的なものであるとして、契約内容を見直す可能性について示唆された者もいるなど、接続料等の条件について、契約の見直し等のための交渉が行われると見込まれる。【本文P39】

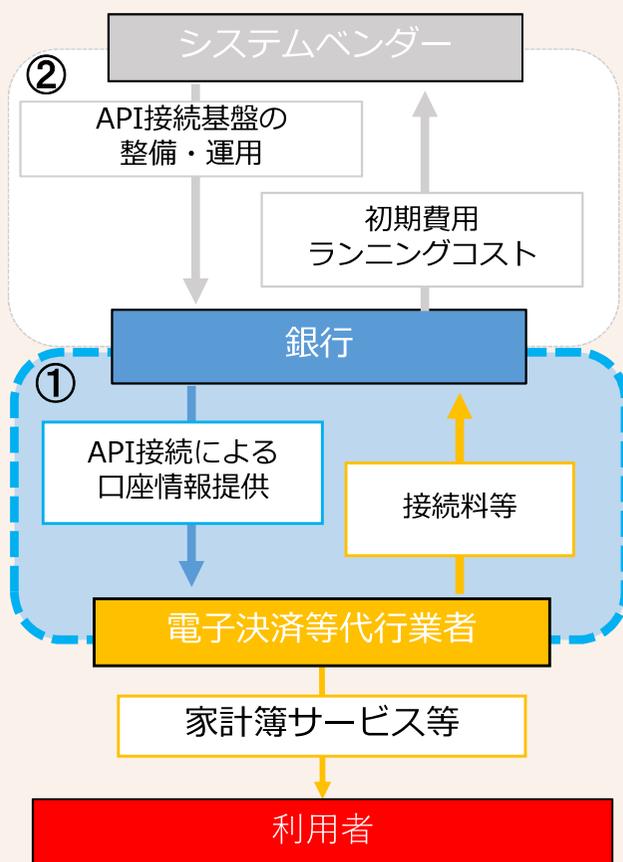
※1 自行が保有する口座情報の帰属に関する考え方



出典：銀行向けアンケート

①銀行と電子決済等代行業者間の取引

家計簿サービス等に係る取引構造【再掲】



《競争政策上の考え方》【本文P40以下】

- 令和2年5月末時点において、電子決済等代行業者の銀行への接続は確保される見込みであるが、今後、両者の取引において何らかの問題が生じた場合には、必要に応じ、預金口座等の情報へのアクセスを確保するために必要な方策を検討することも考えられる。
- 利用者のニーズやコスト負担等も踏まえつつ、必要に応じ、API接続で取得可能な情報の範囲が拡大されることが望ましい。

《独占禁止法上の考え方》【本文P41以下】

- 取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

(優越的地位の濫用)

- 銀行が今後家計簿サービス等の提供を開始した場合において、競争者を市場から排除するなど不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者との取引を拒絶したり、情報の取扱いを制限したりする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

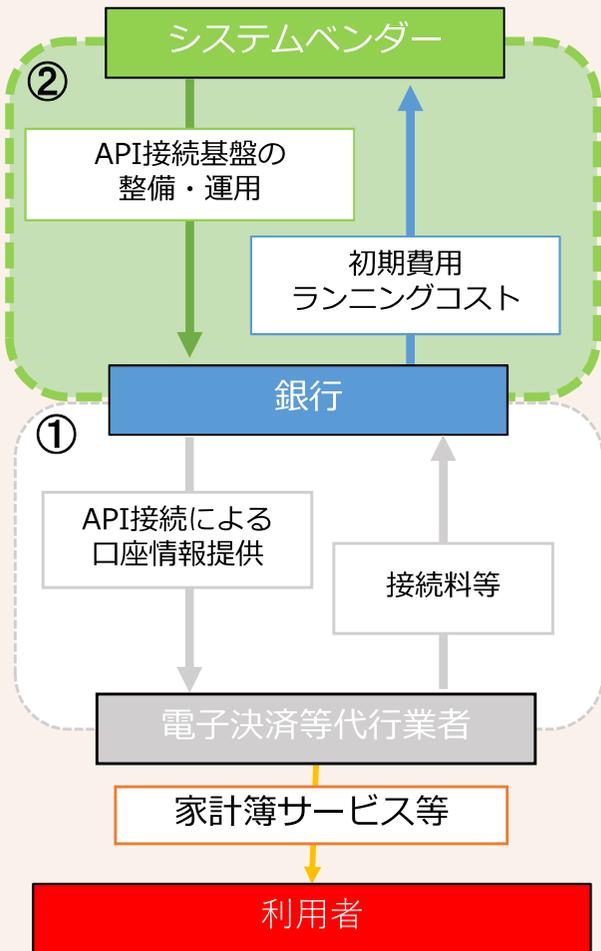
(単独の直接取引拒絶, 取引妨害)

- 市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、同一の役務に係る取引条件等について一部の電子決済等代行業者に対してのみ差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

(差別対価, 差別取扱い)

②銀行とシステムベンダー間の取引

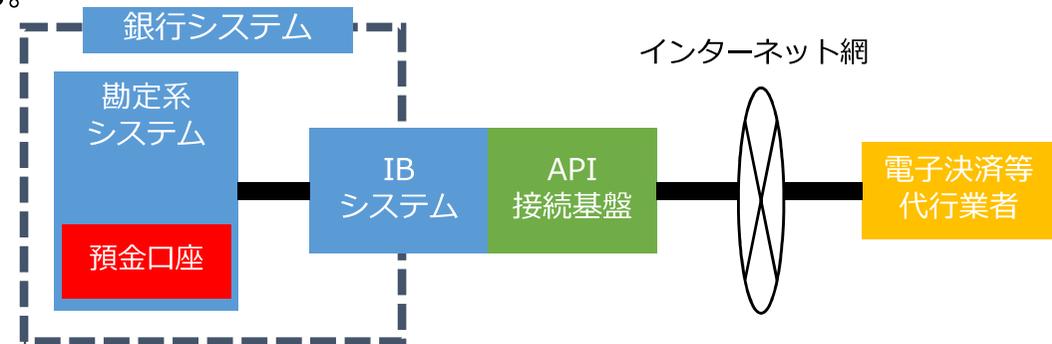
家計簿サービス等に係る取引構造



- 銀行は、システムベンダーにAPI接続基盤の整備・運用を委託し、初期費用及びランニングコストを支払う。【本文P10・16以下】 これらの費用を基にしつつ、電子決済等代行業者に求める接続料の水準を決定する。【本文P26】
- 約7割の銀行が、他社ベンダー※を含め複数のシステムベンダーを検討している一方、実際に他社ベンダーに委託した銀行は2割弱にとどまる。【本文P19】
- API接続基盤の整備を他社ベンダーに委託する場合、システムの仕様公開といった既存ベンダー※の協力が不可欠。【本文P20以下】 仕様公開等の既存ベンダーの協力が得られず、他社ベンダーが受注できなかったという事例も確認された。【本文P30】
※ 個別の銀行が既に勘定系システムやインターネットバンキングシステムの整備等を委託しているシステムベンダーを既存ベンダー、既存ベンダー以外のシステムベンダーを他社ベンダーという。
- システムについて十分な知識を有する行員が不足し、見積りの精査やシステムベンダーとの対等な交渉が困難とする銀行があった。【本文P31】

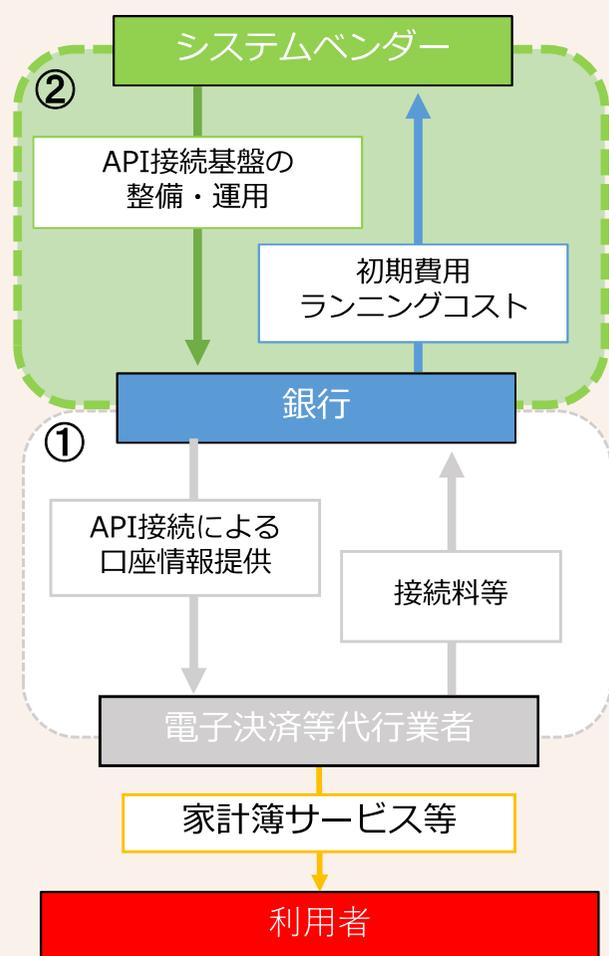
〔参考〕API接続基盤の概要

- 多くの銀行は、既存のインターネットバンキングシステム(下図:IBシステム)を利用して、口座情報を管理している勘定系システムにAPI接続基盤を接続している。
- なお、インターネットバンキングシステムを経由せず、API接続基盤を勘定系システムに直接接続するパターンもある。



②銀行とシステムベンダー間の取引

家計簿サービス等に係る取引構造【再掲】



《競争政策上の考え方》【本文P42】

- 銀行が、今後新たにAPI接続基盤を整備する場合や、既存のシステムを見直す場合など、API接続基盤に係る調達を行う際に、複数のシステムベンダーから見積りを取るなど、システム調達の方法に十分な競争性が確保されることが望ましい。
- 銀行において、人材育成等によるシステムに関する知見や専門性の確保を図るなど、システムベンダーとの間のシステムに関する情報の非対称性の解消に向けた取組を行うことも考えられる。

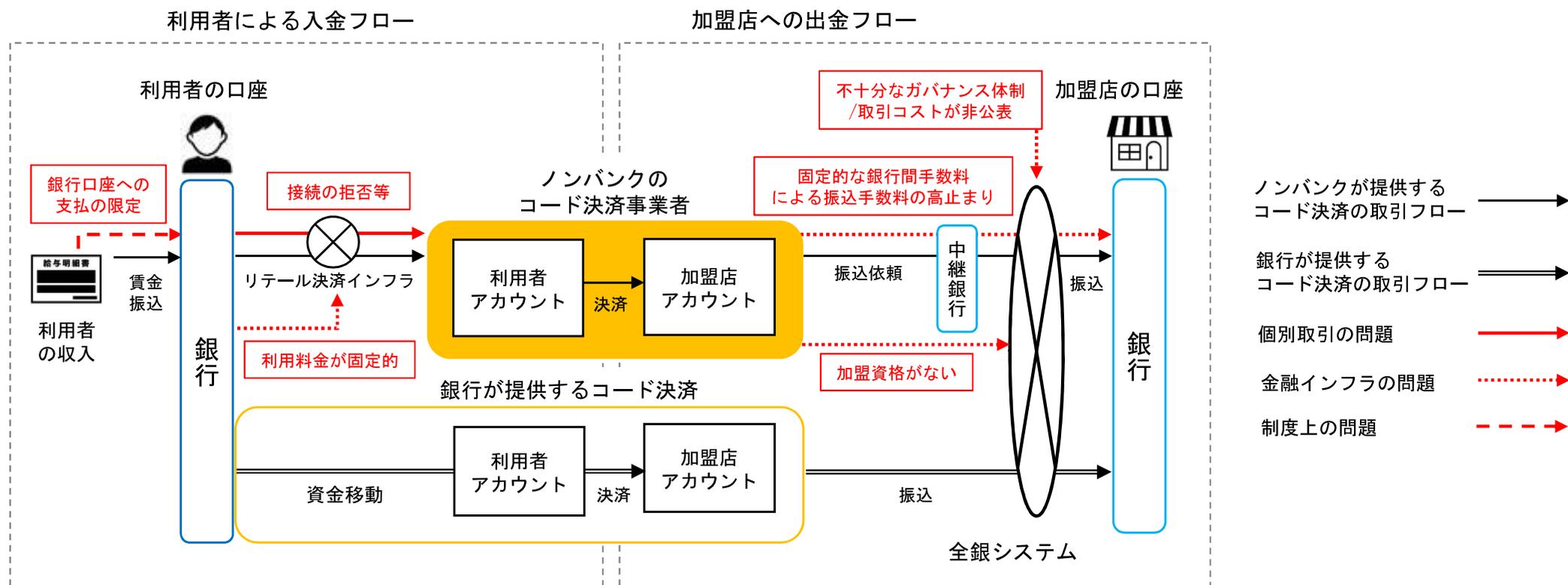
《独占禁止法上の考え方》【本文P42以下】

- 既存ベンダーが、合理的な理由なく仕様公開を拒むなどして、他社ベンダーが銀行から受託することを不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。**(取引妨害)**
- 市場において有力な既存ベンダーが、既に提供している勘定系システムやIBシステムの提供の停止を示唆することなどにより、自社とのAPI接続基盤の取引を強要し、不当に、銀行が他社ベンダーに委託できないようにする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

(抱き合わせ販売, 排他条件付取引等)

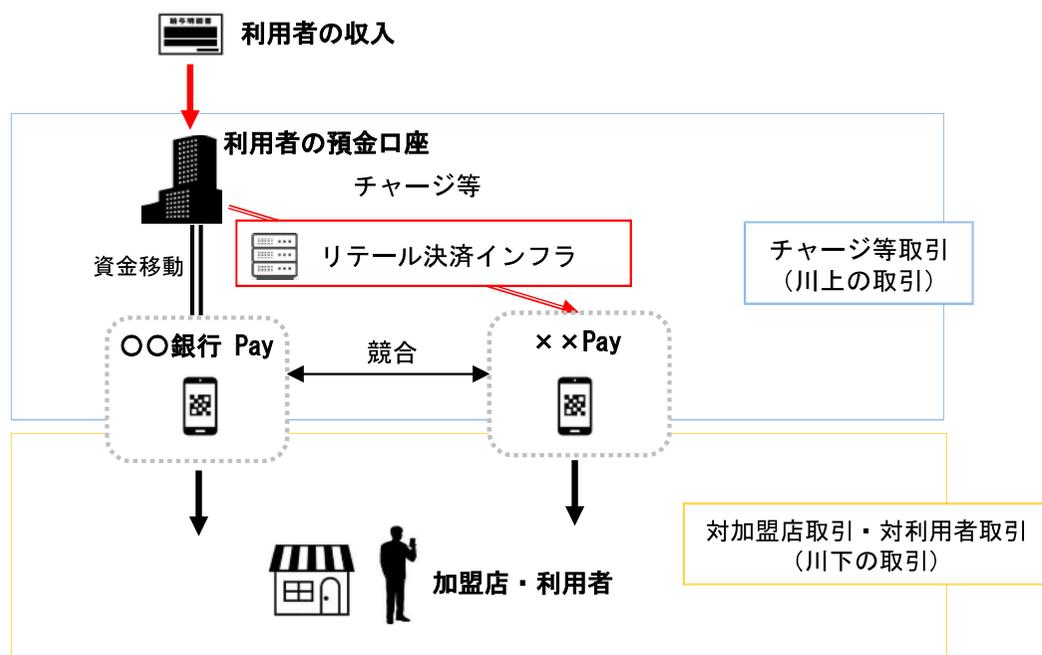
調査のポイント

- キャッシュレス決済の中でも急速に広まりつつある、スマートフォン上の決済アプリを通じてQRコードやバーコードを利用することにより決済を行う「コード決済」を主な調査の対象とした。
- 本調査が取り扱うコード決済の取引フロー並びに独占禁止法上及び競争政策上の問題点は以下のとおり。

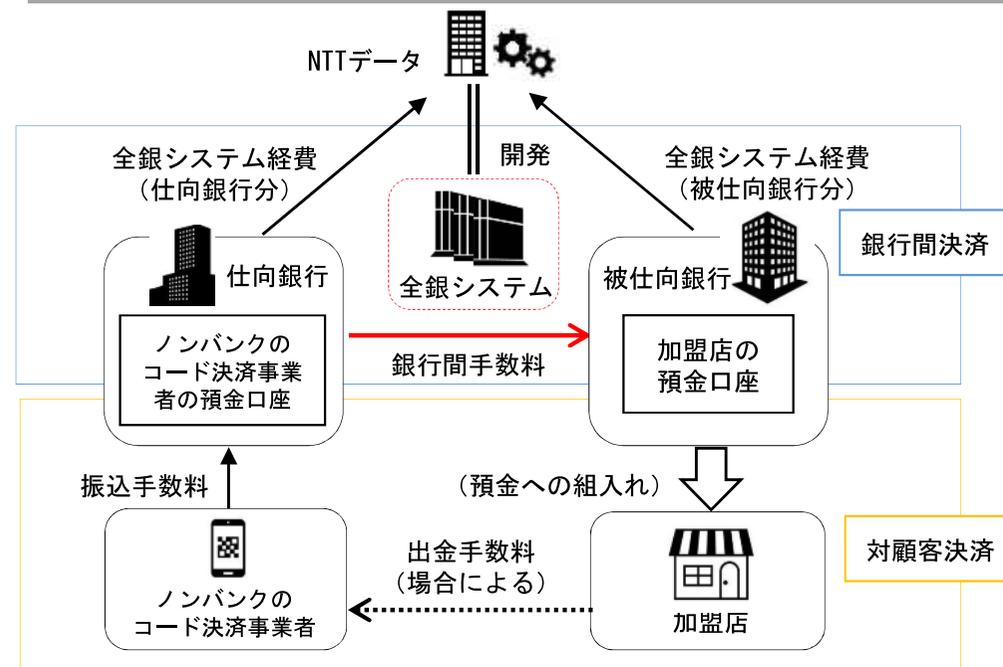


ノンバンクのコード決済事業者とコード決済を提供する銀行との間の競争条件に差異が存在。
 イコールフットINGが確保されていないことが、**低コストで利便性の高い決済を実現するための障害となる可能性。**

1. 利用者による入金フロー（チャージ等取引）の現状



2. 加盟店への出金フロー（振込取引）の現状



- 銀行がコード決済を提供する場合は、自行に開設された利用者の口座を利用してコード決済を提供可能。【本文P10】
- チャージ等の原資となる賃金は原則銀行口座への振込が行われることから、ノンバンクのコード決済事業者は銀行口座へアクセスすることが不可欠。【本文P11】
- 銀行とノンバンクのコード決済事業者の間には、
 - ① ノンバンクのコード決済事業者は利用者の銀行口座に接続しなければ、決済手段を確保できない垂直的な取引関係（川上・川下関係）
 - ② 対利用者や対加盟店向けの取引における水平的な競合関係が存在。【本文P25】
- リテール決済インフラのうちNTTデータが提供するCAFISは、ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に事実上利用が不可欠。【本文P38】

- ノンバンクのコード決済事業者による加盟店への出金には、振込が利用される。【本文P9】
- 他行為替においては、顧客（支払人、受取人）と銀行との間の決済（対顧客決済）及び、仕向銀行と被仕向銀行との間の決済（銀行間決済）のそれぞれが行われる。【本文P44以下】
- 振込において他行為替を行う場合は、全銀ネットが運営する全国銀行内国為替制度に基づき行われる。同制度を運営するための銀行間ネットワークシステムとして全銀システムが利用されている。【本文P45】
- 全国銀行内国為替制度は、規模の経済、ネットワーク外部性、自然独占性を有し、他行為替を行う加盟店への出金の際に事実上利用が不可欠。【本文P46】

1. 利用者による入金フロー（チャージ等取引）に係る課題・提言 I

①銀行とノンバンクのコード決済事業者の取引の問題

利用者の収入



利用者の〇〇銀行の預金口座



資金移動

- ・チャージ等取引の拒否
- ・キャンペーン費用の負担要請 等

〇〇銀行 Pay



競争

××Pay



加盟店・利用者



- クレジットカードからのチャージ等やATMを利用した現金のチャージはコストや利便性の点で銀行口座からのチャージ等に劣ることから、銀行口座からのチャージ等は、コード決済事業者にとって重要性の高いチャージ等の方法となっている。【本文P26以下】
- 自らもコード決済を提供する銀行は、川下の取引において、自らが提供するコード決済の競争条件を有利にすることや、ノンバンクのコード決済事業者を排除することへのインセンティブが生じやすい。【本文P27以下】
- チャージ等取引における取引時確認の義務の履行、チャージ等のシェアの大きさ、回収困難な初期費用、消費者行動といった事情を踏まえると、ノンバンクのコード決済事業者にとって、銀行との取引が困難になることが、事業経営上大きな支障を来す場合が存在する可能性がある。【本文P28以下】

《独占禁止法上の考え方》【本文P60以下】

銀行口座からのチャージ等取引における以下のような行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

- 銀行口座からのチャージ等取引の市場において有力な銀行が、コード決済の提供において競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除するなどの目的をもって、当該コード決済事業者とのチャージ等取引を拒絶することやチャージ等取引に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げること等。（単独の直接取引拒絶、取引妨害等）
- 取引上の地位がノンバンクのコード決済事業者に対して優越している銀行が、①銀行自らが提供するコード決済サービスの加盟店開拓を行わせること、②キャンペーン費用の負担を要請すること、③ノンバンクのコード決済事業者の保有するデータを提供させることなどにより、相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。（優越的地位の濫用）

1. 利用者による入金フロー（チャージ等取引）に係る課題・提言Ⅱ

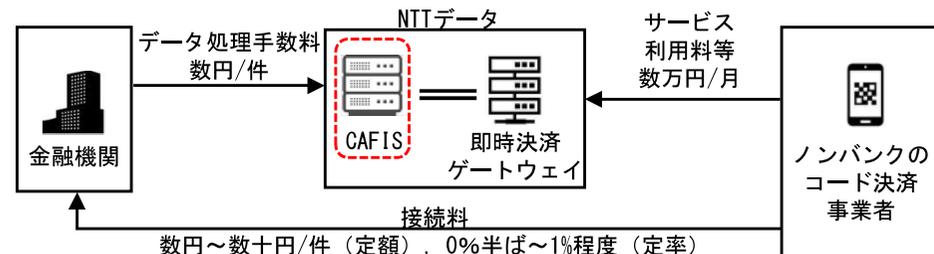
②リテール決済インフラ（CAFIS）の利用料金の設定・更新系APIの活用

- CAFISはノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に、事実上利用が不可欠なリテール決済インフラ。【本文P38】
- リテール決済インフラの取引量は大幅に増加している一方、CAFISの契約約款で定められた**従量制料金は10年間以上不変**。【本文P43】
- CAFISサービスの売上高営業利益率は10%台と高い傾向。【本文P43】
- CAFISの利用料金は、ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に銀行に対して支払う費用に転嫁されているとの銀行の見解。【本文P16以下】

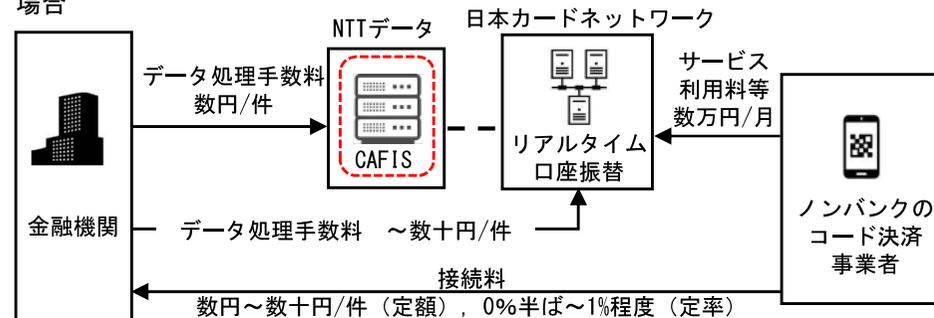
《競争政策上の考え方》【本文P64以下】

- CAFISの利用料金が固定的であることは、銀行口座からのチャージ等に係る費用を高止まりさせることにもつながるおそれ。
- CAFISがチャージ等取引を行う上で事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、CAFISの利用料金については利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが望ましい。
- 各銀行は、決済インフラへの競争圧力を高めるため、更新系APIの利用を簡便に行える環境の整備を検討することが望ましい。

①NTTデータが提供する即時決済ゲートウェイサービスを利用する場合



②日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替サービスを利用する場合



③ノンバンクのコード決済事業者のアカウントへの賃金の支払が競争条件のイコールフットィングに与える影響

- コード決済の利用者の約4割は、コード決済事業者のアカウントへ賃金の支払が行えるようになった場合、自身が利用するコード決済サービスのアカウントへ賃金の一部の振込を検討すると回答。【本文P25】
- ノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば、**銀行口座に接続することなく、利用者に対してコード決済を提供することも可能**となる。【本文P67】

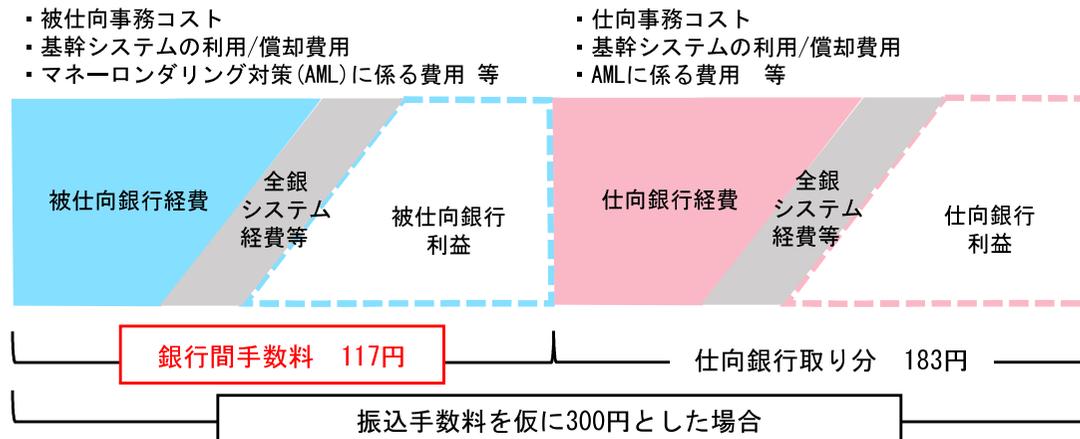
《競争政策上の考え方》【本文P67】

- 資金移動業者のアカウントへの賃金支払の解禁が行われた場合には、銀行とノンバンクのコード決済事業者間のコード決済における競争条件のイコールフットィングの確保に好ましい影響が生じると考えられる。

2. 加盟店への出金フロー（振込取引）に係る課題・提言 I

①銀行間手数料に係る取引慣行の見直し

（例）他行為替の振込手数料の費用構造（3万円未満の振込をインターネットバンキング経由で行う場合）



- 銀行間手数料は、銀行が相対交渉で決定することとされている一方、全ての銀行が3万円未満の場合117円、3万円以上の場合162円（それぞれ税抜）と設定しており、これらの水準については、事務コストを大幅に上回っているとの見解。【本文P49以下】
- 現行の銀行間手数料は、全銀ネットの前身である内国為替運営機構が過去に通達した水準を参考に各銀行が設定しており40年間以上不変。本調査開始までの期間において銀行間手数料水準の変更交渉が行われた事実は確認できなかった。【本文P49】
- 銀行間手数料が事実上固定的となっていることにより、他行為替の振込手数料の水準や本支店為替の利用拒否といった形で振込取引に影響。【本文P52以下】
- 本調査では、諸外国の振込取引において銀行間手数料に相当する手数料が発生している事例は確認できなかった。【本文P55】

《競争政策上の考え方》 【本文P65以下】

- 各銀行は、銀行間手数料の必要性を含めた検討を行った上、設定水準、設定根拠に関する説明責任を十分果たすことにより、事務コストを大きく上回る銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである。

2. 加盟店への出金フロー（振込取引）に係る課題・提言Ⅱ

②全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保

- 全国銀行内国為替制度の運用に関し、①個別の銀行が制度の改善を求める提案を行うことは困難との銀行の見解、また、②一般消費者や企業のニーズを吸収する場としての全銀ネット有識者会議は十分な議論を尽くせる場として機能していないとの有識者の指摘。【本文P54以下】
- 諸外国では資金決済システムを利用した取引コストが公表されている一方、我が国は非公表。【本文P55】
- ガバナンス体制や取引の透明性が確保されていないことは、自然独占性や不可欠性を有する全国銀行内国為替制度の費用構造の改善の機会を限定的にする可能性。【本文P66】

《競争政策上の考え方》 【本文P65以下】

- 全銀ネットは、エンドユーザーのニーズを反映できるようガバナンス体制を強化することが望ましい。
- 全銀ネットは、全銀システムを利用した取引コストの透明性を確保することが望ましい。

③資金決済システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討

- 銀行同様に為替取引を行っている資金移動業者には全国銀行内国為替制度への加盟が認められていない。【本文P56以下】
- 本調査で指摘された入金フローにおける銀行口座からのチャージ等において生じるコスト等や出金フローにおける振込依頼コストについては、資金移動業者が全銀システムへアクセスできる場合には負担が軽減される可能性。【本文P57】
- 65%以上の資金移動業者が、資金決済システムの利用が可能となった場合、利用を積極的に検討するとアンケートに回答。【本文P58】

《競争政策上の考え方》 【本文P66】

- 全銀ネットは、全銀システムへの接続に求められる条件を整理し、条件を満たす資金移動業者に対しては、アクセス開放を検討することが望ましい。

家計簿サービス等に関する
実態調査報告書

令和2年4月

公正取引委員会

目次

第1	調査の趣旨・方法	- 1 -
1	調査の趣旨	- 1 -
2	調査対象・調査の方法	- 1 -
第2	家計簿サービス等及びその取引の基本構造	- 2 -
1	家計簿サービス等の概要	- 2 -
2	口座情報の取得	- 6 -
3	API 接続のためのシステム	- 10 -
4	家計簿サービス等の提供に係る取引の概要	- 18 -
第3	家計簿サービス等の分野における取引の状況	- 25 -
1	契約交渉の状況	- 25 -
2	契約交渉の進展	- 36 -
3	再交渉の可能性	- 39 -
第4	家計簿サービス等の分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方	- 40 -
1	銀行と電子決済等代行業者の取引	- 40 -
2	銀行とシステムベンダーの取引	- 42 -
第5	今後の取組	- 43 -

第1 調査の趣旨・方法

1 調査の趣旨

昨今、金融分野においては、フィンテック¹を活用する事業者（以下「フィンテック企業」という。）が参入し、個人向けの家計簿サービス²及び中小企業や個人事業主向けの会計サービスを提供する事例がみられる。これらのサービスは、新たなテクノロジーを活用することにより利用者の金融資産の管理を容易にするとともに、金融資産の保有状況等について分析等を行い、利用者のニーズに合わせてアドバイスを行うなど、利用者には新たな価値を提供するサービスである。

これらの分野においてフィンテック企業の参入が進み、活発な競争が行われることにより、利用者の利便性が向上するとともに、銀行が保有する口座情報をはじめとする様々なデータがフィンテック企業に集積することにより、それらを用いた新たなサービスの創出が期待される。しかし、フィンテック企業の新規参入や参入後の事業活動を妨げるような要因があれば、期待される利便性向上等の効果が限定的になるおそれがある。

このことから、公正取引委員会は、フィンテックを活用して提供される家計簿サービス及び会計サービスの分野について、取引慣行や規制が新規参入や参入後の事業活動の妨げとなっていないかという観点から実態調査を実施し、広く同分野における取引の実態等を把握するとともに、競争環境整備の観点から、独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行うこととした。

2 調査対象・調査の方法

調査は、後記(1)及び(2)のとおり、事業者及び消費者に対して、ヒアリング又はアンケート³により実施した。

(1) ヒアリング調査（調査期間：令和元年10月～令和2年3月）

銀行⁴ 26行

家計簿サービス又は会計サービスを提供するフィンテック企業（電子決済等代行業者⁵） 7社

システムベンダー 8社

¹ フィンテックとは、金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービスを指す。

² 資産管理サービスとも呼ばれることもあるが、本調査では「家計簿サービス」とする。

³ 以降、本報告書において、「ヒアリング」又は「アンケート」といった場合、本項におけるヒアリング又はアンケートをいう。

⁴ 本調査では邦銀を対象とした。

⁵ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第18項の「電子決済等代行業者」をいう。

業界団体 1 者
合計 42 者

(2) アンケート調査(調査期間:令和元年 11 月 12 日~令和 2 年 1 月 31 日)

① 事業者向け

銀行 137 行 (回答数 129 行)
電子決済等代行業者 60 社⁶ (回答数 44 社)
システムベンダー 8 社 (回答数 7 社)
合計 205 事業者 (回答数:180 社, 回収率:88%)

② 消費者向け

家計簿サービスを利用している消費者 2,000 人

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代 以上	合計
男性	47	112	228	281	244	295	79	1,286
女性	40	131	186	133	114	87	23	714

第 2 家計簿サービス等及びその取引の基本構造

1 家計簿サービス等の概要

前記第 1 の 1 のとおり,本調査においては,個人向けの家計簿サービス及び中小企業や個人事業主向けに提供される会計サービスを対象とした。家計簿サービス及び会計サービスについては,後記(1)及び(2)のとおり,サービスごとに多様な特徴があるが,その主たる特徴は,利用者が,スマートフォンやタブレット等にダウンロードしたアプリケーションに,預金口座やクレジットカードの番号等を登録することにより,預金口座の入出金の動きやクレジットカードの使用状況等の複数の情報が自動的に記録され,一元的にこれらの状況等を確認することができることである。このように,両者は利用者が異なるものの,銀行から口座情報を取得するなどして,それをを用いて利用者に対してサービスを提供するという点において共通していることから,本調査においては「家計簿サービス等」と総称する。

また,家計簿サービス等を提供する事業者が取得した口座情報や,口座情報を用いて作成された情報は,銀行においても,融資業務等に利用されることがある。

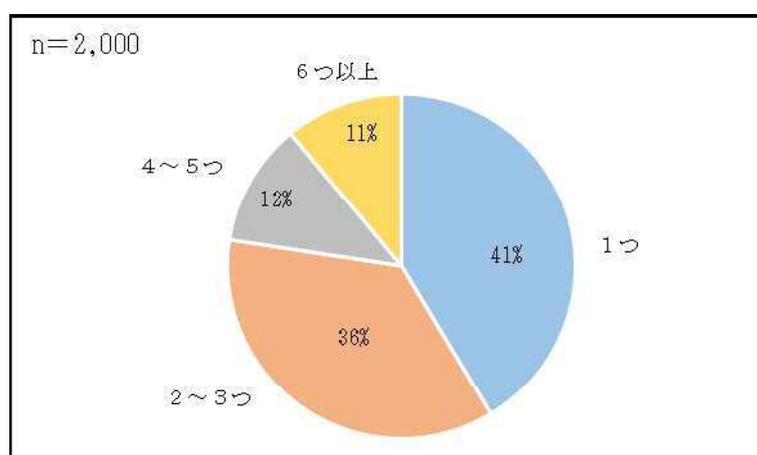
⁶ アンケート開始時点(令和元年 11 月 13 日)において電子決済等代行業者としての登録を受けていた者を対象とした。

(1) 家計簿サービス

家計簿サービスとは、スマートフォンやタブレット等にダウンロードしたアプリケーション上で複数の銀行の預金口座やクレジットカード等の収支の状況を自動で記録し、家計簿を作成するサービスである。利用者が自身の預金口座やクレジットカード等の情報を登録することにより、これらにおける日々の収入や支出の額が自動的に家計簿に取り込まれ、食費や光熱費等に分類された上で記録される。これにより、1つの家計簿サービスにおいて複数の預金口座における入出金やクレジットカードの購買履歴等の情報を一覧することが可能となる。また、例えば、利用者がスマートフォンのカメラでレシートを撮影することにより、現金による支払の情報を自動的に家計簿に記録する機能もある。

なお、消費者向けアンケートによれば、家計簿サービスの利用者のうち、半数以上が、1つの家計簿サービスのアプリケーションにおいて複数の銀行の預金口座を登録していると回答している（図表1）。

図表1 家計簿サービスに登録している預金口座数



【出典】消費者向けアンケート結果

このような家計簿サービスを提供する主な事業者は、現在5社⁷存在しており、預金口座を登録している利用者は延べ約500万人⁸に達する。また、多くの家計簿サービスでは無料のものと有料のものがそれぞれ提供されており、有料サービスには、上記のような基本的な家計簿サービスの

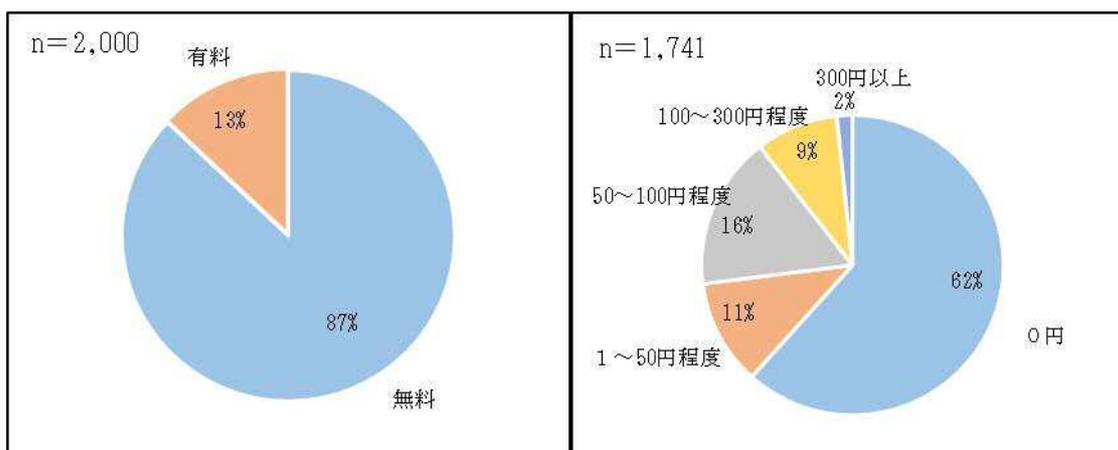
⁷ アンケート調査の回答内容の集計及び事業者からのヒアリングによるもの。

⁸ アンケート調査の回答内容を集計したもの。

機能に加え、例えば、作成した家計簿の情報を基に家計状況を分析し、家計の改善点を指摘する機能や、ポイント等の有効期限が通知される機能を利用できるほか、画面に広告が表示されないといったメリットがある。有料サービスの料金は、各社とも、月額 300～500 円程度となっている。この点、消費者アンケートにおいては、家計簿サービスの利用者のうち約 9 割が無料サービスを利用していると回答しているほか、現在利用しているサービスについて、無料サービスの利用者のうち約 6 割が、無料でなければ利用しないと回答している（図表 2 及び図表 3）。また、6 割以上の利用者が、そもそも「自分の情報を参照する」ものであることから、無料であるべきと認識している（図表 4）。

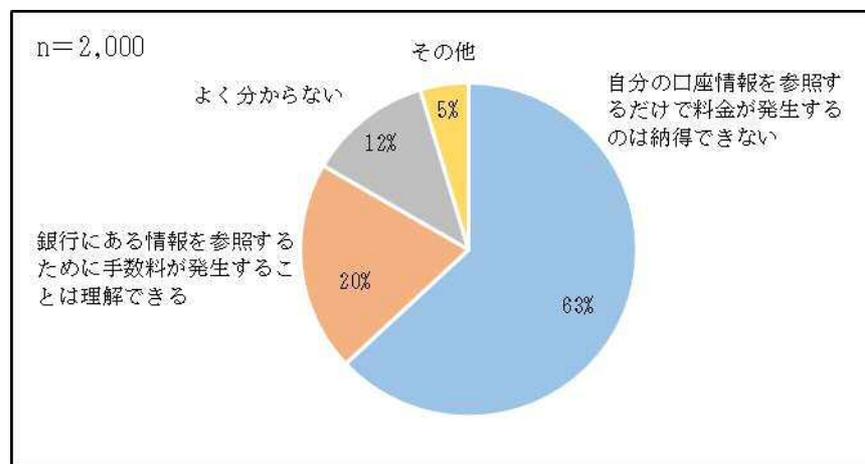
図表 2 無料又は有料プランのどちらを利用しているか（左）

図表 3 （無料会員向け）現在と同様のサービス内容を利用できる場合に支払ってもよいと考える月額利用料（右）



【出典】消費者向けアンケート結果

図表4 自身の口座情報を参照する際に料金が発生することについてどのように考えるか



【出典】消費者向けアンケート結果

家計簿サービスを提供する事業者は、主に有料サービスによる課金とアプリケーション上に表示させる広告の広告料を収入としている。

(2) 会計サービス

会計サービスとは、中小企業や個人事業主が行う会計業務や確定申告をサポートするサービスである。基本的な機能は家計簿サービスと同様であり、中小企業等が利用している預金口座等の情報を利用して、預金口座における入出金の動き等を会計帳簿に自動的に仕分したり、決算書類を自動的に作成したりするものである。

また、預金口座の入出金に係るデータは、銀行等の融資手続に用いられることもある。これにより、サービスを利用している中小企業等が融資を受ける場合に、従来必要とされてきた銀行等に対する財務状況に係る書類の提出等を省略し、融資の手続に要する期間を短縮することができる。

このような会計サービスを提供する主な事業者は、現在6社⁹存在しており、預金口座を登録している利用者は延べ約50万者¹⁰に達する。また、会計サービスは、おおむね有料で提供されており、一般的な月額利用料は数千円程度である。これらの会計サービスを提供する事業者は、そのサー

⁹ アンケート調査の回答内容の集計及び事業者からのヒアリングによるもの。このうち1社は、家計簿サービスの提供も行っている。

¹⁰ アンケート調査の回答内容を集計したもの。

ビス提供に係る対価を主な収入としている。

2 口座情報の取得

(1) 情報取得の手法

前記1のとおり、家計簿サービス等を提供する事業者は、そのサービスを提供するために、利用者の銀行口座の情報を取得することが必要となる。銀行が保有する口座情報は、銀行における預金、融資、為替等の業務処理機能を担っている勘定系システム（3(2)において後述。）において管理されているため、口座情報を取得するためには、勘定系システムにアクセスする必要がある。なお、ATMやインターネットバンキング（IB）サービス¹¹（以下「IBサービス」という。）を利用して預金残高を参照したり、振込を行ったりする場合も同様に勘定系システムにアクセスしている。

家計簿サービス等を提供する事業者は、従前、IBサービスの利用者向けに家計簿サービス等を提供してきており、IBサービスの対象となる口座情報を取得する際に、利用者からIBサービスに係るパスワード等を受け取り、利用者に代わって勘定系システムにアクセスし、情報を取得する、いわゆる「スクレイピング」と呼ばれる手法を用いていた。また、平成30年5月31日までは、家計簿サービス等を提供する事業者は法律に基づく登録等を受ける必要はなく、自由に事業を行うことができた。

(2) 銀行法の改正

前記(1)のとおり、家計簿サービス等を提供する事業者がスクレイピングという手法を用いる際には、利用者がパスワード等の情報を事業者に預けるため、情報セキュリティ上の懸念が指摘されていた。また、家計簿サービス等を提供する事業者と銀行との間に契約関係がないため、利用者に損害が生じた際の賠償責任等の所在が不明確であった。さらに、IBサービスへのアクセスが利用者によるものか家計簿サービス等を提供する事業者によるスクレイピングによるものかについて、銀行にとっては、外形的に判断することが困難であることから、その接続について管理できないといった課題もあった。

これらの課題を踏まえ、利用者保護を確保しつつ、家計簿サービス等を提供する事業者を含めたフィンテック企業とのオープン・イノベーション

¹¹ インターネットバンキングサービスは、インターネットバンキングシステムを導入している銀行の利用者が、同サービスに申し込むことにより、パソコンやスマートフォン等の端末を利用してインターネットに接続し、金融機関のシステムにアクセスして口座残高照会や資金移動等を行えるサービスである。同サービスは、個人口座用と法人口座用がそれぞれある。

ン（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備するため、平成 29 年に銀行法が改正¹²された。その結果、家計簿サービス等を提供する事業者は、その業を行うために、「電子決済等代行業者」としての登録を受けるとともに、銀行との間で「電子決済等代行業」に係る契約を締結することが義務付けられた。また、銀行は、電子決済等代行業者がスクレイピングによらずに口座情報を取得できるようにするための体制整備に努めること¹³とされ、電子決済等代行業者による口座情報の取得に当たっては、原則として API という技術が用いられることとなった。

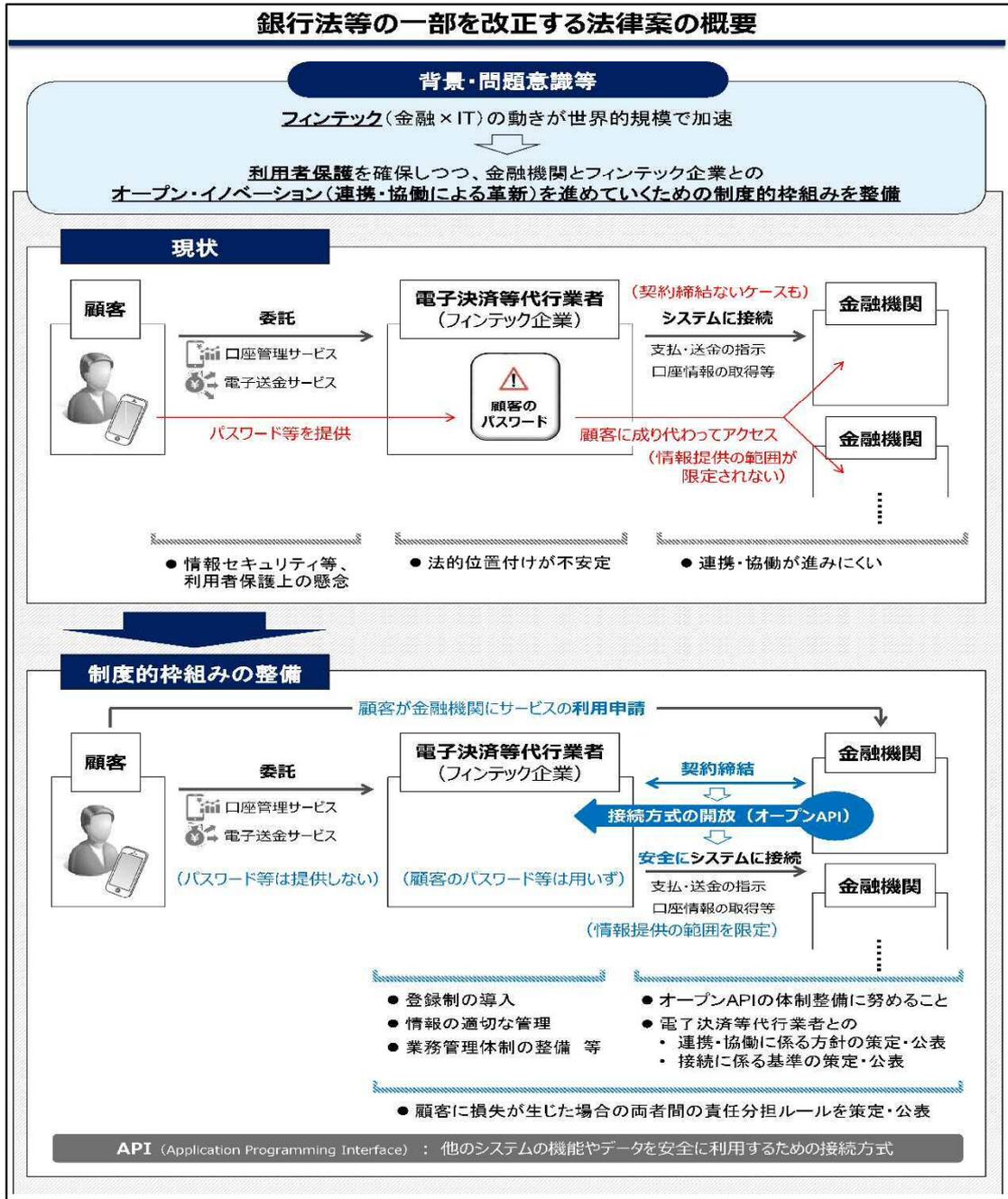
API とは Application Programming Interface の略であり、「他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式」を指す。この API を利用することにより、電子決済等代行業者は利用者の IB サービスに係るパスワード等を用いることなく勘定系システムにアクセスすることが可能となる（以下、API を利用して勘定系システムにアクセスすることを「API 接続」といい、他の企業等からのアクセスを可能とするため API を公開することを「オープン API」という。）。

なお、従前、スクレイピングにより参照できる情報は、IB サービスで参照できる情報全てであり、普通預金口座のほか、外貨預金口座や投資信託口座等の情報を取得することが可能な場合もあったが、銀行法においては、API 接続によって取得できる情報の範囲は特段規定されていないため、どのような情報へのアクセスを認めるかは各銀行の判断に委ねられている。

¹² 銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号。以下「銀行法等改正法」という。）

¹³ 銀行法等改正法附則第 11 条

図表5 銀行法等改正法概要



【出典】金融庁 HP

(3) 銀行法下における手続

ア 電子決済等代行業者の登録

銀行法において、電子決済等代行業は、①預金者の委託を受け、振込等の指図を銀行に伝達する事業(第1号事業)及び②預金者の委託を受けて銀行が保有する口座情報を取得し、当該預金者に提供する事業(第

2号事業)に分類されている¹⁴。このうち、家計簿サービス等は、第2号事業に該当する。前記(2)のとおり、これらの業を行うためには電子決済等代行業者としての登録が義務付けられている。

また、電子決済等代行業者としての登録を受けるためには、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理を含めた電子決済等代行業を適切かつ確実に遂行するための体制を整備する必要がある。

イ 銀行との契約締結

銀行法上、電子決済等代行業者は、銀行が保有する口座情報を取得するためには、銀行ごとに電子決済等代行業に係る契約を締結する必要があり、契約においては以下の点を定めることとされている¹⁵。

- ① 電子決済等代行業に関し、利用者に損害が生じた場合における、銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
- ② 電子決済等代行業者がその業務に関して取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置に関する事項

また、銀行は契約締結に当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成・公表することとされている¹⁶。この基準には、電子決済等代行業者が業務に関して取得する利用者に関する情報の適切な取扱

¹⁴ 法律における定義は以下の通り。

○銀行法（昭和56年法律第59号）（抄）
（定義等）

第二条

17 この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。

二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

¹⁵ 銀行法第52条の61の10第2項

¹⁶ 銀行法第52条の61の11

い及び安全管理のために行うべき措置や、業務の適切な執行を確保するために整備すべき体制に関する事項が含まれることとなっている。

ウ 契約締結期限

銀行法の改正前から家計簿サービス等を提供していた事業者（以下「既存事業者」という。）については、銀行法等改正法において経過措置が定められており、その業を継続するためには、同法の施行日（平成30年6月1日）から6か月以内に登録申請を行う¹⁷とともに、令和2年5月31日まで¹⁸に銀行との間において電子決済等代行業に係る契約を締結する¹⁹こととされている。

3 API 接続のためのシステム

(1) 銀行における API 接続基盤整備

API 接続のためには、電子決済等代行業者がインターネット網を通じて銀行の勘定系システムにアクセスするための API 接続基盤と呼ばれるシステムを銀行において整備する必要がある²⁰。また、API 接続により取得できる口座情報の範囲を銀行において検討し、それに応じた API 接続基盤を整備することとなる。一般的に、銀行はその整備及び運用についてソフトウェアやハードウェアの開発・製造・販売・保守等を行う企業（システムベンダー²¹）に委託することとなる。

現状、銀行から API 接続基盤の整備及び運用を委託されているシステムベンダーは少なくとも12社存在²²する。上位3社のシステムベンダーが、法人口座については約9割、個人口座については約8割の銀行における API 接続基盤の整備を行っている（図表6）。

¹⁷ 銀行法等改正法附則第2条第1項

¹⁸ 令和2年4月14日、金融庁は、銀行及び電子決済等代行業者の双方が令和2年5月31日までに契約を締結する意向を示していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、実際の契約の締結が同日までに間に合わないものについては、契約締結期限を令和2年9月30日まで延長することを発表した（https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press_20200414.html）。

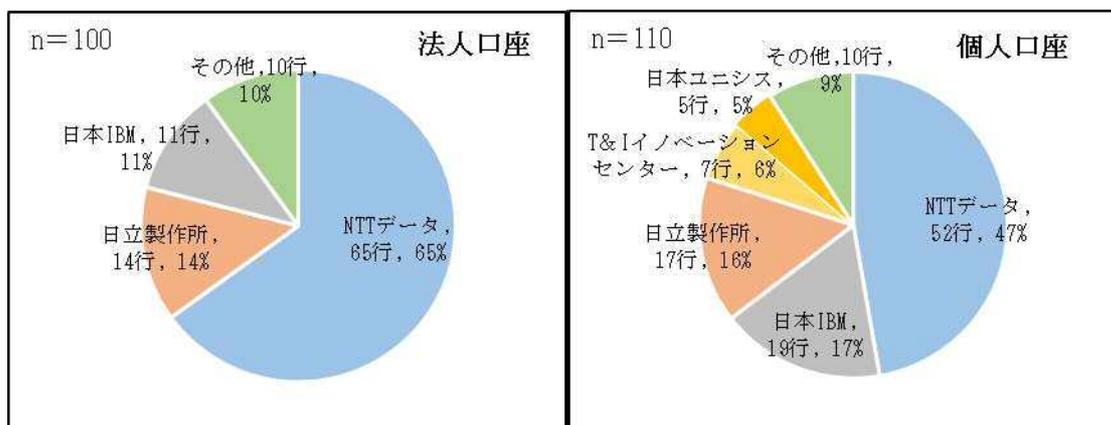
¹⁹ 銀行法等改正法附則第2条第4項

²⁰ API 接続基盤は、対応する口座の種別によって「法人口座」用と「個人口座」用に分けられ、口座の種別ごとに整備する必要がある。

²¹ 銀行システムを手掛けるシステムベンダーとしては、国内大手のITシステム企業、コンピュータ関連企業等がある。

²² アンケート調査の回答内容を集計したもの。

図表6 各銀行が API 接続基盤の整備及び運用を委託しているシステムベンダー（左：法人口座，右：個人口座）

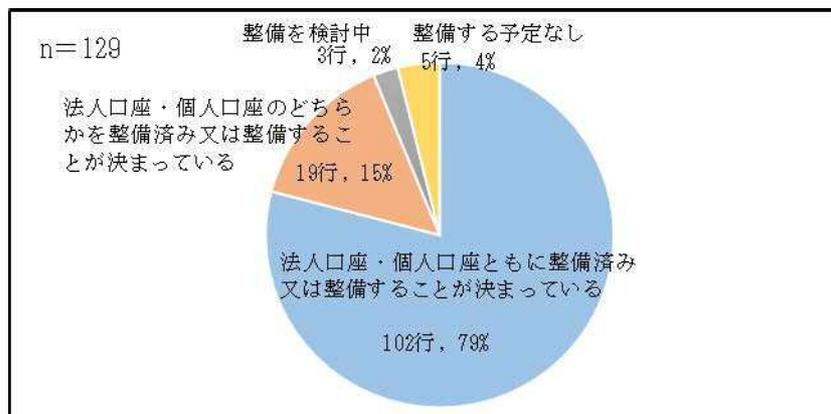


【出典】銀行向けアンケート結果

API はその機能により 2 種類に分けられ、振込など口座情報を更新するための「更新系 API」と、残高照会など口座情報を参照するための「参照系 API」とがある。電子決済等代行業者が家計簿サービス等を提供するために必要となるのは参照系 API である²³。API 接続基盤の整備については、成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において「2020 年 6 月までに、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。」とされており、令和元年 11 月時点では、102 行の銀行において法人口座及び個人口座ともに API 接続基盤を整備済み又は整備することが決まっていると回答している（図表 7）。

²³ 以下、「API」とは参照系 API を意味することとする。

図表7 銀行におけるAPI 接続基盤の整備状況



【出典】銀行向けアンケート結果

(2) 勘定系システム

銀行における勘定系システムは、預金、融資、為替等の業務処理機能を担っている基幹的なシステムである。勘定系システムについては、いわゆる都市銀行では初期投資額は数百～数千億円規模、運営費も年間数百億円となるなど、その整備及び運用に多額の投資を必要とする。地域銀行²⁴においては、1990年代後半以降、主にコスト削減の観点から、複数の銀行が共同でシステムの整備及び運用の全てを単一のシステムベンダーに委託し、複数の銀行で1つの勘定系システムを共同して利用するという勘定系システムの共同化の動きがみられるようになり、令和元年6月現在、地域銀行の9割程度が共同化されたシステムを利用している²⁵。

銀行にとって、システムの共同化は、システムの運営・改修に要する費用やシステムに関する知見を有する人員の手当てを複数の銀行で負担することにより、人件費を含めたシステム経費を削減できるといったメリットがある。

他方で、共同化のデメリットとしてはシステム仕様変更における制約が挙げられる。通常、共同化されたシステムの仕様変更を行う場合には他の銀行との意見調整が必要となる。

勘定系システムを単独で利用しているか共同化しているかにかかわらず、銀行が勘定系システムのシステムベンダーを変更することは少なく、銀行向けアンケートによれば、実際に勘定系システムのシステムベンダーを変更したことがある銀行（共同化への参加や経営統合を理由として

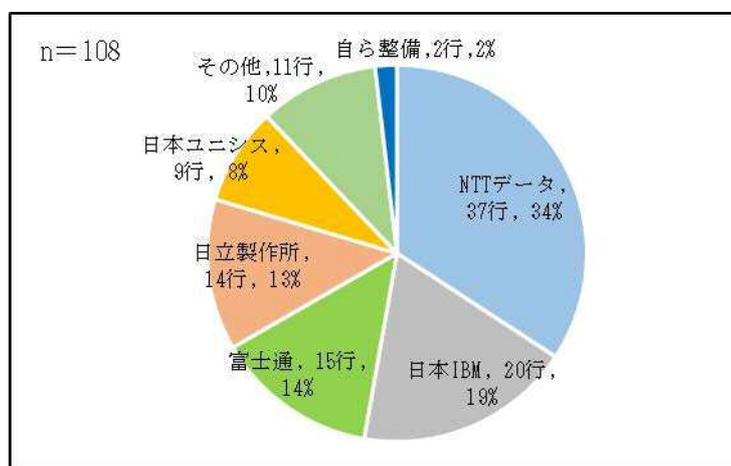
²⁴ 以下、一般社団法人全国地方銀行協会の会員であるいわゆる地方銀行と一般社団法人第二地方銀行協会の会員であるいわゆる第二地方銀行とを総称して「地域銀行」とする。

²⁵ 公益財団法人金融情報システムセンター編『金融情報システム白書（令和2年版）』P134

いる銀行を除く。)は1割程度であった。また、銀行からのヒアリングではシステムベンダーを変更しない理由として、高額な初期費用や移行期間中に一部サービスを停止しなければならない等の顧客への影響が指摘された。

なお、銀行向けアンケートによれば、回答のあった各銀行が勘定系システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダーは図表8のとおりであり、上位3社で約7割、上位5社で約9割の銀行における勘定系システムの整備及び運用等を行っている。

図表8 各銀行が勘定系システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダー



【出典】銀行向けアンケート結果

(3) 勘定系システムとの接続方式

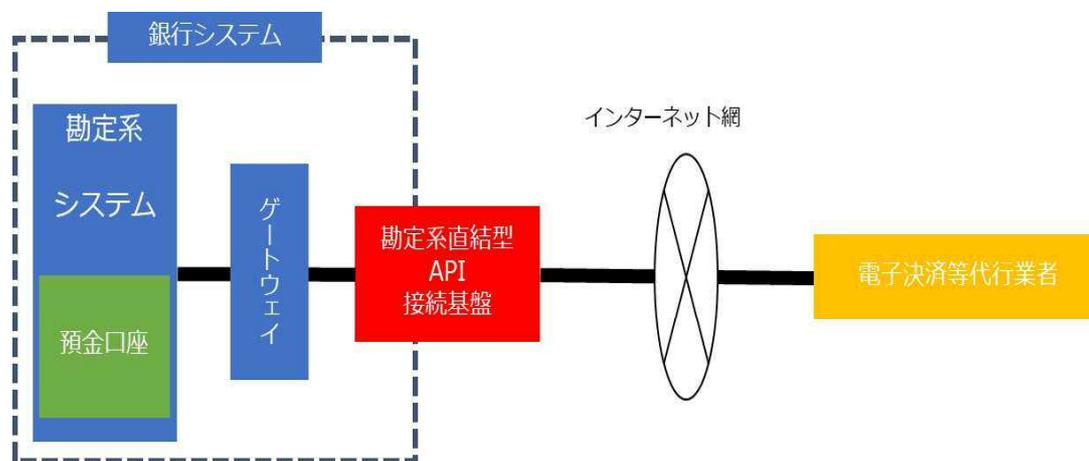
API 接続基盤の整備においては、API 接続基盤を勘定系システムに接続する必要があるが、その方式は大別すると2通りある。1つはAPI 接続基盤を勘定系システムに接続するためのゲートウェイ²⁶と呼ばれるシステムを新たに構築し、両者を直接接続するもの（以下「勘定系直結型」という。）であり（図表9-1）、もう1つは既存のインターネットバンキングシステム²⁷（以下「IBシステム」という。）にAPI 接続基盤を整備し、勘定系システムとIBシステムとの間に既に構築されているゲートウェイやIBシステムが持つ本人認証機能を利用するもの（以下「IB利用型」と

²⁶ 勘定系システムとAPI 接続基盤との情報のやり取りを行うためのシステムであり、API アダプタや内部API と呼ばれることもある。以下、異なるシステムの接続に必要となるシステムを総称して「ゲートウェイ」という。

²⁷ 銀行の利用者に対し、IB サービスを提供するために必要となるシステム。

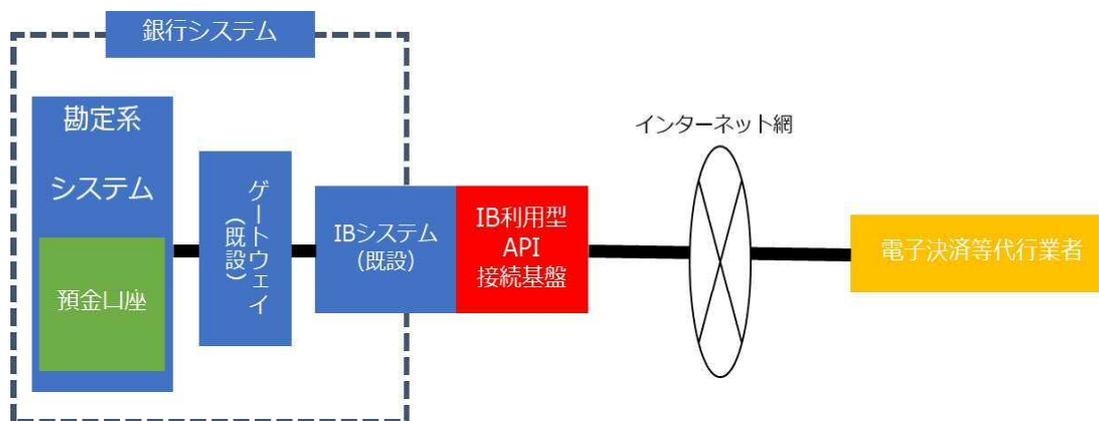
いう。)である(図表9-2)。以下、両接続方式の特徴を挙げる。

図表9-1 API接続の概念図(勘定系直結型)



【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

図表9-2 API接続の概念図(IB利用型)



【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

ア 勘定系直結型

勘定系直結型の場合には、ゲートウェイの構築が必要となり、そのため、後記イのIB利用型と比較すると、API基盤整備の工期は長期化するとともに初期費用は大きくなる。一般的には、銀行がシステムベンダーに支払う利用料や保守点検費用といった、システムの利用に当たり毎月発生するランニングコストは固定額となっていることが多い。

勘定系直結型の場合には、IBサービスの利用者に限らず、当該銀行に預金口座を開設している全ての者がAPI接続を用いたサービスを受

けられる。また、銀行にとっては、API 接続基盤を改修すれば、銀行側の創意工夫次第で API を用いた様々なサービスを利用者に提供することが可能であるというメリットがある。

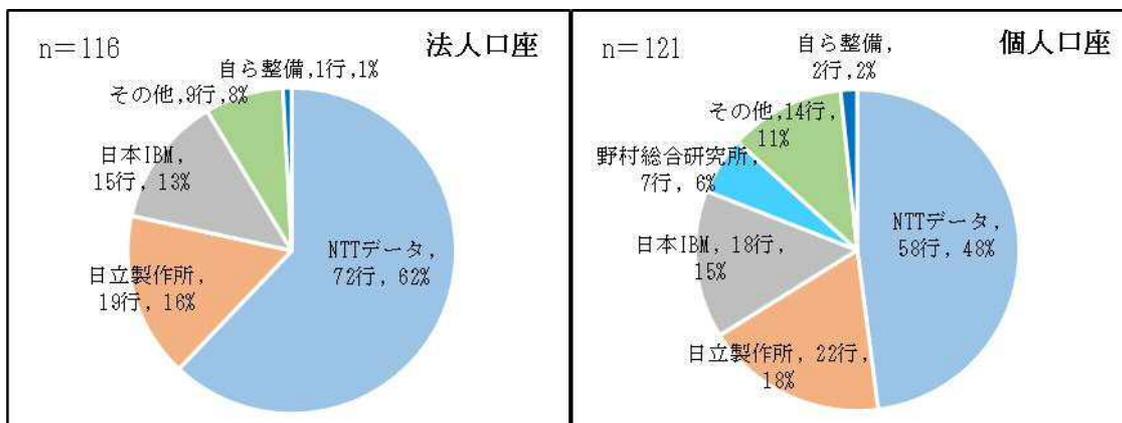
イ IB 利用型

(7) IB システム

IB システムとは、インターネットを通じて口座残高照会等を行うためのシステムであり、勘定系システムとの間に既にゲートウェイが構築されているほか、セキュリティの観点から本人認証機能が実装されている。IB システムは各銀行において 1990 年代後半頃から導入が進み、一般的に、システムベンダーがその整備及び運用を行っている。

なお、銀行向けアンケートによれば、回答のあった銀行が IB システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダーは、図表 10 のとおりであり、上位 3 社が、法人口座の約 9 割、個人口座の約 8 割について、IB システムの整備及び運用を行っている。

図表 10 各銀行が IB システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダー（左：法人口座，右：個人口座）



【出典】銀行向けアンケート結果

IB システムは、勘定系システムを整備したシステムベンダー以外のシステムベンダーであっても整備を行うことが技術的に可能である。実際に、銀行向けアンケートによれば、IB システムを整備している銀行のうち 3 割以上は、法人口座又は個人口座いずれかの IB システムについて、勘定系システムを整備を委託したシステムベンダーとは異なるシステムベンダーに整備及び運用を委託していた。

IB システムのランニングコストは、特に地域銀行において、従量制

(アクセスごとの課金又は一定期間におけるアクセス数に応じた課金)の料金体系となっていることがあり、この場合、利用者によるアクセス数が増加するにつれて銀行がシステムベンダーに支払う費用は増加することとなる。

なお、銀行やシステムベンダーからのヒアリングによれば、勘定システムと同様に、初期費用や顧客への影響に鑑み、IB システムのシステムベンダーを変更することは少ないとの指摘があった。

(イ) IB 利用型の特徴

IB 利用型での API 接続基盤の整備は、既設のゲートウェイや本人認証機能を活用するものであるため、勘定系直結型と比較してシステム上の改修作業が少なく、その分工期が短くなるとともに、初期費用は低く抑えられる。他方で、IB システムを利用するため、IB システムのランニングコストがアクセスごとの従量制や月間の上限アクセス数に応じた料金体系となっている場合には、API 接続によるサービスの利用者のアクセス数が増加するほど、銀行がシステムベンダーに支払う金額は大きくなる。

IB 利用型については、銀行における IB サービスの利用者のみが API 接続によるサービスを利用することができる²⁸。また、API 接続により電子決済等代行業者が利用可能な情報は、IB サービスで利用されている情報に限られるため、それ以外の情報を取得する必要性が生じた場合には、API 接続基盤のみならず IB システムの改修も必要となる。

ウ 小括

両接続方式の特徴をまとめると図表 11-1 及び 11-2 のとおりとなる。アンケートによれば API 接続基盤を整備済み又は整備することが決まっている銀行のうち、法人口座用で 8 割以上、個人口座用で 6 割以上が IB 利用型を選択していた (図表 12)。

なお、図表 11-2 のとおり、API 接続基盤に係る「初期費用」や「ランニングコスト」の金額については、銀行ごとにばらつきがみられる。これは、API 接続基盤は、一般的にその機能や、1 秒当たりの最大アクセス数といったシステムの性能に応じて、初期費用やランニングコストが異なるためである。例えば、同じ地域銀行という区分であっても、大手の地域銀行と中小の地域銀行では、預金者数や預かり資産等の規

²⁸ 銀行からのヒアリングによれば、IB サービスの加入率は 10%~40%程度となっている。

模に差があるため、API 接続基盤に係る費用についても相応の開きがあるものと考えられる。また、料金体系が従量制となっている場合には初期費用や月額固定費が比較的低廉となっている傾向がある。

図表 11-1 接続方式の比較

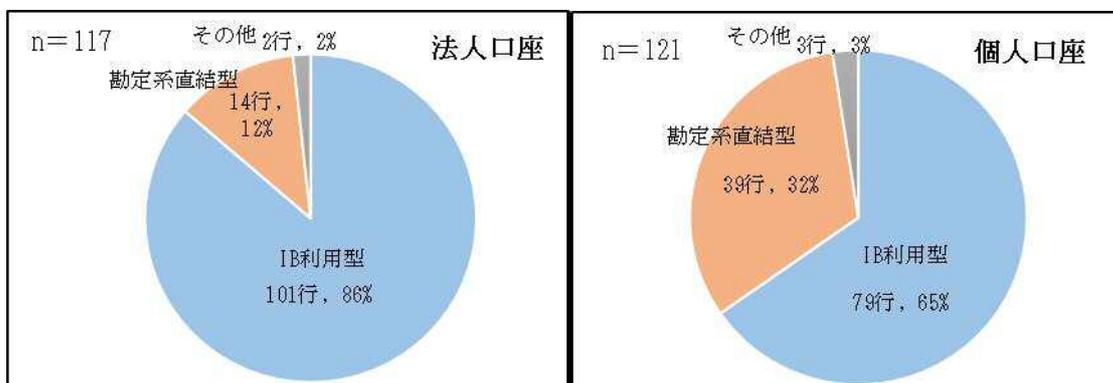
	工期	初期費用 (図表 11-2)	API 接続によるサービスを利用することができる者	機能拡張性
勘定系直結型	長い	高い	全預金者	高い
IB 経由型	短い	安い	IB サービスの利用者のみ	低い

図表 11-2 地域銀行における API 接続基盤の費用

	初期費用	ランニングコスト	
		月額固定費用	従量費用 (1 アクセス当たり・IB システム分含む)
地域銀行 (勘定系直結型)	数百万円～数億円	数十万円～数百万円	—
	1 千万円程度	数十万円	数円
地域銀行 (IB 利用型)	数百万円～数千万円	数万円～数十万円	—
	数十万円～数百万円	0 円～数十万円	0 円～数十円
【参考】 地域銀行以外 (IB 利用型)	数千万円～数億円	数十万円～数千万円	—

【出典】銀行向けアンケート及びヒアリングから公正取引委員会作成

図表 12 各銀行が採用している API 接続基盤の整備方法 (左：法人口座，右：個人口座)



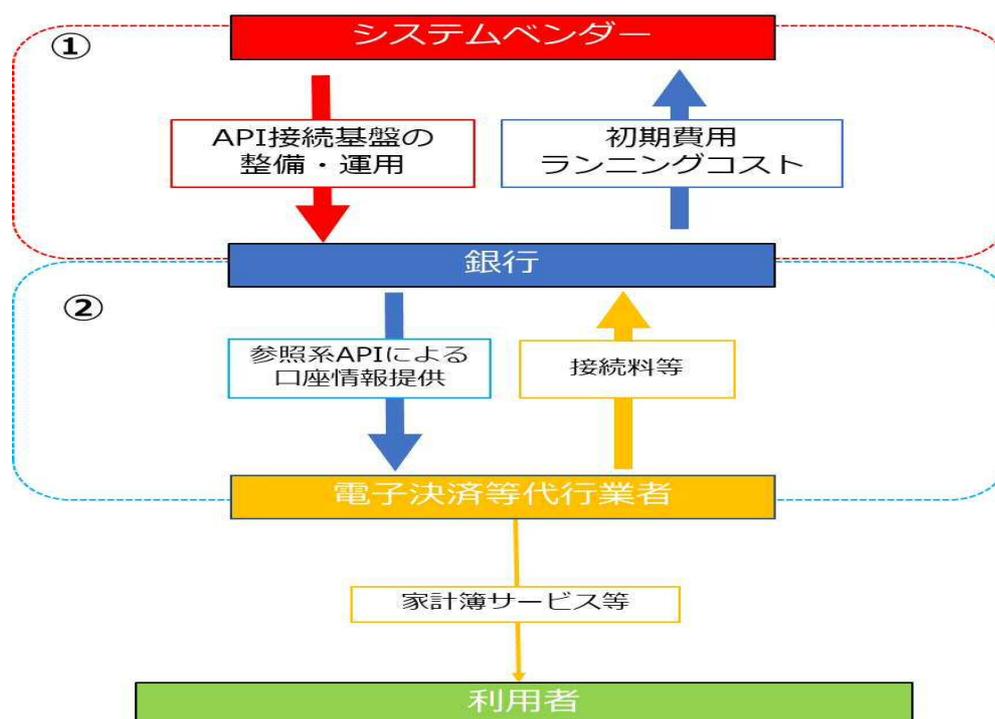
【出典】銀行向けアンケート結果

4 家計簿サービス等の提供に係る取引の概要

前記2のとおり、電子決済等代行業者が家計簿サービス等を提供するために銀行から口座情報を入手するための方法には、スクレイピングとAPI接続とがある。この点、セキュリティの確保といった銀行法等改正法の趣旨に鑑みればAPI接続が基本であり、銀行からのヒアリングによれば、銀行においても、スクレイピングはあくまでAPI接続基盤の整備が間に合わない場合等における暫定的な代替措置として認識されている。

このようなAPI接続を行うためには、前記3のとおり、銀行においてAPI接続基盤を整備することから、家計簿サービス等の提供に係る取引は、①API接続基盤の整備及び運用に係る銀行とシステムベンダー間の取引、②口座情報の取得に係る銀行と電子決済等代行業者間の取引の2つの取引を考慮する必要がある（図表13）。

図表13 家計簿サービス等に係る取引構造



【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

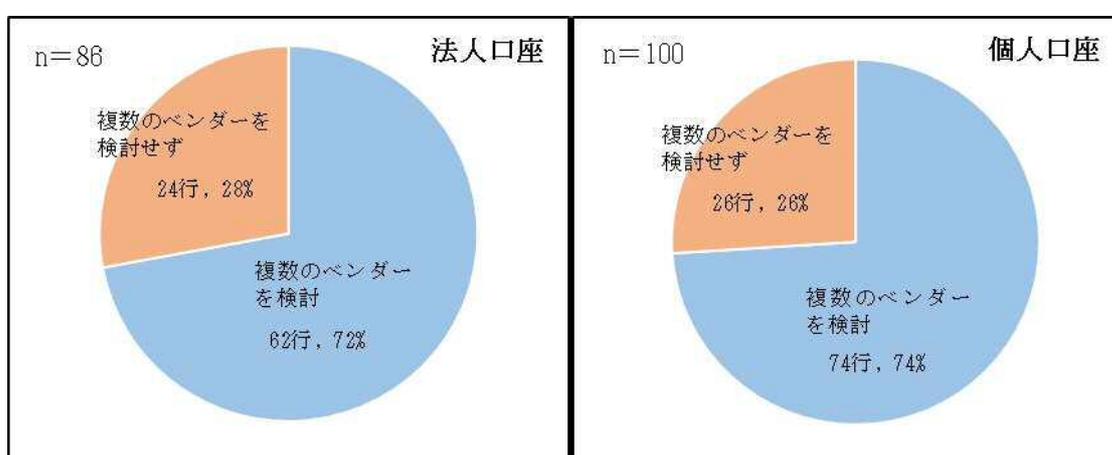
(1) 銀行とシステムベンダー間の取引

ア 銀行におけるシステムベンダーの選択

API接続基盤については、勘定系直結型かIB利用型かを問わず、API接続基盤を接続する先の勘定系システム又はIBシステムを整備したシ

システムベンダー（以下「既存ベンダー」という。）以外のシステムベンダー（以下「他社ベンダー」という。）であっても整備することが技術的に可能である。そのため、銀行は、API 接続基盤の整備を委託するシステムベンダーについて、他社ベンダーも含め自由に選択することが可能である。銀行向けアンケートによれば、現に、API 接続基盤の整備に当たって、法人口座、個人口座ともに約7割の銀行が、システム整備の委託先として他社ベンダーを含む複数のシステムベンダーについて検討していた（図表 14）。

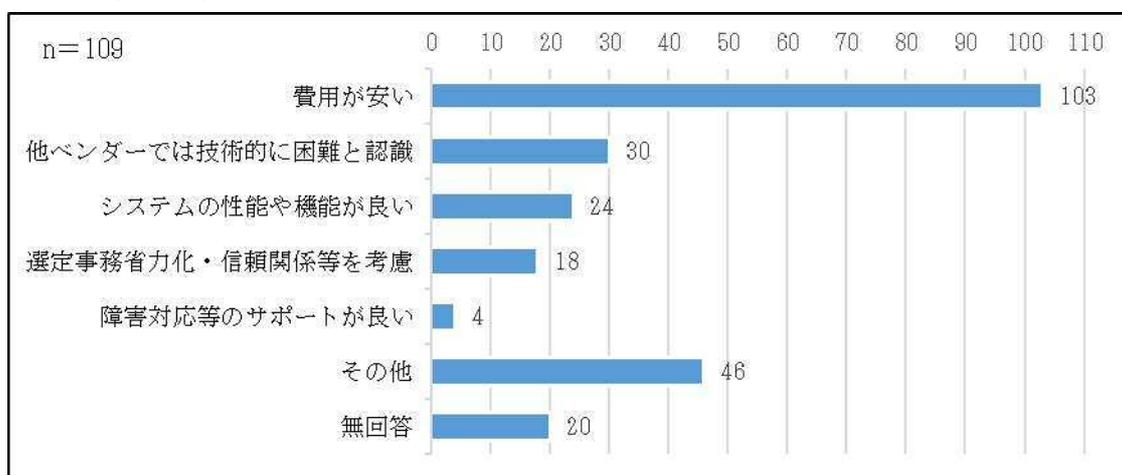
図表 14 API 接続基盤の整備における銀行によるシステムベンダーの検討状況
（左：法人口座，右：個人口座）



【出典】銀行向けアンケート結果

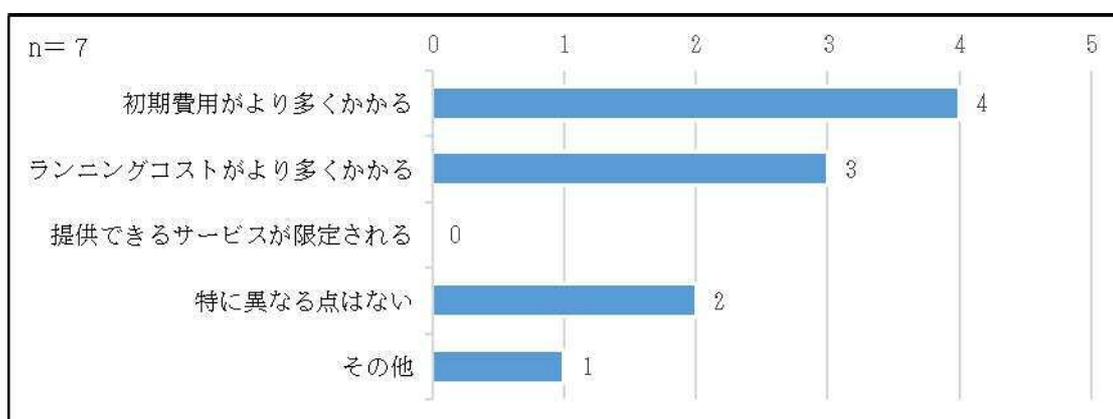
しかし、実際に、他社ベンダーに API 接続基盤の整備を委託した銀行は、法人口座で8行、個人口座で17行と少なく、多くの銀行は、料金が低廉であることを主たる理由として既存ベンダーを選択している（図表 15）。システムベンダー向けアンケートにおいても、既存ベンダーに委託する方が初期費用やランニングコストが低廉であるとの回答が多かった（図表 16）。

図表 15 銀行が API 接続基盤の整備において既存ベンダーを選択した理由（複数回答）



【出典】銀行向けアンケート結果

図表 16 システムベンダーが、他社が整備した勘定系システムに接続する API 接続基盤を整備する場合に、自社の勘定系システムに接続する API 接続基盤を整備する場合と比べて異なる点（複数回答）



【出典】システムベンダー向けアンケート結果

なお、API 接続基盤の整備及び運用に係る銀行とシステムベンダー間の契約期間は、長くても数年程度であるため、一旦 API 接続基盤の整備を行った後に、契約期間の長さが、システムベンダーの変更を困難にさせることはないと考えられる。

このような整備に要する費用の違いに加えて、他社ベンダーに API 接続基盤の整備を委託する場合には、勘定系直結型、IB 利用型のいずれについても、既存ベンダーが整備した勘定系システムや IB システムに、他社ベンダーのシステムを接続するため、他社ベンダーは、既存ベンダ

ーが整備したシステムの仕様を把握する必要がある。そのため、他社ベンダーは、銀行に対して、既存ベンダーに仕様の公開を指示するよう依頼する必要がある。

イ API 接続基盤の整備に係る時間的制約

前記2(2)のとおり、銀行は、電子決済等代行業者がスクレイピングによらず銀行が保有する口座情報を取得できるようにするための体制整備に努めることとされている。また、電子決済等代行業を営む既存事業者は、事業を継続するために令和2年5月末までに銀行との契約を締結しなければならないこととなっている。したがって、銀行は、スクレイピングでの接続を望まない場合には、令和2年5月末までにAPI接続基盤を整備する必要がある。

(2) 銀行と電子決済等代行業者間の取引

ア 電子決済等代行業者から見た銀行との接続

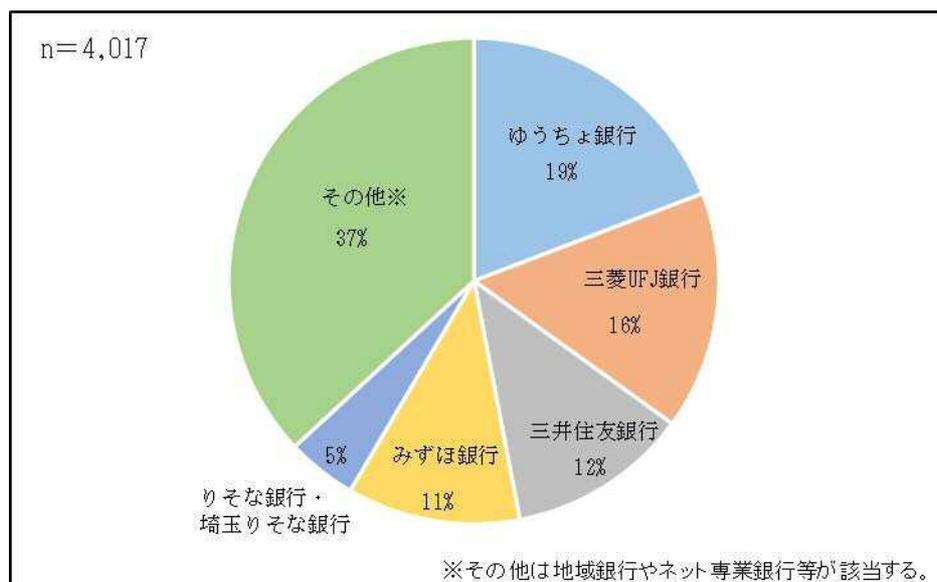
電子決済等代行業については、銀行法においても、銀行に口座を開設している預金者の委託を受けて、銀行から口座に係る情報を取得し、預金者に提供することと定義されているように、電子決済等代行業者はその業を行うためには、銀行と接続することが不可欠となる。

電子決済等代行業者は、ある銀行との間で契約条件について合意に至らず接続ができない場合、当該銀行の口座情報を取得できなくなるため、当該銀行の利用者は、そのような自己の口座情報が反映されない家計簿サービス等を利用しない可能性がある。特に、前記1(1)図表1の銀行口座を1つしか家計簿サービスに登録していない利用者は、自己の利用する銀行の口座情報が反映されなければ、当該家計簿サービスの利用をやめる可能性が高い。そのため、家計簿サービス等の利用者に占めるシェアが大きいような銀行は、電子決済等代行業者にとって、当該銀行と接続することがその事業を継続する上で重要であると考えられる。

実際、電子決済等代行業者からのヒアリングにおいては、ある銀行との接続が不可能となった場合、多くの利用者は、家計簿サービス等を継続して利用するために、利用している家計簿サービス等と接続可能な他の銀行に改めて口座を開設しようとはせず、むしろ、利用している銀行と接続可能な別の家計簿サービス等に乗り換えることになるだろうから、電子決済等代行業者は当該銀行の利用者を失うこととなるとの指摘があった。

消費者向けアンケートによれば、家計簿サービスの利用者が家計簿サービスにおいて登録している各銀行の割合は、図表 17 のとおりであり、1割を超える銀行が複数存在するほか、最も割合の大きい銀行は約2割となっている。

図表 17 利用している家計簿サービスにおいて登録している銀行（複数回答）



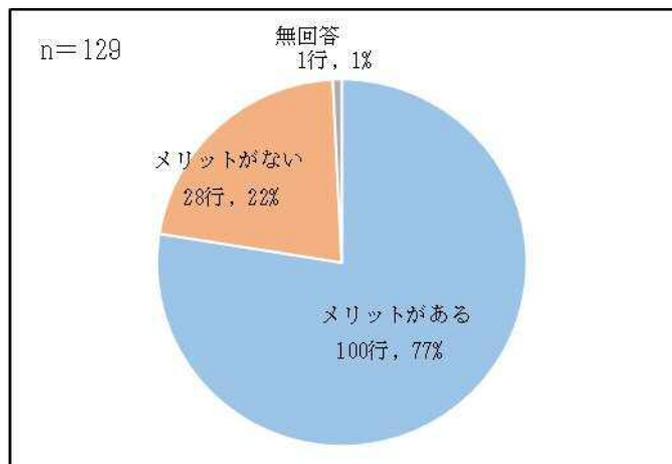
【出典】消費者向けアンケート結果

イ 銀行から見た電子決済等代行業者との接続

銀行向けアンケートによれば、多くの銀行が電子決済等代行業者との接続にメリットがあると回答している（図表 18-1）。銀行向けアンケートやヒアリングによれば、具体的なメリットとしては、電子決済等代行業者との協業による新規サービスの創出による自行の利用者の利便性の向上、それに伴う、自行の新規利用者の獲得が挙げられている。また、情報の利用等に関する利用者の承諾を前提として、家計簿サービス等により電子決済等代行業者が収集した自行の利用者に関する他の銀行の口座情報をマーケティングに活用することにより、融資などについて時宜を得たよりきめ細かいサービス提案が可能となることや、個人や企業のリアルタイムな資産状況がデータで把握できることにより、融資の審査事務が効率化されること等が期待されている（図表 18-2）。

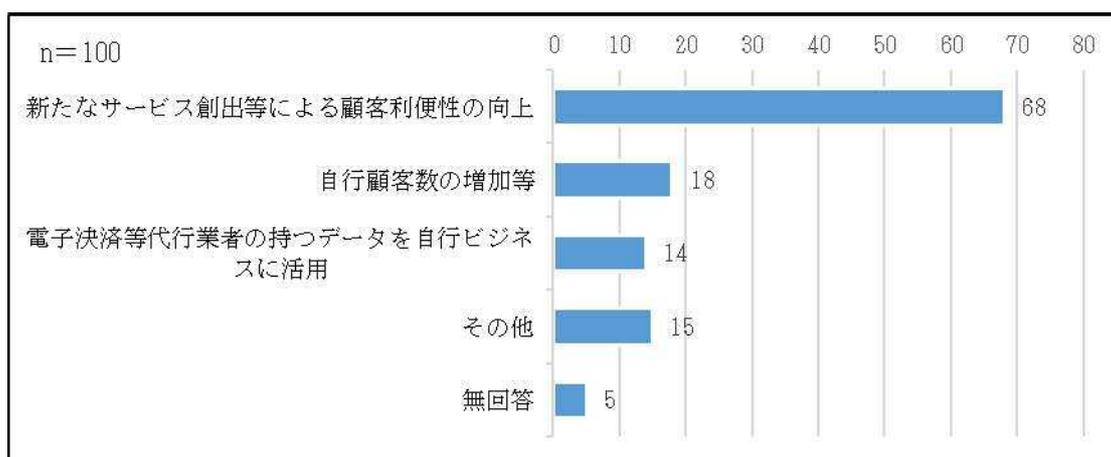
他方、将来的な可能性は否定しないものの、現時点においてメリットを見いだせないとの意見もあった。

図表 18-1 電子決済等代行業者との接続は銀行にとってメリットがあるか



【出典】銀行向けアンケート結果

図表 18-2 メリットの具体的な内容（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）



【出典】銀行向けアンケート結果

ウ 銀行と電子決済等代行業者による契約交渉

前記2(3)イのとおり、電子決済等代行業者は、銀行が保有する口座情報を取得するために、銀行ごとに契約を締結する必要がある。銀行法上、損害発生時の賠償責任の分担、情報の適切な取扱い等に関する措置等を契約において定めることとされているが、これらの具体的な内容のほか、その他の事項について、銀行と電子決済等代行業者の交渉により定められることとなる。

銀行は、契約に際し、銀行システムの安定性確保や利用者保護の観点から、電子決済等代行業者の情報セキュリティ体制についても確認して

いる。電子決済等代行業者は、登録の際に、そのセキュリティ体制について当局の確認を得ている。しかしながら、銀行からのヒアリングによれば、電子決済等代行業者側の不備による情報漏洩であっても、その電子決済等代行業者との接続を認めた銀行側の責任が問われるおそれがあると考えていることから、電子決済等代行業者の情報セキュリティ体制について確認する必要があるとしている。

また、両者の契約交渉の事務負担軽減のために以下のような取組がなされている。

(7) 契約条文例の作成

契約事項やその文言が個別の契約ごとに異なると、その内容の精査等のために銀行及び電子決済等代行業者双方に多大な事務コストが発生する。そのため、契約締結事務の効率化を図るべく、一般社団法人全国銀行協会が、契約交渉において参考とするものとして「銀行法に基づく API 利用契約の条文例」（以下「契約条文例」という。）を取りまとめ、公表している。契約条文例と異なる内容で合意することは妨げられていないが、契約交渉は、基本的に契約条文例をベースに進められている。

なお、API 接続に係る利用料（以下「接続料」という。）については契約条文例では定められておらず、各銀行及び電子決済等代行業者の交渉において決定される。

(4) チェックリストの作成

情報セキュリティについても、銀行ごとに審査基準や確認事項が異なる場合、双方にとって審査対応コストが増大することから、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が、「API 接続チェックリスト」を取りまとめ、公表している。実務においても、おおむね同チェックリストに沿って審査が行われている。

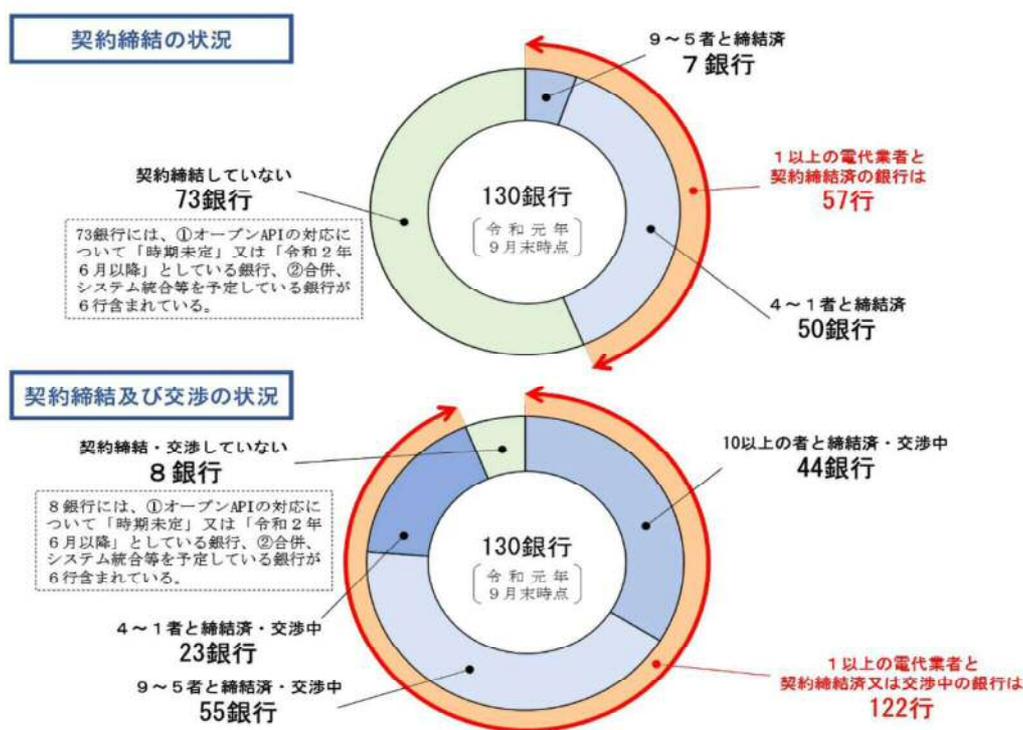
なお、電子決済等代行業者の情報セキュリティ体制の審査を代行し、その審査結果を複数の銀行に提供することで、双方の負担を軽減するサービスを提供する事業者も存在している。

第3 家計簿サービス等の分野における取引の状況

1 契約交渉の状況

本調査を開始した当初においては、銀行と電子決済等代行業者の間においてAPI接続に向けた契約交渉が進められていたが、金融庁の調査「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和元年11月15日）によれば、令和元年9月末時点で、6割弱の銀行が契約の締結に至っておらず、また、契約の締結に至った銀行においても、契約を締結した電子決済等代行業者は4者以下の銀行がほとんどであった（図表19）。

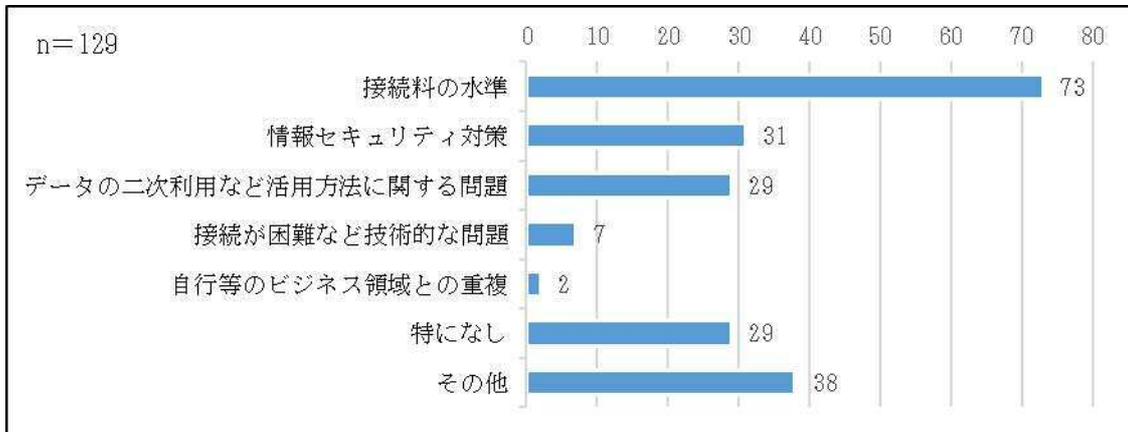
図表19 「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和元年11月15日）



【出典】金融庁 HP

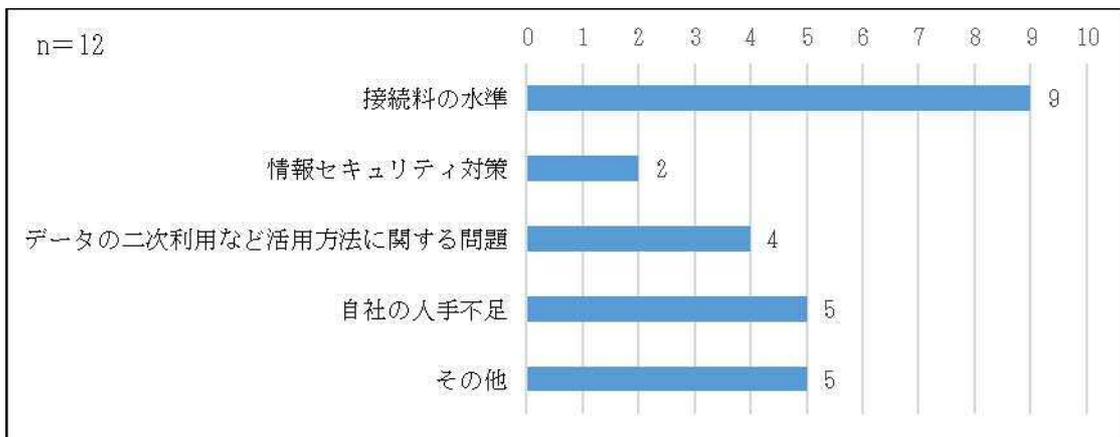
銀行向けアンケート及び電子決済等代行業者向けアンケートによれば、契約交渉に当たり懸念となっている主な事項として、双方から、①接続料の水準、②取得データの二次利用に関する取決め及び③電子決済等代行業者における情報セキュリティ対策が挙げられた（図表20及び図表21）。

図表 20 銀行において、電子決済等代行業者との交渉に当たって懸念となっている事項（複数回答）



【出典】銀行向けアンケート結果

図表 21 電子決済等代行業者において、銀行との交渉に当たって懸念となっている事項（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）



【出典】電子決済等代行業者向けアンケート結果

(1) 接続料の水準

ア 銀行における考え方

銀行は、前記第2の3(3)ウ図表 11-2のとおり、API 接続基盤の整備及び運用を行うために、システムベンダーに対して初期費用やランニングコストを支払っている。このため、銀行が負担するこれらの費用を基にしつつ、API 接続による自行のメリット等を勘案して、電子決済等代行業者に対して求める接続料の水準を決定している。

(7) 電子決済等代行業者に求める接続料の水準

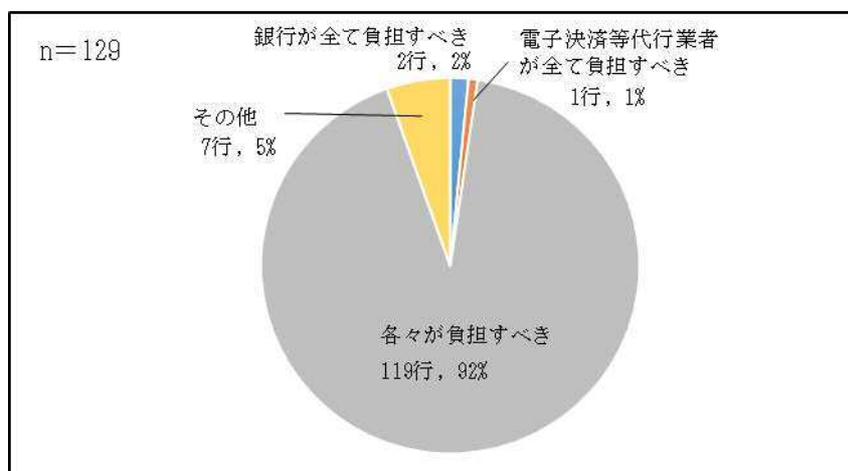
銀行向けアンケートによれば、ほとんど全ての銀行は、API 接続は、自行の顧客の利便性向上に資するものであることに加え、オープン・イノベーションの推進といった銀行法等改正法の趣旨や銀行及び電子決済等代行業者の双方にメリットをもたらすものであることを踏まえ、API 接続基盤の整備及び運用に要する費用を一方が全て負担するのではなく、双方で負担し合うべきとの考え方を採っている（図表 22-1）。

銀行及び電子決済等代行業者からのヒアリングによれば、交渉当初の希望接続料として、高額なケースでは、初期費用数百万円、月額費用十数万円及び従量料金として1アクセスごとに数円を提示する銀行や、初期費用や月額費用は低額であっても従量料金として1アクセス当たり 10 円程度を求める銀行もあった。他方で、銀行からのヒアリングによれば、電子決済等代行業者からの接続料収入で利益を得る考えを持つ銀行は確認できなかった。

具体的な負担割合は、電子決済等代行業者ごとに、前記第2の4(2)イの銀行に与えるメリット等の個別事情を勘案して決定されることが多い。例えば、電子決済等代行業者と共同して地域中小企業向けのセミナー等を開催したり、電子決済等代行業者に自行の IB サービスに関するアプリの開発を委託したりするといった相互協力の一環として、接続料を無料としている銀行もある。また、家計簿サービス等のアプリケーション上における銀行の広告掲載や、特定の銀行の利用者に対して家計簿サービス等の利用料金を一定期間無料とする²⁹といったことにより、銀行が接続料を減額した事例もみられる。

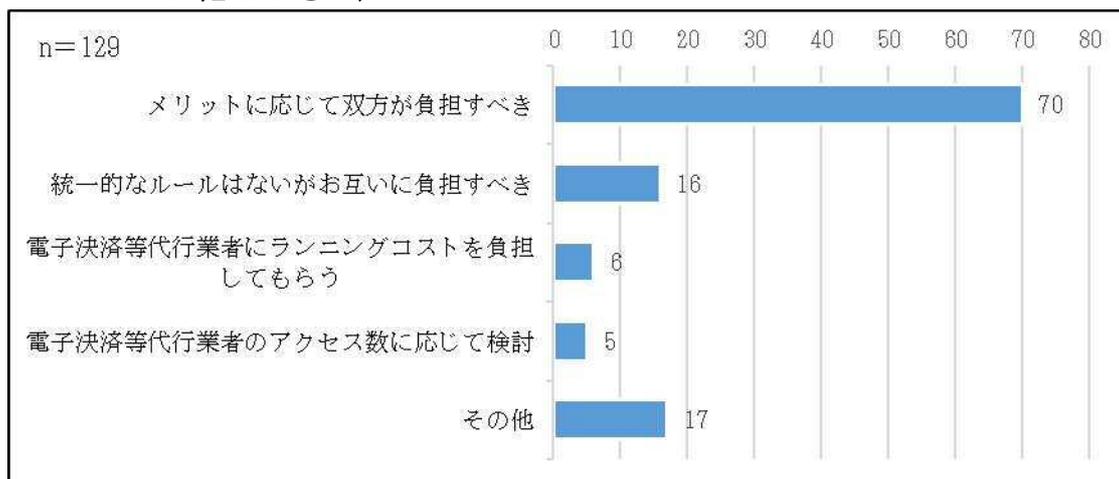
²⁹ 銀行にとっては新規口座開設の増加、電子決済等代行業者にとってはユーザー数の増加に資する。

図表 22-1 API 接続基盤の整備及び運用費用の負担に関する銀行の考え方



【出典】銀行向けアンケート結果

図表 22-2 銀行における費用負担の考え方（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）

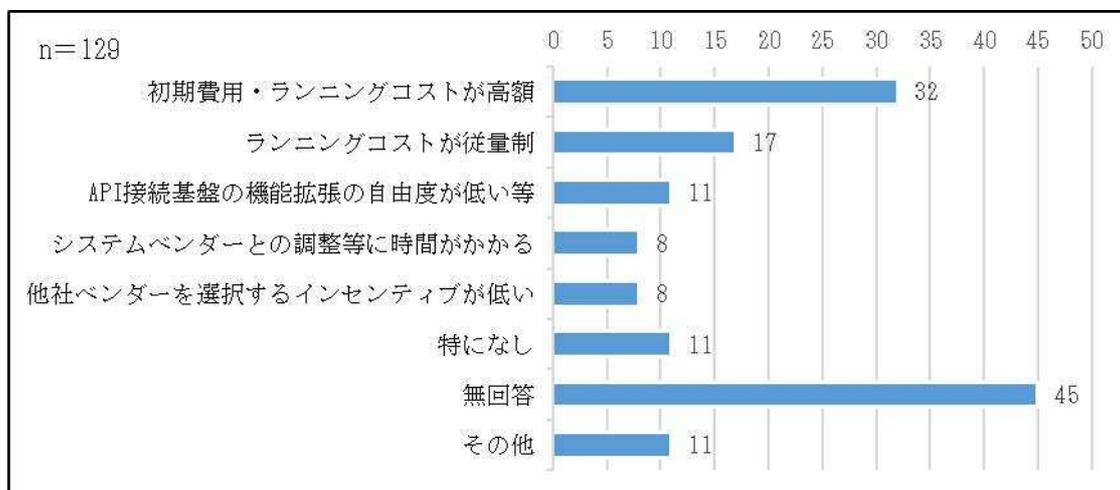


【出典】銀行向けアンケート結果

(イ) 銀行とシステムベンダーとの取引の状況

API 接続基盤の整備及び運用には、前記図表 11-2 のとおり、銀行において一定程度の費用の負担が生じるものの、銀行向けアンケートによれば、API 接続基盤の整備及び運用に係るシステムベンダーとの交渉課題について、「特になし」又は「無回答」が多く、費用も含め特段の問題意識を有していないと考えられる銀行が多い。他方で、システムベンダーに支払う費用水準について問題意識を有する銀行も一定程度存在する（図表 23）。

図表 23 API 接続基盤に係るシステムベンダーとの交渉課題（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）



【出典】銀行向けアンケート結果

銀行からのヒアリングにおいては、今後の状況の変化に応じて他社ベンダーを含め委託先のシステムベンダーを再検討する可能性やランニングコストの値下げ交渉を行う必要があるといった意見も聞かれた。

【銀行からのヒアリング事例】

- 将来的に従量制では負担が大きいということが分かれば、API 接続基盤の委託先のシステムベンダーを変更することは十分ありうる。
- API 接続基盤について、料金や利便性の観点からより良い選択肢があればシステムベンダーを変更することは十分にありうる。
- 従量制だと、API 接続数が増加するにつれて銀行が負担する費用も増加するため、料金体系の見直し交渉が必要だと感じており、既存ベンダーと交渉しているところである。
- 今後連携先及びアクセス数も増加することが予想されるため、費用面等について、再検討、再交渉が必要である。

この点、他社ベンダーに API 接続基盤の整備及びゲートウェイの構築を委託する場合、前記第 2 の 4(1)アのとおり、異なるシステムベンダー間のシステムを接続するため、他社ベンダーは既存のシステムの仕様を把握する必要がある。また、既存ベンダーにゲートウェイの構築、他社ベンダーに API 接続基盤の整備をそれぞれ委託す

る場合、ゲートウェイが他社ベンダーの整備する API 接続基盤に対応するよう既存ベンダーの協力を得ることが不可欠である。そのため、銀行においては、仕様の公開やゲートウェイの構築について既存ベンダーの協力が得られない場合、他社ベンダーへの切替えが困難となる。

システムベンダー向けアンケートによれば、既存ベンダーからの協力が得られなかったために新規案件を受注することができなかった旨の回答があった。また、システムベンダーからのヒアリングによれば、API 接続基盤の整備及び運用を自社に委託することを検討していた銀行が、当該銀行の既存ベンダーから、他社ベンダーの API 接続基盤を整備する場合、当該既存ベンダーによる IB システムの提供を停止することを示唆されたと当該銀行から聞いたといった事例もあった。

【システムベンダーからのヒアリング事例等】

- 自社以外のシステムベンダーが勘定系システムを整備している銀行に対して、当社の API 接続基盤を導入しようとしたところ、当該システムベンダーから銀行を通じて、ビジネス上の理由で仕様開示はできないと回答された。
- 仕様を公開していない、又は接続に向けて多大な開発・改造・改修などを要するような勘定系システムが散見され、結果的に、勘定系システムを提供するシステムベンダー以外の API 接続基盤を拒絶しているようなシステムベンダーもある。
- 既存ベンダーが、API 接続基盤を勘定系システムに接続するための仕様公開に協力的ではないケースがある。
- ある銀行が当社の API 接続基盤を導入しようとしたところ、既存ベンダーから、他社の API 接続基盤を利用する場合、現在提供している IB システムの提供をやめると言われたと当該銀行から聞いた。

銀行からのヒアリングによれば、既存ベンダーによるゲートウェイの構築費用が高額であったことや前記第 2 の 4 (1)イの時間的制約により、他社ベンダーへの委託を断念した例もあった。

【銀行からのヒアリング事例】

- ランニングコストの費用構造や IB 利用型の拡張性の課題から、他社ベンダーも含め検討していたが、ゲートウェイ構築費用が高額であることと、電

子決済等代行業者との契約期限が迫っていることから、これ以上は他社ベンダーを検討していても間に合わないと思い、結局は既存ベンダーを選択した。

- 他社ベンダー導入のため、既存ベンダーにゲートウェイの構築費の見積りを依頼したが、時間が掛かった上、見積り費用も高額であったため、他社ベンダーへの委託は断念した。
- 既存ベンダーに委託した理由は、令和2年5月末の期限があるので、他社ベンダーを検討する時間がなかったため。期限の制約がなければ、他社ベンダーの選択肢も検討できたものと思われる。
- 他社ベンダーの API 接続基盤を使う場合、ゲートウェイの構築に数億円かかると既存ベンダーから言われた。ゲートウェイの構築は令和2年5月までに間に合わないとも言われたため、金額及び工期の関係で既存ベンダーを選択した。

一方、銀行からのヒアリングによれば、システムベンダーとの料金交渉については、自行のシステムに関して十分な知識を有するシステム要員が不足していることから、見積りの精査を十分に行うことができず、システムベンダーと対等に交渉を行うことが困難であるといった意見が聞かれた。

【銀行からのヒアリング事例】

- 値下げ交渉をしようにも、何にどれだけの費用がかかっているか把握できていないので、有利に交渉することが難しい状況である。
- 長く同じベンダーに委託していると、システムについてはベンダーに任せてしまおうという雰囲気になってくる。そうして、徐々にシステムに精通した人材が減ってしまい、いざ何かシステム関連で知りたくても行内で確認ができない。
- システムに明るい人員がおらず、見積りの妥当性についてぼんやりと把握することはできても、作業に要する期間や必要な人員数の妥当性を突き詰めることは不可能である。

また、銀行向けアンケートやヒアリングによれば、前記第2の2(2)のとおり、銀行法においては API 接続により提供する情報の範囲が規定されていないことから、API 接続基盤の整備及び運用に要する費用を抑えるために、銀行法等改正法を踏まえた当面の対応として、必要最低限の機能に限定して API 接続基盤を整備したとする銀行もある。

このような銀行においては、電子決済等代行業者が API 接続により取得できる情報は、普通預金口座の残高や入出金などのみに限定される。

なお、このような銀行からは、今後、API 接続基盤の機能を拡張する際に、追加的な費用が発生することを懸念する旨の意見が聞かれた。

【銀行からのヒアリング事例等】

- 当行は銀行法の規定や電子決済等代行業者のニーズを踏まえ、必要最低限の機能、すなわち普通預金口座の残高のみ照会可能な API 接続基盤を整備している。現在、スクレイピングでは外貨預金等の情報も照会できるが、API 接続ではそれらの情報は確認できなくなる。
- 今後、参照系 API において、残高照会、入出金明細照会以外の情報を追加する場合には別途費用が必要になることが課題。
- 当初構築時に提供する API 接続基盤で開示する情報以外の情報を新規で提供する必要が出てきた場合、その都度、勘定系システムや IB システムの改修が必要になることが課題。

イ 電子決済等代行業者における考え方

電子決済等代行業者からのヒアリングによれば、基本的な考え方としては、銀行において API 接続基盤に係るコストが発生していることから、電子決済等代行業者においても一定の費用負担は受け入れざるを得ないとの意見が多く聞かれた。一方、具体的な接続料の水準については、例えば家計簿サービスにおいては、原則無料で提供しており、利用者一人当たりの月間売上額が多くても 50 円にも満たないようなビジネスモデルとなっていることや、多数の銀行と接続する必要があること等から、最大でも初期費用として 100 万円以内、月額固定費用として 10 万円以内程度の費用負担を希望しているとの意見が聞かれた。また、費用が際限なく増加することとなる従量制は受け入れがたく、口座情報を頻繁に取得³⁰する家計簿サービス等のビジネスモデルからすると、1 アクセス当たり 1 円未満の接続料でなければビジネスの継続が困難との意見があった。

ウ 契約交渉における歩み寄り

銀行と電子決済等代行業者が交渉を重ねることにより、相互のコス

³⁰ 電子決済等代行業者向けアンケートによれば、現状、1 口座に対し月間 20~30 回程度のアクセスをしている。

ト構造についての理解が進み、接続料の相場観も醸成されるようになりつつある。それに伴い、例えば、銀行が電子決済等代行業者との協業により、銀行が得られるメリットを認め、提示する接続料の水準をそれまでよりも引き下げたり、電子決済等代行業者においても、銀行側のランニングコストの軽減のため、一定期間における API アクセス数を自社のシステムにおいて制限したりするなど、契約締結に向けた歩み寄りがみられている。

他方で、令和2年6月以降の接続を最優先するため、依然として双方の希望する接続料の乖離が大きい場合には、暫定的な契約を締結し、接続料を含む諸条件については、同月以降再度交渉することとしている事例もある。

【電子決済等代行業者及び銀行からのヒアリング事例】

- 当局も銀行に対して接続料については柔軟に対応するように言っているようで、銀行によっては、接続料を大幅に値下げしてくれたところもある。そのほか、接続料の代わりに自行に役立つ情報がないか聞いてくるところもある。
- 銀行としても、複数の電子決済等代行業者と交渉を行ううちに、電子決済等代行業者が受け入れ可能な接続料の水準について相場観が醸成され、現実的な落としどころを示してくれるようになった。
- 接続料水準について歩み寄りがみられる。例えば、当社の家計簿サービスに銀行の広告を載せることや、当社からのアクセス数を減らすことによって接続料を値下げしてもらっている。
- 接続料を無料とする代わりに、電子決済等代行業者の家計簿サービスにおいて、口座情報の更新頻度を制限する措置をとってもらった。

(2) 口座情報の二次利用

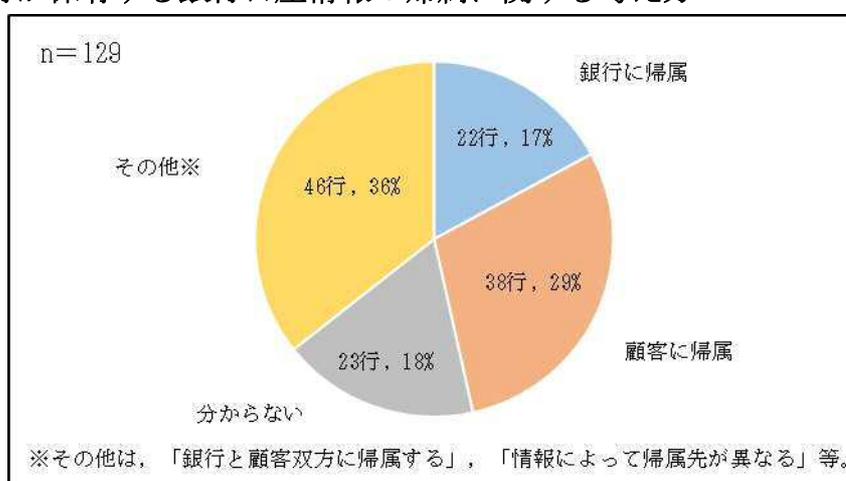
電子決済等代行業者は、預金者の承諾を得るなど個人情報保護法制の遵守を前提としつつ、銀行から取得した口座情報を基にデータを作成し、当該銀行や他の企業にデータを提供する事業を行っている場合がある。具体的には、例えば、融資の際の審査に利用するため、銀行の入出金情報を基に電子決済等代行業者が作成した企業の会計帳簿を銀行に提供するということがある。

ア 銀行における考え方

銀行法上、電子決済等代行業者は、銀行との間の契約において「電

子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」について取り決めることとなっており、この「利用者に関する情報」は「加工した情報も含まれる」との見解³¹が金融庁から示されている。また、銀行向けアンケートによれば、口座情報は顧客に帰属すると回答した銀行も一定数存在する一方で、一部の銀行は、口座情報は銀行のものであるとの認識を持っており（図表 24）、二次利用先の情報漏洩リスクも含めて銀行において管理すべきとの考えを有している銀行もあった。

図表 24 自行が保有する銀行口座情報の帰属に関する考え方



【出典】銀行向けアンケート結果

これらの考え方を背景に、電子決済等代行業者との契約交渉に当たって、複数の銀行は、口座情報の二次利用について慎重な姿勢を示している。銀行及び電子決済等代行業者からのヒアリングによれば、一部の銀行が、電子決済等代行業者に対し、口座情報の二次利用に際し、その提供先や内容について銀行の事前承諾を得ることを求めている事例もあった。

イ 電子決済等代行業者における考え方

他方、電子決済等代行業者からのヒアリングによれば、第三者にデータを提供する都度、銀行ごとに承諾を得ることは実務上困難である

³¹ 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）（※）」に対するパブリックコメントの結果等について（コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 NO. 171）
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180530/01.pdf>

※銀行法等改正法の施行に伴う政令

ほか、そもそも口座情報は利用者のものであり、情報の移転については利用者の承諾を得るなど、個人情報保護法制を遵守していれば問題なく、銀行の承諾を得る必要はないのではないかとの意見があった。

また、一部の電子決済等代行業者からは、銀行が情報の二次利用に対して厳しい条件を課すのは、自行の情報が他行に渡ることを避けたいと考えているためではないかという意見も聞かれた。

なお、電子決済等代行業者からのヒアリングによれば、我が国においては預金口座等の情報に係る権利、すなわち、預金口座等の情報が誰のものかという点が明確化³²されていないため、銀行と電子決済等代行業者（利用者）の間において、その利活用の在り方に関する認識の相違が生じやすいとの意見もあった。

この点、預金口座等の情報が誰のものかという点について、銀行向けアンケートにおいては、前記図表 24 のとおり、3 割近い銀行が「銀行口座情報は顧客に帰属する」と回答し、2 割近い銀行が「銀行口座情報は銀行に帰属する」と回答している。他方で、消費者アンケートによれば、前記第 2 の 1 (1) 図表 4 のとおり、家計簿サービスの料金に関して、6 割以上の利用者が、そもそも「自分の口座情報を参照する」ものであるため、無料であるべきとの認識を有している。

ウ 契約交渉における歩み寄り

銀行と電子決済等代行業者が交渉を重ねることにより、口座情報の取扱いについて共通認識が醸成されていること、また、電子決済等代行業者との間で、二次利用先において口座情報の漏洩等が発生した場合の責任を負うべき範囲について明確にすることにより、銀行においても、情報の二次利用について制限を課さなくなっているといった意見が電子決済等代行業者から聞かれるなど、契約締結に向けた歩み寄りがみられている。

【電子決済等代行業者からのヒアリング事例】

- 情報の二次利用について、課題となっている銀行はない。当社は、口座情報は銀行の顧客のものであるという認識であり、個人情報保護法上、個人情報を第三者に提供するには本人の同意があればよく、それさえクリアされていれば、銀行から制限されるものではない。その点、認識の異なる銀行も

³² EU では、「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation [GDPR], 2016 年)において、口座情報を含む個人情報を第三者に移転させる権利等、個人情報に係る一般的な権利が明確化されている。

あったが、当社の考えを説明して理解してもらえた。

- 銀行としては顧客の同意のみならず、銀行自身からも同意を得るべきとの考えは令和2年以降も変わっていないようだが、契約締結の期限を間近にして、二次利用先での情報漏洩等について当社が責任を負うこととすることで、銀行の同意を不要としてもらえるようになった。
- 以前は二次利用をするならばそもそも交渉しないとの態度の銀行もあったが、今はそうではなくなった。
- 以前は、データの二次利用は全く認めないという銀行もあったが、そういったことはなくなり、二次利用先で情報漏洩等の問題が発生した場合には当社が責任を持つということで、事前に銀行から同意を得る必要はないという内容で契約締結できている。

(3) 電子決済等代行業者におけるセキュリティ体制

銀行からのヒアリングによれば、電子決済等代行業者における情報セキュリティ体制について、各銀行は、セキュリティ管理責任者やオフィスへの入室管理などといった事項に関して、前記第2の4(2)ウ(i)のAPI接続チェックリストをベースとして、基準を策定し審査を行うが、一部の電子決済等代行業者は、自行の基準に照らして必要な体制整備ができていないとの意見が聞かれた。また、電子決済等代行業者側の情報セキュリティ体制整備へのサポートや対応状況確認に大きな事務コストが発生しており、契約交渉に時間を要する1つの要因となっているとの指摘もあった。

電子決済等代行業者の中には、銀行がAPI接続チェックリストに記載されていない項目についてもチェックしていることが事務コストの増大につながっていると指摘する者もいたものの、同チェックリストの内容が厳しすぎるといった意見は聞かれなかった。

また、前記第2の4(2)ウ(i)のような実務上の工夫により、電子決済等代行業者のセキュリティ体制の確認が効率的に行われる事例も増えつつある。

2 契約交渉の進展

令和元年11月のアンケート調査によれば、銀行と電子決済等代行業者の双方から契約交渉に関する懸念が示されており、契約交渉が難航する状況にあった。現に、契約交渉に係る事務コスト及び接続料の水準を理由に、令和2年5月末までに全ての銀行と契約を締結することは困難であると判断し、それ以降の事業実施を断念した電子決済等代行業者もあった。

しかしながら、前記1のとおり、交渉が進むにつれて懸念点が解消されつつあり、令和2年1月以降における電子決済等代行業者からのヒアリングにおいても、一部難航している銀行もあるものの、おおむね交渉が進み始め、契約締結期限の同年5月末までに、家計簿サービス等の事業継続に必要な銀行との契約が見込めるようになったとの声も聞かれた。

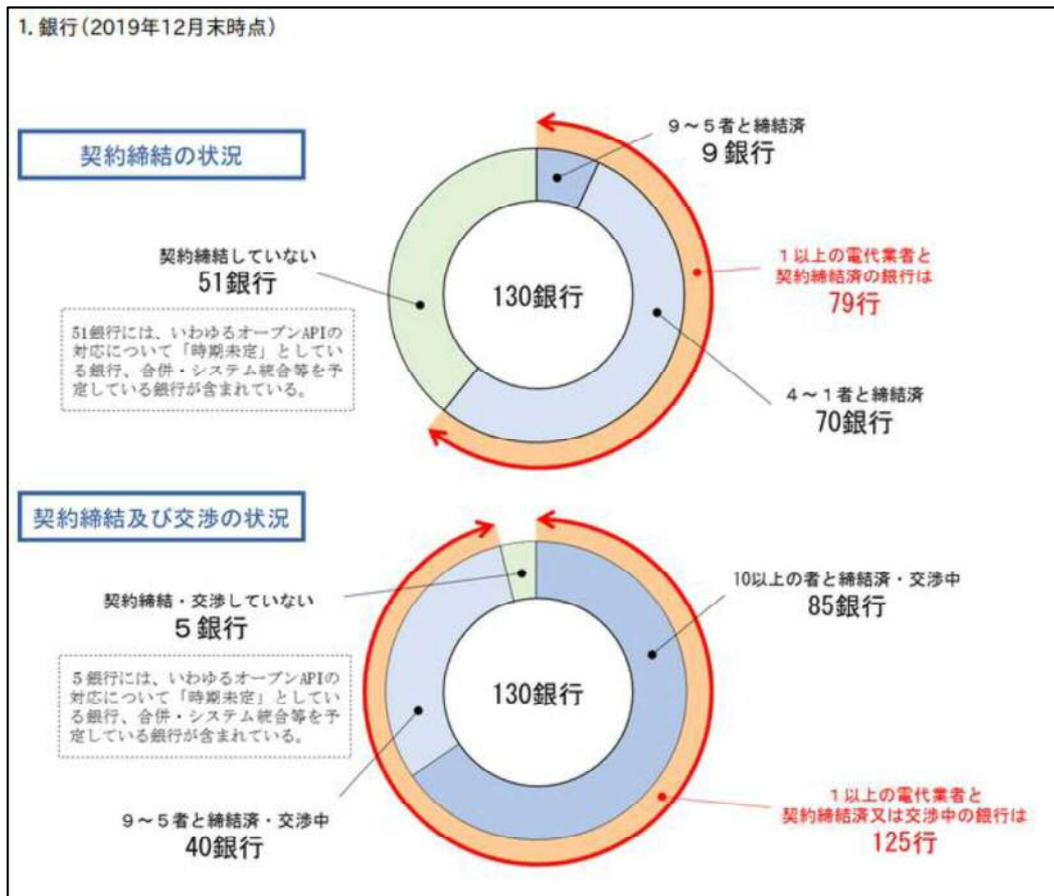
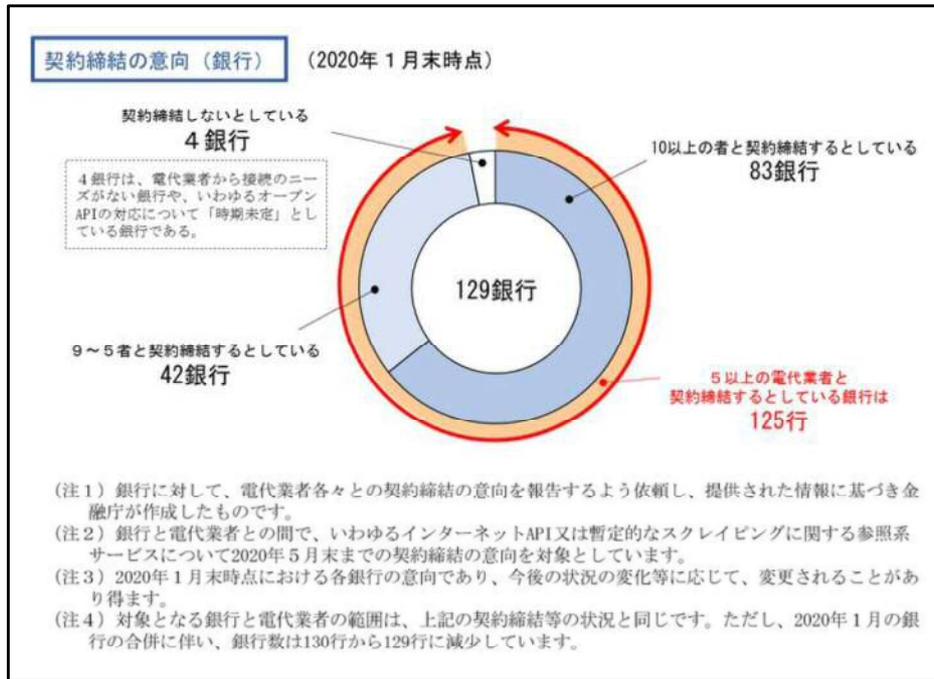
また、金融庁の調査「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和2年2月25日）によれば、令和元年9月末時点と同年12月末時点とを比べると、例えば、1者以上の電子決済等代行業者と契約を締結済みの銀行が57行から79行に増加するなど、実際に、契約の締結に至る事例が増加しつつある（図表25）。

なお、同調査においては、令和2年1月末時点における銀行の契約締結の意向について、電子決済等代行業者からの接続ニーズが無い等の特別な事情がある4行を除き、全ての銀行が5以上の電子決済等代行業者と契約締結する意向があると回答している。

【電子決済等代行業者からのヒアリング事例】

- 一部銀行を除き、銀行との契約交渉は大詰めであり、とりあえず何らかの形で契約締結に向かっている。
- 多くの銀行は、契約に向けて前向きな検討を行ってくれている。
- 令和元年の末頃と比較して、状況はかなり良くなった。当社も銀行も、家計簿サービスのユーザーに迷惑を掛けてはいけないという考えで一致しており、なんとかして令和2年5月末までに API 接続契約を締結しようという姿勢で一致している。

図表 25 「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」(令和2年2月25日)



【出典】：金融庁 HP

3 再交渉の可能性

前記1及び2のとおり、銀行法等改正法で定められた令和2年5月末の期限に向けた銀行と電子決済等代行業者との契約交渉は相互に歩み寄りがみられる状況にあり、契約締結事例も増えている。

しかしながら、契約は1年更新であることが多く、電子決済等代行業者からのヒアリングによれば、多くの銀行から、今般の条件は、上記の期限を前提とした暫定的なものであり、契約更新に係る交渉の際に契約内容を見直す可能性について示唆されている者もいる。特に、接続料について、ランニングコストを従量制で委託先システムベンダーに支払っている銀行においては、API接続基盤を通じたアクセス数の状況次第では銀行側の負担額が当初の想定以上に増加する可能性もあり、その場合には、銀行側において接続料をはじめとする契約条件の見直しの意向が強く働くことが考えられる。また、前記1(1)ウのとおり、接続料等の契約における条件については、令和2年6月以降も引き続き交渉することとされている事例もある。

【電子決済等代行業者からのヒアリング事例】

- 多数の銀行から、「期限が迫っているのでとりあえず契約するが、次回契約更新時に、改めて接続料の水準を見直す」と言われている。
- 契約締結後、当社がサービスを提供した段階になって合理的な範囲を超えて接続料を値上げされた場合、当社の家計簿サービスのユーザーに多大な影響があるため、事実上それを受け入れざるを得ない状況に追い込まれるおそれがある。
- 令和2年5月末の契約締結期限を見据え、いったんスクレイピングでの接続に係る契約を締結し、再度API接続について交渉することとしている銀行もある。
- 一部銀行との間では、とりあえず無償でのスクレイピング契約を締結し、令和2年5月末が過ぎて状況が落ち着いたら、API接続に向けた再交渉を行うこととしている。料金について合意してAPI接続契約を締結した銀行でも、今後再交渉を行うことになっている銀行もある。

第4 家計簿サービス等の分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方

一般的に、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入は、市場におけるイノベーションを生み出す効果を有するところ、銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野においては、フィンテックを活用した金融サービスの一層の向上が期待されている。本調査が対象とした家計簿サービス等の分野においては、銀行法等改正法によりその法的位置付けが明確にされた電子決済等代行業者の参入が進展しており³³、銀行との連携や協働によるオープン・イノベーションを含め、銀行が保有する預金口座等の情報を利活用したサービスの向上や新たなサービスの創出、さらに、これらの効果の他分野への波及も含めたイノベーションが生じることで、消費者における効率的な資産管理等の利便性の向上や中小企業等における生産性の向上といった便益がもたらされる。この点、新規参入を促進し、公正かつ自由な競争を活発に行うことができる環境を整備することにより、事業者の創意工夫によるイノベーションを推進することが競争政策の重要な役割である。

このような観点から、電子決済等代行業者が家計簿サービス等を提供するためには銀行との接続が不可欠であることを踏まえ、後記1において銀行と電子決済等代行業者の取引について、競争政策上・独占禁止法上の考え方を整理する。

また、銀行と電子決済等代行業者の間における接続に関する料金等の取引条件は、API 接続を通じた電子決済等代行業者との連携・協業に関する銀行の経営戦略のほか、銀行が API 接続基盤の整備及び運用を委託する銀行とシステムベンダーの間における取引条件に大きく左右される。したがって、後記2において銀行とシステムベンダーの間における取引についても、競争政策上・独占禁止法上の考え方を整理する。

1 銀行と電子決済等代行業者の取引

(1) 競争政策上の考え方

競争政策の観点からは、家計簿サービス等の分野におけるイノベーションの促進や利用者にとっての多様な選択肢の確保や利便性の向上のため、セキュリティの確保に配慮しつつ、銀行が保有する預金口座等の情報が広く利活用されることが重要であると考えられる。そのため、現在、銀行が保有する預金口座等の情報に対するアクセス（情報の取得のほか、取得した情報の加工や、加工したものを含む情報の第三者への提供等を含

³³ 銀行向けアンケートによれば、現時点で家計簿サービス等を提供する銀行は存在しないが、今後、銀行自身が単独で又は電子決済等代行業者と連携・協力して、家計簿サービス等を提供することも考えられる。

む。以下同じ。)が適切に確保される必要がある。

この点、前記第3の2のとおり、現時点においては、銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約を通じて、家計簿サービス等における預金口座等の情報に対するアクセスは確保される見込みである。

他方で、今後、両者の取引において何らかの問題が生じた場合には、必要に応じ、預金口座等の情報に対するアクセスを確保するために必要な方策を検討することも考えられる。

また、前記第3の1(1)ア(i)のとおり、API接続により電子決済等代行業者が取得できる情報の範囲が限定されている銀行もある。このため、今後、利用者のニーズやコスト負担等を踏まえつつ、必要に応じ、銀行においてAPI接続により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい。

(2) 独占禁止法上の考え方

前記第3の2のとおり、現時点においては、銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約はまともにつつある一方、契約期間が1年であること等から、今後、引き続き、銀行と電子決済等代行業者の間において契約の見直し等のための契約交渉が行われることが見込まれる。

銀行が、API接続基盤を通じたアクセス数の増加などの状況の変化に伴い、取引の条件を変更すること自体は、原則として、その自由な経営判断に委ねられている。

他方で、一度銀行と契約を締結した電子決済等代行業者にとっては、当該銀行の預金口座の保有者による自社が提供する家計簿サービス等の利用が増加するほど、当該銀行に接続できない場合にそのような利用者の多くが自社の提供する家計簿サービス等の利用を取りやめることで事業経営上大きな支障を来すこととなるため、銀行が提示する条件が自己にとって不利益となるものであっても、これを受け入れざるを得なくなるおそれが高まる。

このように、銀行の取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している場合³⁴に、銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(優越的地位の濫用)。

また、特に、今後銀行が家計簿サービス等の提供を開始した場合におい

³⁴ ある事業者が取引の相手方に対して優越した地位にあるとは、相手方にとって当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者が著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合である(優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 第2の1)。

ては、家計簿サービス等分野において銀行と電子決済等代行業者が競争関係となり、銀行においては、競争相手である電子決済等代行業者を排除する又はその取引を妨害するインセンティブが生じる可能性がある。そのような状況において、市場において有力な銀行が、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者に対し、取引を拒絶する、接続料の水準を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げる、銀行から取得した情報の取扱いを制限するなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（単独の直接取引拒絶、取引妨害）。

さらに、家計簿サービス等の提供を行っていない銀行であっても、市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、一部の電子決済等代行事業者に対してのみ、他の電子決済等代行業者と比べて、高額な水準の接続料での接続を求める、銀行から取得した情報の取扱いを制限するなど、同一の役務に係る価格やその他の取引条件等について差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（差別対価、差別取扱い）。

2 銀行とシステムベンダーの取引

(1) 競争政策上の考え方

銀行が、今後、新たに API 接続基盤を整備する場合や、既に整備している API 接続基盤の見直しを行う場合など、API 接続基盤に係るシステムの調達を行うに当たっては、調達の方法に十分な競争性が確保されることが望ましい。例えば、既存ベンダーだけでなく他社ベンダーも含めて複数のシステムベンダーから見積りをとることにより、システムベンダー間で価格等の条件について競争させることは、銀行にとってより有利な条件を提示する他社ベンダーの受注の機会を増加させるとともに、既存ベンダーに対しても費用の引下げやサービス水準の向上を促す効果を有することから、銀行に対してもメリットをもたらすものである。

また、銀行がシステムの調達業務を適切に行うためには、システムベンダーと対等に交渉を行うことができるように、システムベンダーとの間におけるシステムに関する情報の非対称性、すなわちシステムに対する知識の差の解消に向けた取組を行うことも考えられる。例えば、銀行において人材の確保や育成等を通じたシステムに関する知見や専門性の確保を図ることが考えられる。

(2) 独占禁止法上の考え方

前記第3の1(1)ア(ア)のとおり、銀行が他社ベンダーに API 接続基盤の

整備を委託するためには、既存ベンダーに対し、既存ベンダーが整備した既存のシステムの仕様の公開又はゲートウェイの構築を依頼する必要がある。その際、市場において有力な既存ベンダーが、合理的な理由がないにもかかわらず、他社ベンダーに対する仕様の公開を拒むなどして、他社ベンダーが銀行から API 接続基盤の整備を受託することを不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（取引妨害）。

また、勘定系システムや IB システムの整備等の市場において有力な既存ベンダーが、他社ベンダーに API 接続基盤の整備について委託しようとしている銀行に対し、既存ベンダーが既に提供している IB システム等のその他の銀行システムを受託を停止すること若しくは値上げすること又はそれらを示唆することにより、自己から API 接続基盤の整備の提供を受けることを強要し、不当に、銀行が他社ベンダーに委託できないようにする場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（抱き合わせ販売、排他条件付取引等）。

第 5 今後の取組

本調査において把握した取引実態によれば、銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約はまとまりつつあり、銀行法等改正法において規定された令和 2 年 5 月末時点の契約締結に関する期限後においても、引き続き、電子決済等代行業者において家計簿サービス等の提供が継続されることが見込まれる。

しかしながら、家計簿サービス等の提供に必要となる口座情報を保有する銀行と電子決済等代行業者との間の取引関係上の不均衡は引き続き存在するため、今後とも、銀行において独占禁止法との関係に留意しつつ、取引条件の設定等が行われることが期待されるとともに、公正取引委員会としては、銀行と電子決済等代行業者の取引のほか、銀行とシステムベンダーの取引を含め、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、厳正・的確に対処していく。

また、家計簿サービス等においては銀行が保有する口座情報に限らず、多様な情報を集約することによりそのサービスが向上することから、電子決済等代行業者には、銀行のほか、クレジットカード会社や証券会社等の他の金融関連事業を営む事業者と接続するインセンティブも存在するところ、本調査報告書の考え方を踏まえて、今後これらの銀行以外の事業者と電子決済等代行業者の間においても、利用者の情報へのアクセスが適切に確保されることが期待される。

公正取引委員会は、引き続き、家計簿サービス等の分野における公正かつ

自由な競争を促進するため、銀行と電子決済等代行業者の間の取引及び銀行とシステムベンダーの間の取引の状況について注視していく。

以上

**QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する
実態調査報告書**

令和2年4月

公正取引委員会

目次

第1	調査趣旨等	1
1	調査趣旨	1
2	調査対象等	2
第2	コード決済及びその取引の基本構造	4
1	コード決済取引の概要	4
2	取引関係ごとの取引実態	10
第3	チャージ等取引及び振込取引の状況	25
1	チャージ等取引	25
2	振込取引	44
第4	キャッシュレス決済分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方	59
1	銀行とノンバンクのコード決済事業者間の取引の問題	60
2	金融インフラの問題	63
3	制度上の問題（資金移動業者のアカウントへの貸金の支払がコード決済における競争条件のイコールフットイングに与える影響）	67
第5	今後の取組	68

第1 調査趣旨等

1 調査趣旨

昨今、金融分野においては、フィンテック¹を活用する事業者（以下「フィンテック企業」という。）が参入し、決済²等の金融サービスを提供する事例がみられる。このような新たなテクノロジーを活用した新規参入は、事業者間の競争を活性化し、利用者の選択肢の増加、利便性の向上、利用価格の低下等につながることを期待される。

また、決済分野に係る政策的関心は国内外において高まっており、国内では、キャッシュレス決済³の推進を目的として、「キャッシュレス・ポイント還元事業」が行われているほか、諸外国においても、英国、カナダ、豪州等の競争当局において決済分野に関する実態調査が行われ、競争政策の観点からの提言が相次いで公表されている。

このような内外情勢を踏まえ、公正取引委員会は、キャッシュレス決済分野における競争政策上の課題を把握するため、当該分野の実態調査を行うこととした。

とりわけ、キャッシュレス決済の中でも現在急速に広まりつつある⁴のは、スマートフォン上の決済アプリを利用してQRコードやバーコードを読み取ることにより決済を行う、コード決済である。新たな決済サービスであるコード決済の領域においては、銀行のほか、預金取扱金融機関以外の事業者（以下「ノンバンク」という。）の参入がみられ、多様な主体がサービスを提供している。そのため、本報告書の第2においては、コード決済の取引実態の把握を行った。

さらに、第3においては、①利用者の銀行口座からコード決済事業者の利用者アカウントへ資金を移動させる入金フローにおいて行われる、「チャージ」⁵や「連携」⁶に係る取引及び②コード決済を利用して決済された加盟店の売上金をコード決済事業者の加盟店アカウントから、加盟店の銀行口座へ払い出す出金フローにおいて利用される振込⁷取引の状況について検討を

¹ 金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービスを指す。

² 資金など金銭的価値の受渡しを行うことによって、当事者間の金銭上の債権・債務関係を解消することを指す。

³ 物理的な現金（紙幣・硬貨）以外の決済手段を利用して決済を行うことを指す。

⁴ 消費者庁「キャッシュレス決済に関する意識調査結果」においては、比較的利用する頻度の高いキャッシュレス決済として、バーコード及びQRコード決済を選択する消費者が、令和元年7月（17.7%）から12月（34.4%）にかけて2倍程度に増加している。

⁵ 後出（6頁）

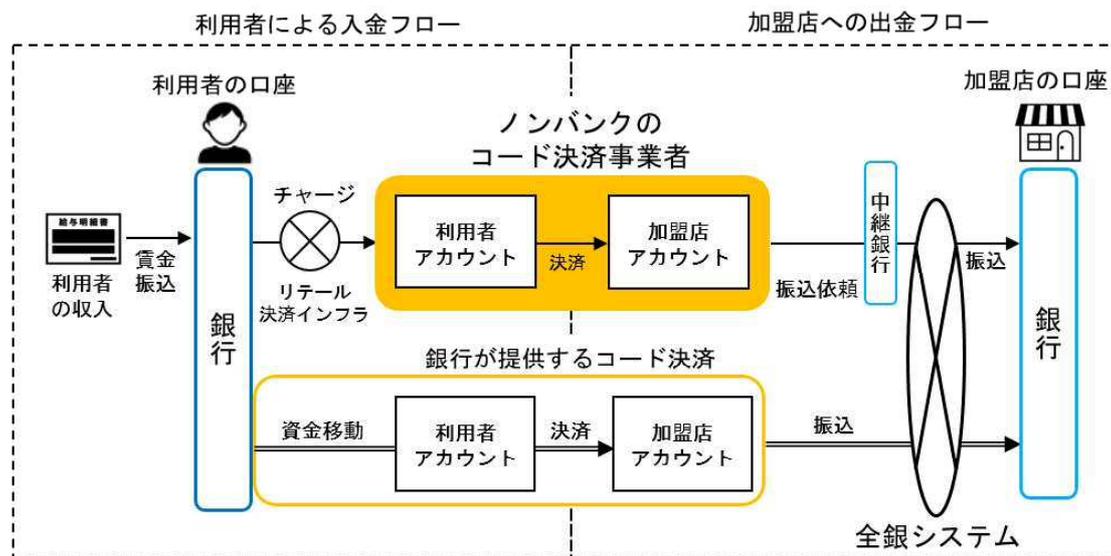
⁶ 後出（6頁）

⁷ 支払人からの指図に基づき、支払人の現金あるいは預金取扱金融機関に開設された預金口座の資金を他の預金口座に移動することを指す。

行い、第4において、競争政策上・独占禁止法上の論点整理を行った。

前記の問題意識を踏まえ、本調査が扱うコード決済の取引フローの全体図は図表1-1のとおり。

図表1-1 本調査が扱うコード決済の取引フロー



2 調査対象等

調査は、令和元年10月から令和2年3月にかけて、次の方法により実施した。

(1) アンケート調査

ア 事業者向け（令和元年11月12日～令和2年1月24日）

- ・ 銀行137行（回答数129行）
- ・ 資金移動業者⁸67事業者（回答数48事業者）
- ・ リテール決済インフラ提供事業者⁹2事業者（回答数2事業者）

イ 消費者向け（令和元年12月20日～12月25日）

12,450名を対象としてスクリーニング調査を行い、このうち、コード決済を利用している消費者4,000名（図表1-2）に対しウェブアンケート調査を実施した（委託調査）。

⁸ 資金決済に関する法律（資金決済法）に基づく内閣総理大臣の登録を受けて100万円に相当する額以下の為替取引を業として営む銀行等以外の事業者を指す。

⁹ 利用者が銀行口座からコード決済のアカウント残高へのチャージ等を行う際に、コード決済アプリと銀行口座間の接続を行うサービスを提供している事業者を指す。

図表 1-2 ウェブアンケート調査 (4,000名)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	合計
男性	57	210	297	458	395	466	359	73	2,315
女性	65	326	338	336	289	194	110	27	1,685
合計	122	536	635	794	684	660	469	100	4,000

(2) ヒアリング調査

次の 55 者に対し、ヒアリング調査を実施した。

- ・ 銀行 (21 行 (都市銀行 4 行, 地方銀行 11 行, その他銀行 6 行))
- ・ フィンテック企業 (15 社 (資金移動業者 (11 社), 資金移動業者を除くフィンテック企業 (4 社)))
- ・ 業界団体 (銀行系) (4 団体)
- ・ 業界団体 (フィンテック系) (2 団体)
- ・ リテール決済インフラ提供事業者 (2 社)
- ・ 有識者等 (11 者)

第2 コード決済及びその取引の基本構造

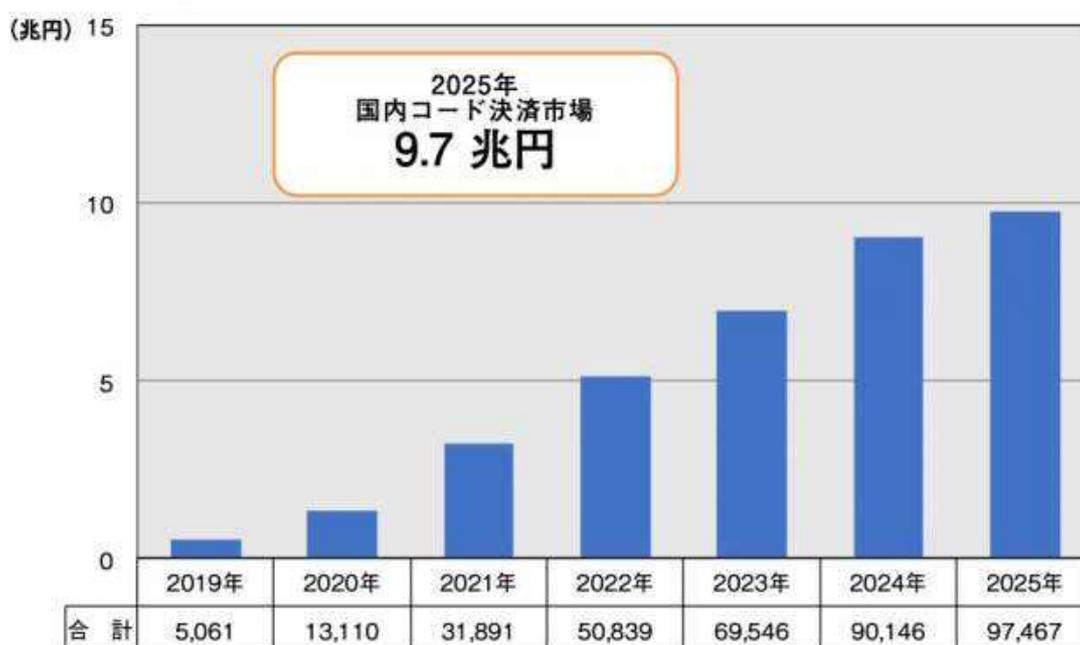
1 コード決済取引の概要

(1) 取引規模及び利用状況

ア 取引規模

国内のコード決済に係る市場規模は令和元年（2019年）の0.5兆円から、令和7年（2025年）には9.7兆円に達すると推計されており、今後も増加していくことが見込まれている（図表2-1）。

図表2-1 国内コード決済における取引高の推移見込み



(億円)

【出典】カードウェーブ「電子決済総覧 2019-2020」

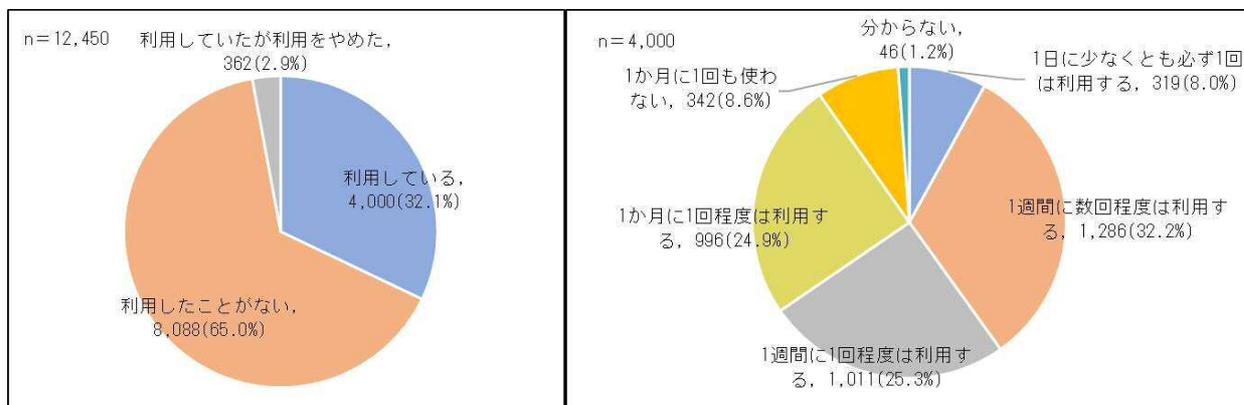
イ コード決済の利用状況

当委員会が実施した消費者向けアンケート（以下アンケート及びヒアリングとは当委員会が実施したものをいう。）においては、回答者の3割超がコード決済を利用していると回答している（図表2-2）。

また、コード決済の利用者の65%以上が、コード決済（複数の種類のコード決済を利用している場合は最も頻繁に利用しているもの）を1週間に1回程度以上利用すると回答している（図表2-3）。

図表 2-2 コード決済の利用状況 (左)

図表 2-3 コード決済の利用頻度 (右)



【出典】消費者向けアンケート結果

(2) コード決済における決済の方法と決済手段

コード決済を提供する事業者（以下「コード決済事業者」という。）は、自身が提供する決済アプリを通じて利用者にコード決済を提供しており、利用者はスマートフォン上の決済アプリにおいて、自身のアカウントを開設してコード決済を利用している。

コード決済においては、QR コードやバーコード（以下「コード」という。）を利用して、決済のための金銭的価値の移転の指示が行われており、その決済の方法には、利用者提示方式（CPM）又は店舗提示方式（MPM）の二つがある（図表 2-4）。

図表 2-4 利用者提示方式と店舗提示方式

利用者提示方式 (CPM : Consumer-Presented Mode)		利用者が自らのスマートフォンの決済アプリ上にコードを表示させ、これをコード決済事業者の加盟店がコードリーダー等でスキャンして読み取る方式。
店舗提示方式 (MPM : Merchant-Presented Mode)		加盟店が提示したコードを利用者が自らのスマートフォンで読み取る方式。 加盟店が提示したコードに決済金額の情報が含まれるもの（動的コード）、利用者が加盟店店頭のコードを読み取り、金額を入力することで決済を行うもの（静的コード）が存在する。

コード決済を行う際にやり取りされる金銭的価値としては、コード決

済事業者が決済アプリ上で管理するアカウントの残高（以下「アカウント残高」という。）が主に用いられている。利用者が商品を購入する際には、コード決済事業者が利用者のアカウント残高から、商品の対価に相当する金額を差し引き、コード決済事業者が加盟店に対して売上金の立替払を行う形で決済が行われることが多い。このため、利用者がコード決済を利用する前には、あらかじめ利用者のアカウント残高を増加させること（以下「チャージ」という。）が必要となる¹⁰。

このほか、アカウント残高を利用しない支払の方法として、利用者がコードを利用して決済を指示することにより、直接利用者の銀行口座から引き落としが行われる場合や、クレジットカード等の利用として扱われる場合（以下、銀行口座やクレジットカード等との「連携」という。）がある（以下、利用者がコード決済の支払の際に金銭的価値として用いるアカウント残高、銀行口座の預金残高、クレジットカードの与信枠等を「決済手段」という。）。

(3) 提供主体

コード決済事業者には、コード決済を提供する銀行等（以下「銀行」という¹¹。）及び銀行以外の事業者（以下「ノンバンクのコード決済事業者」という。）が存在する。それぞれの概要は以下のとおり。

ア 銀行

銀行法は、預金の受入れ、資金の貸付け及び為替取引を銀行の固有業務としている。このため、銀行が提供するコード決済における決済の方法には、利用者が銀行に有する預金口座との連携を行うものと、利用者が決済アプリ上で預金口座からチャージしたコード決済用のアカウント残高を利用して決済を行うもの¹²がそれぞれ存在する。銀行向けアンケートにおいては、おおよそ半数程度（63行）の銀行がコード決済を提供していると回答している。

これらの銀行が提供するコード決済には、

- ① 銀行が自行に口座を開設している利用者に対してコード決済を提供するもの

¹⁰ コード決済事業者によっては、商品の購入やサービスの提供を受けた後、事後的にコード決済の利用額を銀行引き落としや請求書払いで支払う後払いサービスを提供していることもあるが、本報告書においては扱わない。

¹¹ 銀行法以外の法令に基づき銀行の固有業務を行っている信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等は厳密には銀行ではないが、総称して「銀行」と称することとする。

¹² 銀行が預金口座への払戻しができないアカウント残高を発行する場合には、資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行者としての登録を受ける必要がある。

- ② 銀行が自行に口座を開設している利用者に対してコード決済を提供しているが、他の銀行が提供するコード決済と提携し、相互の加盟店において利用が可能なもの
- ③ 特定の銀行等が提供するコード決済であるが、提供銀行以外の銀行の口座からのチャージが可能なものがそれぞれ存在する。

イ ノンバンクのコード決済事業者

ノンバンクのコード決済事業者は、それぞれのコード決済のビジネスモデルに応じて必要とされる法的資格を取得している（図表2-5）。

図表2-5 ノンバンクのコード決済事業者が取得している法的資格の例

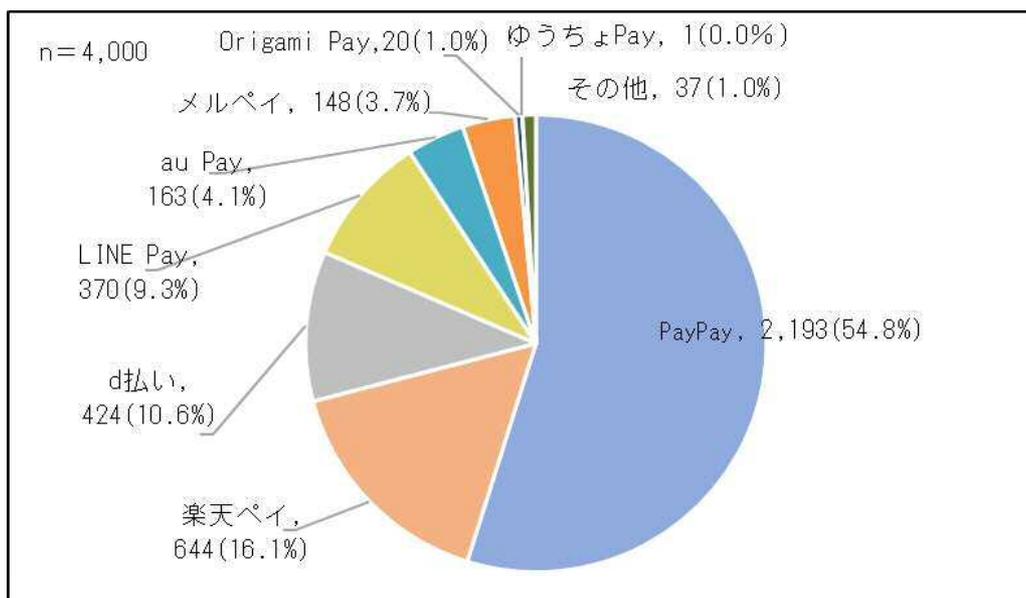
	資金移動業者	第三者型前払式支払手段発行者	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
根拠法令	資金決済法第37条	資金決済法第7条	割賦販売法第35条の17の2
参入要件	登録	登録	登録
送金上限	100万円	なし	送金を行わない
受入れ資金の保全方法	供託等義務（全額）	供託等義務（半額）	資金を受け入れない
預金や現金への払戻しの可否	可	不可	資金を受け入れない
資産要件	なし	最低純資産額1億円以上	なし
必要とされる場合の例	預金や現金への払戻しが可能なアカウント残高等を利用したコード決済を提供する場合。	預金や現金への払戻しができないアカウント残高等を利用したコード決済を提供する場合。	クレジットカード等との連携を行う事業者であり、クレジットカード会社等との間で包括代理加盟店契約を締結している場合。

多くのノンバンクのコード決済事業者は、アカウント残高から預金口座や現金への払戻しサービスを提供している。これらのサービスは為替取引に該当することから、ノンバンクのコード決済事業者又はその子会社が資金移動業者としての登録を行う事例が多くみられる。資金移動業者向けアンケートにおいては、資金移動業者の登録を行い、コ

ード決済を提供していると回答した事業者は8社存在した。

また、消費者向けアンケートによれば、コード決済の利用者の99%は資金移動業者の登録を行っている事業者が提供するコード決済を最も頻繁に利用している(図表2-6)。本調査においては、当該8社について、「主要なノンバンクのコード決済事業者」として扱う。

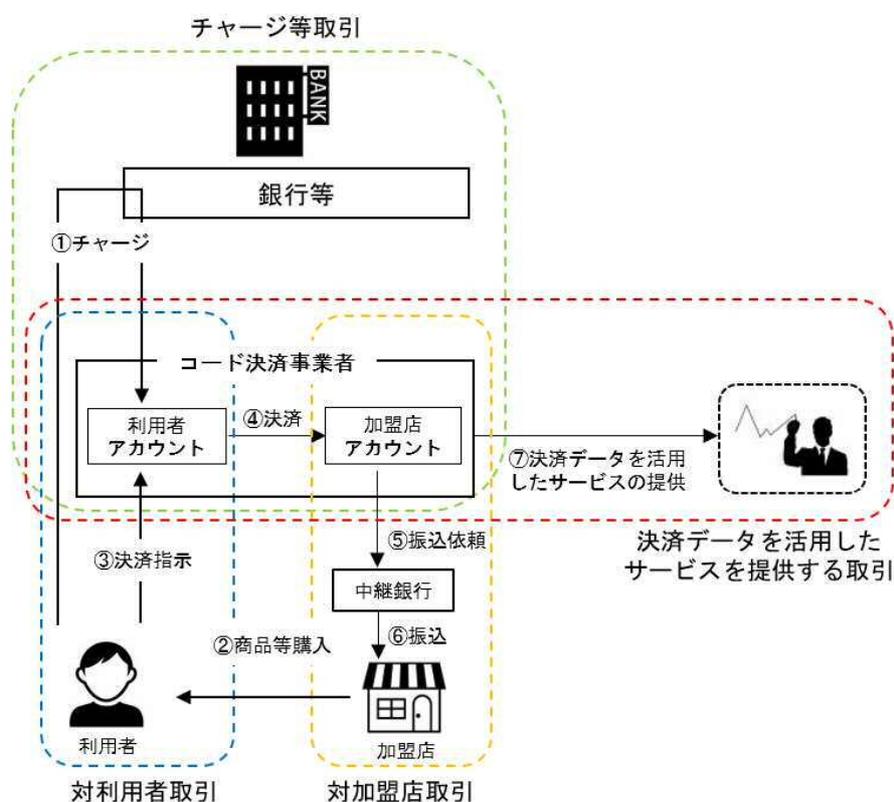
図表2-6 利用者が最も頻繁に利用しているコード決済



【出典】消費者向けアンケート結果

- (4) **コード決済の取引の流れ・コード決済事業者が関わる4つの取引関係**
現状提供されているコード決済の多くが、アカウント残高を利用して決済を行っているところ、アカウント残高を利用したコード決済の取引の流れは図表2-7のとおり。

図表 2-7 コード決済の取引の流れ



①	利用者は、コード決済事業者の決済アプリを通じて銀行等から、決済アプリ上における自身のアカウント残高を増加させる。
②	利用者は加盟店から商品等を購入する。
③	利用者はコードを利用し、加盟店に対する決済を指示する。
④	コード決済事業者は、利用者の決済指示に基づき、利用者のアカウント残高から差し引き、利用者が加盟店に対して支払う商品の代金（売上金）の支払を立て替えることにより、利用者と加盟店間の決済を行う（売上金は加盟店が開設したコード決済事業者のアカウントで管理される。）。
⑤	コード決済事業者は、加盟店との間で定めた出金頻度に従い、④の決済により累積した加盟店の売上金を支払うため、加盟店の銀行口座への振込を銀行に依頼する。
⑥	振込を依頼された銀行（以下「中継銀行」という。）は振込により、加盟店の銀行口座への出金を行う。
⑦	コード決済事業者は、対利用者取引・対加盟店取引を通じて蓄積された決済データを活用し、マーケティングサービス等を提供している場合がある。

【出典】 資金移動業者及び銀行からのヒアリングを基に公正取引委員会作成

前記の取引の流れを踏まえ、本調査においては、コード決済事業者が関わる以下の4つの取引関係に着目し、その取引実態の把握を行った。

ア チャージ等取引

ノンバンクのコード決済事業者が銀行等とチャージや連携を行うために必要とされる、銀行等とノンバンクのコード決済事業者との間の取引関係。

イ 対利用者取引

コード決済事業者が利用者に対してコード決済を提供する取引関係。

ウ 対加盟店取引

コード決済事業者が加盟店に対してコード決済を提供する取引関係。

エ 決済データを活用したサービスを提供する取引

コード決済事業者が対利用者取引・対加盟店取引を通じて蓄積したデータを活用し、利用者、加盟店や第三者に対して、マーケティングサービス等の決済データを活用したサービスを提供する取引関係。

2 取引関係ごとの取引実態

(1) チャージ等取引

ア チャージ等取引の概要

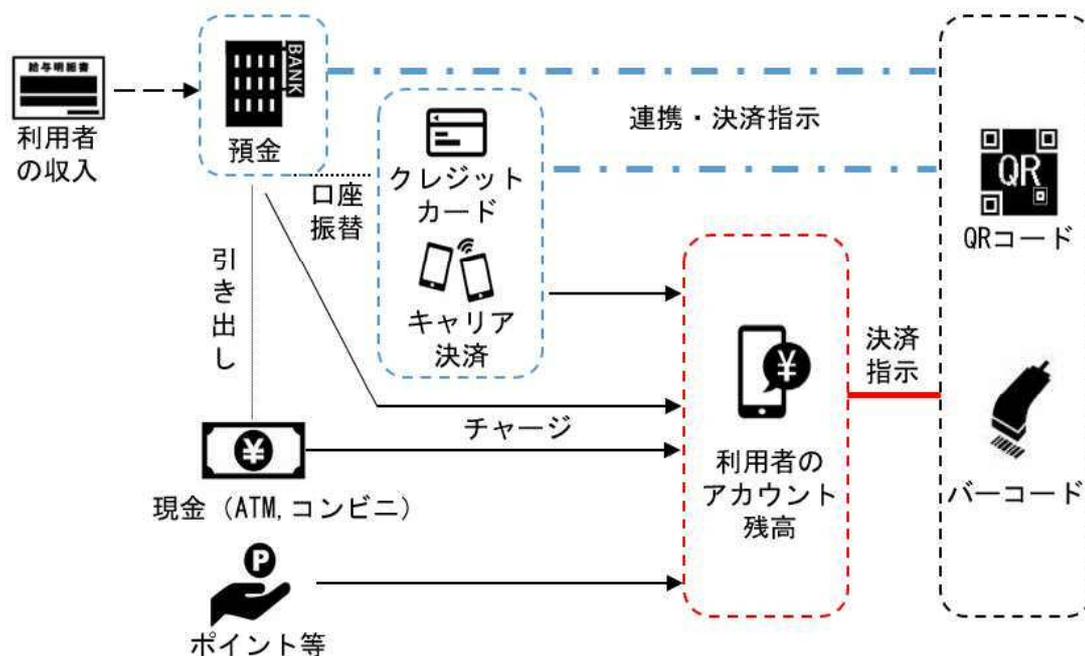
前記1(3)アのとおり、銀行は利用者に対して預金サービスを提供しているため、銀行がコード決済を提供する場合には、自行に開設された利用者の銀行口座からのチャージや連携（以下合わせて「チャージ等」という。）を行い、コード決済の決済手段として利用することができる。

一方、ノンバンクのコード決済事業者は、銀行口座、クレジットカード、キャリア決済¹³、現金、ポイント等のそれぞれを利用したチャージ等の方法を利用者に提供し、利用者にチャージ等を行わせることで、コード決済の決済手段を確保している。

前記を踏まえたコード決済事業者が用いる決済手段及びチャージ等の方法は、図表2-8のとおり。

¹³ 携帯電話料金と合算して商品等の代金を支払うことができる決済サービスをいう。

図表 2-8 コード決済で用いられる決済手段及びチャージ等の方法



(注) 前記 1(2)のとおり、基本的には利用者のアカウント残高（赤破線枠）が決済手段として用いられるが、銀行口座やクレジットカード等との連携を行う場合には、預金やクレジットカードの与信枠（青破線枠）が決済手段として用いられる。

また、賃金等の利用者の収入は基本的に銀行口座に振り込まれていること¹⁴から、利用者がコード決済を利用するに当たり、クレジットカード、キャリア決済、現金等からのチャージ等を行う場合であっても、利用者の銀行口座からの利用額の引き落としや預金の引き出しが発生する。このため、ノンバンクのコード決済事業者はコード決済の決済手段を確保するため、利用者の銀行口座から資金を移動させることが必要となる。

なお、消費者向けアンケートによれば、図表 2-8 のチャージ等の方法のうち、消費者が最も多く利用している方法は銀行口座からのチャージであった（図表 2-9）。

¹⁴ 労働法制上、雇用者が支払う賃金の通貨支払の例外として、労働者の銀行口座への振込が認められている（労働基準法第 24 条、労働基準法施行規則第 7 条の 2）。

図表 2-9 利用者が最も頻繁に利用しているコード決済におけるチャージ等の方法（複数回答）

回答内容	利用者
銀行口座からのチャージ	1,381 (34.5%)
クレジットカードからのチャージ	1,350 (33.8%)
クレジットカードとの連携	821 (20.5%)
コンビニやATM等での現金チャージ	595 (14.9%)
コード決済事業者の他サービス（オークション等）における売上やポイント等を利用したチャージ	472 (11.8%)
キャリア決済によるチャージ等	312 (7.8%)
銀行口座との連携	269 (6.7%)
その他	14 (0.4%)
回答数	4,000

【出典】消費者向けアンケート結果

また、資金移動業者向けアンケートにおける主要なノンバンクのコード決済事業者のうち7社¹⁵からの回答によれば、それぞれが提供するコード決済の利用者がチャージ等を行った金額全体のうち、銀行口座からのチャージ等の金額の割合が30%を超える事業者は4社存在し、そのうち70%を超える事業者は2社存在した（図表2-10）。

なお、クレジットカードからのチャージ等の割合が30%を超える事業者は2社存在し、現金によるチャージ等の割合が30%を超える事業者は1社も存在しなかった。

また、利用者が行う1回当たりのチャージ等額の中央値は、銀行口座の場合4,697円、クレジットカードの場合4,260円、現金の場合8,099円であった。

¹⁵ 8社中1社からはチャージ等額の割合に係る回答が得られなかった。

図表 2-10 主要なノンバンクのコード決済事業者のチャージ等額全体に占める各チャージ等の方法による割合等

チャージ等の方法	主要なノンバンクのコード決済事業者 7社中、チャージ等額全体に占める割合が		1回当たりのチャージ等額（中央値）
	30%超の事業者	70%超の事業者	
銀行口座	4社	2社	4,697円
クレジットカード	2社	0社	4,260円
現金	0社	0社	8,099円

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

イ チャージ等の流れ

ノンバンクのコード決済事業者は、利用者にクレジットカード、キャリア決済、コンビニ又はATMを利用した現金によるチャージ等の方法を提供する場合、それぞれクレジットカード会社、携帯電話会社、コンビニ、ATMの運営会社等との間で利用者によるチャージ等を可能とする契約を行っている。

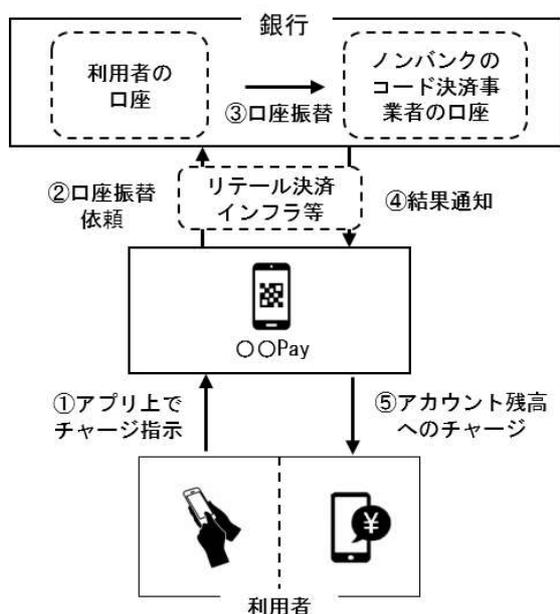
また、ノンバンクのコード決済事業者が、利用者に銀行口座からのチャージの方法を提供する場合には、あらかじめ、ノンバンクのコード決済事業者が銀行との間で、利用者による銀行口座からのチャージを可能にする契約を行い、当該銀行にノンバンクのコード決済事業者の口座を開設することが必要となる。

利用者は、銀行口座からのチャージを行うに当たり、決済アプリを通じ、自らの銀行口座からノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への口座振替¹⁶を行う契約を銀行及びノンバンクのコード決済事業者との間でそれぞれ締結（以下「銀行口座との紐づけ」という。）している。

前記を踏まえた銀行口座からのチャージの流れは図表 2-11 のとおり。

¹⁶ 支払人以外の第三者からの指図に基づき、口座振替の委託者である顧客の預金口座の資金を他の預金口座に移動することを指す。

図表 2-11 銀行口座からのチャージの流れ



①	利用者は、決済アプリ上でチャージに係る指示を行う。
②	ノンバンクのコード決済事業者は、利用者の指示に基づき、利用者が口座振替契約を行った銀行口座から、リテール決済インフラと呼ばれる銀行の基幹システムに接続するためのネットワークや更新系 API ¹⁷ 接続基盤等を経由して、自社の口座への口座振替を依頼する。
③	銀行は、ノンバンクのコード決済事業者の依頼に基づき、口座振替を行う。
④	銀行は、口座振替後、リテール決済インフラや更新系 API 接続基盤等を経由して、ノンバンクのコード決済事業者に結果通知を行う。
⑤	ノンバンクのコード決済事業者は銀行からの結果通知を受けて、利用者のアカウントの残高を増加させる。

利用者が銀行口座からのチャージを行うためには、ノンバンクのコード決済事業者が、自身の決済アプリ上において、利用者から受け付けたチャージに係る指示を銀行の基幹システムに伝達する必要がある。一方、銀行の基幹システムはセキュリティの観点から外部からの接続手段が限定されているため、ノンバンクのコード決済事業者は、リテール

¹⁷ Application Programming Interface：他のシステムやデータを安全に利用するための接続方式であり、銀行における API には、顧客の同意に基づいて、外部サービスから銀行のシステムに接続し、残高照会等の口座情報を取得する参照系 API と、振込・振替等を可能とする更新系 API があるが、本報告書においては、更新系 API のみを取り扱う。

ル決済インフラ提供事業者が提供するサービスを利用するか、銀行が整備した更新系 API や独自の方式を利用して情報の伝達を行っているところ、銀行向けアンケートによれば、更新系 API や独自の方式を利用している銀行は 129 行中それぞれ 2 行にとどまっている（図表 3-9（39 頁））。

銀行の基幹システムに接続するためのサービスを提供するリテール決済インフラ提供事業者には、

- ① CAFIS¹⁸と呼ばれるシステムを利用したサービスの一つとして、口座振替に係る情報の伝達を行う「即時決済ゲートウェイサービス」を提供する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」という。）
- ② CARDNET¹⁹と呼ばれるシステムを利用したサービスの一つとして、口座振替に係る情報の伝達を行う「リアルタイム口座振替サービス」を提供する株式会社日本カードネットワーク（以下「日本カードネットワーク」という。）

の 2 社が存在する。

多くの銀行は、NTT データが提供する即時決済ゲートウェイサービス又は日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替サービスのうち、いずれか片方のみと契約を行っていることから、ノンバンクのコード決済事業者が、利用者から銀行口座からのチャージの指示を受けた場合には、利用者が紐づけた口座を有する銀行が契約しているいずれかのサービスを利用することになる（図表 3-9（39 頁））。この際、いずれのサービスにおいても、銀行への接続に当たっては NTT データが提供する CAFIS を利用することとなっている（図表 2-13（17 頁））。

ウ チャージ等取引において発生する費用

ノンバンクのコード決済事業者がクレジットカードや ATM を利用したチャージ等を提供する際に支払う費用は図表 2-12 のとおり。

¹⁸ Credit And Finance Information Switching system：旧日本電信電話公社が開発し、現在では NTT データが提供するクレジットカードの情報照会サービスであるが、銀行の基盤システムに接続する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引においても使われている。

¹⁹ 日本カードネットワークが運営する、クレジットカード会社と加盟店を結ぶクレジット決済ネットワークであるが、銀行へ口座振替情報を伝達する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引にも使われている。

図表 2-12 ノンバンクのコード決済事業者がクレジットカード及び ATM を利用したチャージ等の提供に当たり支払う費用

	初期費用	従量費用 (チャージ等当たり)
クレジットカード	なし	(定率) 1%台後半 (自社カードの場合は、料率 0%台後半程度)
ATM からの現金チャージ	数百万～千数百万円程度	(定率+定額) 料率1%未満+十数円

一方、銀行口座からチャージ等を提供する際に、ノンバンクのコード決済事業者及び銀行に発生する費用には、以下の(ア)～(ウ)がある。

(ア) ノンバンクのコード決済事業者が紐づけ先銀行に対して支払う費用

資金移動業者向けのアンケート及びヒアリングによれば、利用者が銀行口座からのチャージ等を行えるようにするため、ノンバンクのコード決済事業者は銀行に対し、初期接続費用として、①大規模銀行の場合、数千万円程度、②地方銀行の場合、数百万円程度、③ネット銀行の場合、0円から1千万円程度を支払っているほか、チャージ等を行うたびに生じる接続料²⁰を支払っているとのことであった。

(イ) ノンバンクのコード決済事業者がリテール決済インフラ提供事業者に対して支払う費用

資金移動業者及びリテール決済インフラ提供事業者向けのアンケート及びヒアリングによれば、ノンバンクのコード決済事業者はリテール決済インフラ提供事業者に対し、初期費用として工事費(百万円程度)、継続的に発生する費用として、サービス利用料等を支払っているとのことであった。

(ウ) 紐づけ先銀行がリテール決済インフラ提供事業者に対して支払う費用

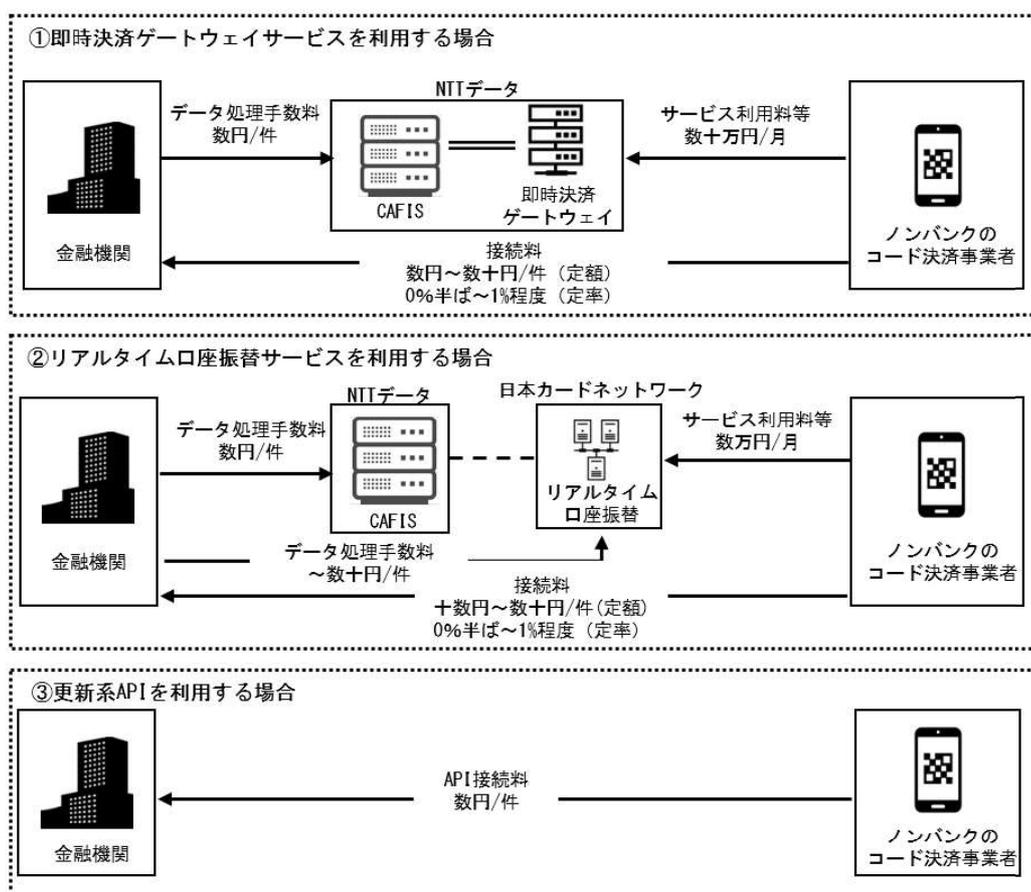
銀行及びリテール決済インフラ提供事業者向けのアンケート及び

²⁰ このほか、ノンバンクのコード決済事業者は銀行に対して、利用者の銀行口座を紐づけるごとに十数円から数百円程度の費用を支払っている。

ヒアリングによれば、銀行はリテール決済インフラ提供事業者に対し、ノンバンクのコード決済事業者が新たに銀行と接続する際に生じる工事費や利用者がチャージ等を行うたびに生じるデータ処理手数料を支払っているとのことであった。また、銀行からのヒアリングによれば、銀行が支払うこれらの費用は、前記(ア)のノンバンクのコード決済事業者が銀行等に対して支払う費用に転嫁されているとのことであった。

前記(ア)ないし(ウ)を踏まえ、リテール決済インフラ又は更新系 API を利用してノンバンクのコード決済事業者がチャージ等を提供する際の取引構造及び費用構造は図表 2-13 のとおり。

図表 2-13 リテール決済インフラ又は更新系 API を利用したチャージ等に係る取引構造及び費用構造



(2) 対利用者取引・対加盟店取引

ア 対利用者取引

(7) 利用者数

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、主要なノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済の利用者数はそれぞれ十数万人～数千万人程度、銀行が提供するコード決済の利用者数はそれぞれ数千人～数十万人程度であった。

また、銀行及びノンバンクのコード決済事業者の多くが、自身が提供するコード決済の利用者を獲得するために最も重要と考える要素として、「加盟店の数」を挙げており、次いで、「セキュリティ」、「利用者還元プログラムの規模」及び「決済の手軽さ」を挙げている（図表2-14）。

同様に、消費者向けアンケートにおいても、多くの利用者が、利用するコード決済の選択における最も重要な要素として「加盟店の数」を挙げており、次いで、「セキュリティ」及び「利用者還元プログラムの規模」を挙げている（図表2-14）。

このことから、コード決済においては、加盟店が増えれば増えるほど、利用者にとって、コード決済を利用するインセンティブが高まる関係（対加盟店取引から対利用者取引に対する間接的なネットワーク外部性）が生じていると考えられる。

図表2-14 利用者獲得における重要な要素（ノンバンク・銀行）／コード決済選択における重要な要素（利用者）（いずれも複数回答）

	ノンバンク	銀行	利用者
加盟店の数	7 (87.5%)	61 (98.4%)	2,738 (68.5%)
セキュリティ	7 (87.5%)	58 (93.5%)	2,528 (63.2%)
利用者還元プログラムの規模	6 (75.0%)	40 (64.5%)	2,347 (58.7%)
決済の手軽さ	6 (75.0%)	50 (80.6%)	2,233 (55.8%)
利用者の数	4 (50.0%)	23 (37.1%)	497 (12.4%)
リアルタイム性	2 (25.0%)	18 (29.0%)	1,720 (43.0%)

決済データを活用したサービスの提供	0 (0.0%)	11 (17.7%)	490 (12.3%)
利用可能なチャージ手段があること	—	—	1,684 (42.1%)
その他 (自由記載)	3 (37.5%)	5 (8.1%)	112 (2.8%)
回答数	8	62	4,000

【出典】資金移動業者、銀行及び消費者向けアンケート結果

(イ) 利用者の平均決済額

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、ノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済の利用者の1回当たりの平均決済額は700円～2,500円程度、銀行が提供するコード決済の平均決済額は700円～7,600円程度であった。

(ウ) 対利用者取引における収入

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、銀行及びノンバンクのコード決済事業者のいずれも、基本的に利用者に対してコード決済を利用する手数料等を請求しておらず、対利用者取引において収益を得ていなかった。

ただし、ノンバンクのコード決済事業者の多くは、利用者が自身のアカウント残高から預金や現金への払戻しを行う場合に、払戻しによって生じる振込手数料やATM利用料等を転嫁するため、1回当たり数百円程度を利用者に対して請求していた。

他方、銀行が提供するコード決済においては、アカウント残高から銀行口座への払戻しを行う際、利用者に対して手数料を請求する事例は確認できなかった。

なお、銀行が提供するコード決済においては、利用者に対して、券売機や加盟店のレジから現金を引き出すことができるキャッシュアウトサービスを提供していることがあり、利用者が当該サービスを利用する場合、1回当たり数百円程度を利用者に対して請求していた。

(エ) 対利用者取引における費用（利用者還元プログラム）

コード決済事業者は、利用者獲得等のため、コード決済の利用金額の一部の割引やポイント発行等の利用者への還元プログラムを実施していることがある。

資金移動業者向けアンケート及びヒアリングによれば、ノンバン

クのコード決済事業者は、恒常的な還元プログラムとして、利用者の利用金額の0.5%～3%の還元や、期間を限定したキャンペーンやクーポンの発行等を行っていた。一方、銀行向けアンケートによれば、銀行が提供するコード決済においては、一部のコード決済において利用金額の0.5%程度の還元を実施していた事例はみられたものの限定的であった。

イ 対加盟店取引

(7) 加盟店数

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、ノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済の加盟店数は3万店舗から150万店舗程度、銀行が提供するコード決済の加盟店数は数千店舗から数万店舗程度であった。

資金移動業者向けアンケートによれば、加盟店を獲得するための重要な要素として、「利用者の数」を選択したノンバンクのコード決済事業者が最も多く、「決済手数料の低さ」や「セキュリティ」を重要と考える事業者が続いた。また、銀行向けアンケートにおいても、同様の傾向がみられた（図表2-15）。

このことから、コード決済においては、利用者が増えれば増えるほど、加盟店にとってコード決済を導入するインセンティブが高まる関係（対利用者取引からの対加盟店取引に対する間接的なネットワーク外部性）が生じている可能性があると考えられる。

図表2-15 加盟店を獲得するために重要な要素（複数回答）

	ノンバンク	銀行
利用者の数	8 (100.0%)	52 (91.2%)
決済手数料の低さ	6 (75.0%)	52 (91.2%)
決済の手軽さ	5 (62.5%)	44 (77.2%)
セキュリティ	5 (62.5%)	43 (75.4%)
加盟店の数	4 (50.0%)	34 (59.6%)
リアルタイム性	4 (50.0%)	14 (24.6%)
決済データを活用したサービスの提供	3 (37.5%)	12 (21.1%)
その他（自由記載）	0 (0.0%)	4 (7.0%)
回答数	8	57

【出典】資金移動業者及び銀行向けアンケート結果

(イ) 対加盟店取引における収入（加盟店手数料）

ノンバンクのコード決済事業者及び銀行は、対加盟店取引において、加盟店からコード決済の売上金の一定額を加盟店手数料として徴収して収入としている。資金移動業者向けアンケート、ヒアリング及び公表資料によれば、ノンバンクのコード決済事業者は、期間限定で加盟店手数料を無料とするキャンペーンを行っている場合を含めると、決済額の0%～3.5%程度の加盟店手数料を徴収している。

一方、銀行向けアンケート及びヒアリングによれば、コード決済を提供する銀行は、1%～3.5%程度の加盟店手数料を徴収しており、加盟店手数料を無料とするキャンペーン等の実施を行う銀行は確認できなかった。

(ウ) 対加盟店取引における費用（振込手数料）

ノンバンクのコード決済事業者は、加盟店との間であらかじめ取り決めた出金頻度（日次、月1回、月2回等）に応じて、コード決済の利用により累積した加盟店のアカウントの売上金を加盟店の銀行口座に出金している（図表2-16）。

また、ノンバンクのコード決済事業者は、加盟店の銀行口座への売上金の出金を行うに当たって、中継銀行に振込を依頼している（図表2-7（9頁））。ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングによれば、銀行から提示される振込手数料の水準を踏まえて中継銀行を決定しているとの見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- 当社は、加盟店の銀行口座へ売上金を出金するため、複数の銀行との間で法人向けインターネットバンキングサービスの利用契約を結んでいる。出金先である加盟店の銀行口座と同一の銀行と当社が契約している場合には、振込手数料が安価となるため、その銀行に振込を依頼している。契約を行っていない銀行に出金を行う場合には、他行向けの振込手数料が最も安価な銀行に振込を依頼している。

加盟店の銀行口座へのお金に出金に要する振込手数料については、基本的にはノンバンクのコード決済事業者自らが負担するケースが多い。他方、加盟店が任意のタイミングでお金を出金を行うことを希望する場合や、売上金のお金が出金額が一定額以下にとどまる場合には、加盟店が振込手数料相当の金額をノンバンクのコード決済事業者に支払うことで出

金を可能とする事例もみられた。

このほか、一部のノンバンクのコード決済事業者においては、加盟店の出金先銀行口座が自社グループや提携関係にある特定の銀行にある場合には、振込手数料が安価となるため、加盟店の費用負担なしに日次の出金を可能としている例もみられた。

一方、銀行が提供するコード決済の多くは日次の出金が可能であり、加盟店が出金費用を負担する事例はみられなかった。

図表 2-16 コード決済ごとの加盟店への売上金の出金頻度（複数回答）

	ノンバンク	銀行
日次	3（注1）	8
月1回	6	7
月2回	5	7
月3回	0	1
任意のタイミングによる出金（有償）	3	0
回答数	8	9（注2）

（注1）自社グループや提携関係にある特定の銀行の口座に対する出金を行う際に限定される。

（注2）銀行が提供するコード決済サービスごとに集計。

【出典】資金移動業者及び銀行向けアンケート結果

(3) 決済データを活用したサービスを提供する取引

昨今、コード決済事業者が、対利用者取引及び対加盟店取引を通じて蓄積した決済データを基に、利用者、加盟店やその他第三者に対し、マーケティングサービス等の決済データを活用したサービスを提供しようとする動きがみられる。

資金移動業者及び銀行向けのアンケート及びヒアリングによれば、決済データを加盟店のマーケティングに役立てるサービス等を提供しているコード決済事業者は、ノンバンクと銀行を併せて10者程度存在した。一方、このようなサービスは無償で提供されており、サービス提供の対価を得ている事業者は確認できなかった。

また、資金移動業者及び銀行からのヒアリングにおいては、決済データを活用したサービスの収益性に関して、以下のような見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 決済データを利用したビジネスについては、内部で検討はしている。しか

し、当行の決済サービスでは、いつ、どこで、誰が、いくら払ったかは分かるものの、肝心の「何を」買ったのかが分からないため、ビジネスにつなげられない。このため、決済データを利用したビジネスの確立は、現状ではかなり難しいという認識を持っている。

【コード決済事業者からのヒアリング事例】

- ・ 決済データを利用したサービスの提供の可能性は模索しているが、現時点でマネタイズの道筋は立っていない。利用者の個人情報を取得して、例えば個人向けの広告サービスを提供すると、提供情報の二次利用に係る個人の同意が問題となってくるので、むしろ、決済データをビッグデータ化して、統計処理したものを事業者向けに販売するという方向性になるのではないだろうか。

(4) コード決済事業者の収益構造

前記(1)ないし(3)の取引関係を踏まえると、コード決済事業者に発生している費用及び収益の状況は図表 2-17 のとおり。

図表 2-17 コード決済事業者の収益構造（内部コストを除く）

	費用	収益
チャージ等取引	(ノンバンクのコード決済事業者のみ発生) 利用者の銀行口座等からチャージ等を行うための費用	—
対利用者取引	利用者還元プログラム	—
対加盟店取引	(ノンバンクのコード決済事業者のみ発生) 加盟店の銀行口座への売上金の出金を行うための振込手数料	加盟店手数料
決済データ取引	—	—

このうち、銀行がコード決済を提供する場合には、

- ① 利用者が自身の銀行口座等からチャージ等を行うための費用
 - ② 利用者がコード決済を利用することにより累積した売上金を加盟店の銀行口座へ払い出すための振込手数料
- のそれぞれは、原則として発生せず、ノンバンクのコード決済事業者に特有の費用として生じている。

以下、第3においては、これらのチャージ等取引や振込取引において発生している取引関係が、銀行及びノンバンクのコード決済事業者の競争関係に与えている影響を把握する。

第3 チャージ等取引及び振込取引の状況

1 チャージ等取引

(1) 銀行とノンバンクのコード決済事業者の垂直的・水平的取引関係

前記第2の2(1)のとおり、銀行口座には利用者の賃金等の収入の受入れが生じるため、銀行がコード決済を提供する場合、自行に開設された利用者の銀行口座の残高を決済手段としてコード決済を提供することが可能である。

一方、現行法令上、資金移動業者が提供しているコード決済等のアカウント等の銀行口座以外への賃金の振込は原則認められていない。この点について、消費者向けアンケートにおいては、ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、約4割の利用者が、自身が利用するコード決済サービスのアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討すると回答している（図表3-1）。

図表3-1 ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、自身が利用するコード決済のアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討するか。

回答内容	利用者
検討する	1,594 (39.9%)
検討しない	2,406 (60.2%)
回答数	4,000

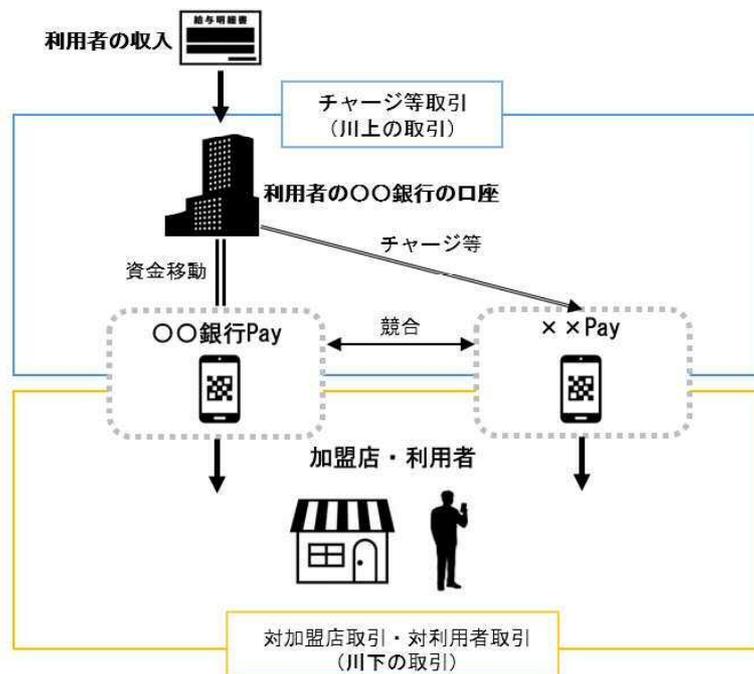
【出典】消費者向けアンケート結果

ただし、現状ではノンバンクのコード決済事業者は、基本的に自身が管理する利用者のアカウントに利用者の賃金等の収入の受入れが生じないことから、図表2-8（11頁）のいずれかのチャージ等の方法を利用して、コード決済における決済手段の原資となる収入が振り込まれる利用者の銀行口座へ接続しなければ、コード決済を提供することが困難となる。

前記を踏まえると、コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者との間には、

- ① ノンバンクのコード決済事業者は利用者の銀行口座に接続しなければ決済手段を確保できないという垂直的な取引関係（川上・川下関係）
 - ② 対利用者取引、対加盟店取引における水平的な競合関係
- がそれぞれ成立していると考えられる（図表3-2）。

図表 3-2 銀行とノンバンクのコード決済事業者の垂直的・水平的取引関係



【出典】 資金移動業者及び銀行向けアンケートを基に公正取引委員会作成

なお、前記のとおり、利用者の銀行口座に接続する方法としては、銀行口座からチャージ等を行う方法のほか、クレジットカード等を利用したチャージ等を行い、利用額を銀行口座から引き落とすことや、銀行口座から引き出した現金等を用いたチャージを行うことも可能ではある。

しかし、利用者がクレジットカードからのチャージ等を行う場合、ノンバンクのコード決済事業者は、チャージ等額の1%台後半程度をクレジットカード会社に支払う必要が生じるところ(図表2-12(16頁))、その負担は、図表2-13(17頁)で示した銀行口座からのチャージ等を行う場合のコスト(定額:数円~数十円、定率:0%半ば~1%程度)を上回る場合がある。そのような場合、仮に、何らかの理由によりノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供できなくなり、クレジットカードからのチャージ等の占める割合が高まった場合、コード決済におけるコストは上昇し、競争上不利となると考えられる。

また、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、利用者がATMを利用した現金によるチャージを行うことは、チャージに用いる現金を引き出す際のATM利用手数料等が生じること、銀行口座からのチャージ等とは異なり、利用者が決済アプリ上のみでチャージの指示を行えず、ATMを操作する手間が生じること等から利用者にとって利便性

が低いとの見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- クレジットカードを利用したチャージしかできなくなれば、銀行口座からの直接のチャージに比べ、コストが大きくなってしまうので、ビジネスモデルの転換を考えなければいけなくなる。当社としては、ユーザーによるチャージの方法としても、クレジットカードを利用したチャージを入口にしてもらいつつ、最終的には、銀行口座からのチャージに誘導していきたいと思っている。そのために、ユーザー向けプロモーションにおいても銀行口座からのチャージとクレジットカードからのチャージとで差を設けるなどしている。
- アプリ上でチャージができることはユーザーにとって利便性が高い。銀行口座からのチャージができなくなった場合、それまでオンラインで銀行口座からチャージしていたユーザーが ATM まで行き、チャージをするようになるかという疑問である。
- 銀行口座からのチャージであれば、スマホを利用していつでもどこでもチャージできるのに対し、ATM を利用したチャージは、チャージしたいときに ATM が近くになれば、チャージすることができないなど、銀行口座からのチャージに比べ、ユーザーの利便性は低い。また、ATM を利用したチャージを行う場合には、利用者があらかじめ ATM を利用して預金口座から現金を引き出す必要があるため、ATM 利用料が利用者に生じることが多い。決済サービスを利用するユーザーの 1 回のチャージ額は数千円が中心である中で、200 円などの ATM 利用料が発生するチャージ手段をユーザーが積極的に選択するとは考えにくい。

以上を踏まえると、利用者の賃金等の収入の受入れが基本的に銀行口座に対して行われている現状においては、銀行口座からのチャージ等は、ノンバンクのコード決済事業者にとって重要性の高いチャージ等の方法となっている。

このため、一般に、図表 3-2 のような取引構造の下では、自らもコード決済を提供する銀行は、

- ① 川上の取引において、ノンバンクのコード決済事業者に自らの預金口座への接続を認めないことで、自らの預金口座を有する利用者がノンバンクのコード決済事業者へのチャージ等を行えなくすること
- ② チャージ手数料を引き上げ、競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者のコストを高めること

により、川下の取引において、自らが提供するコード決済の競争条件を有

利にすることや、ノンバンクのコード決済事業者を排除するインセンティブが生じやすいと考えられる。

(2) チャージ等取引における銀行との取引の必要性

主要なノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、特定の銀行の口座からのチャージ等の提供を取りやめ、他の銀行口座からのチャージや他のチャージ等の方法に代替することは基本的に困難との見解が示されている。

ノンバンクのコード決済事業者からは、その主な理由として、①犯罪による収益の移転防止に関する法律上の取引時確認の義務を履行する観点から、銀行口座以外のチャージ等の方法に代替することは困難であること、並びに②チャージ等のシェアが大きい銀行の存在、③回収困難な初期費用の存在及び④銀行口座からのチャージ等に係る消費者行動の観点から、特定の銀行の銀行口座からチャージ等を行う必要があることが挙げられている。

ア 取引時確認の義務の履行

犯罪による収益の移転防止に関する法律上、主要なノンバンクのコード決済事業者又はその子会社が登録を行っている資金移動業者には、利用者の本人確認等の取引時確認を行うことが義務付けられている。

主要なノンバンクのコード決済事業者は、本人確認の義務の履行に当たって、利用者が銀行口座との紐づけを行った際に、紐づけ先銀行が口座開設時に利用者に対して行った本人確認情報を当該銀行から取得することにより、本人確認の義務を履行する方法を主に利用しているが、銀行の本人確認に依拠できない場合、別途、相応の費用が生じる郵送やオンラインによる本人確認（e-KYC）の方法²¹により行う必要がある。

クレジットカードや現金等の銀行口座以外からのチャージ等の方法を採用せず、銀行口座からのチャージ等を提供し、併せて銀行による本人確認に依拠することは、ノンバンクのコード決済事業者にとって、取引時確認の義務の履行を簡便にし、別途の取引時確認の方法を採ることによるコストの負担を低下させ得るため、銀行と取引する必要性を

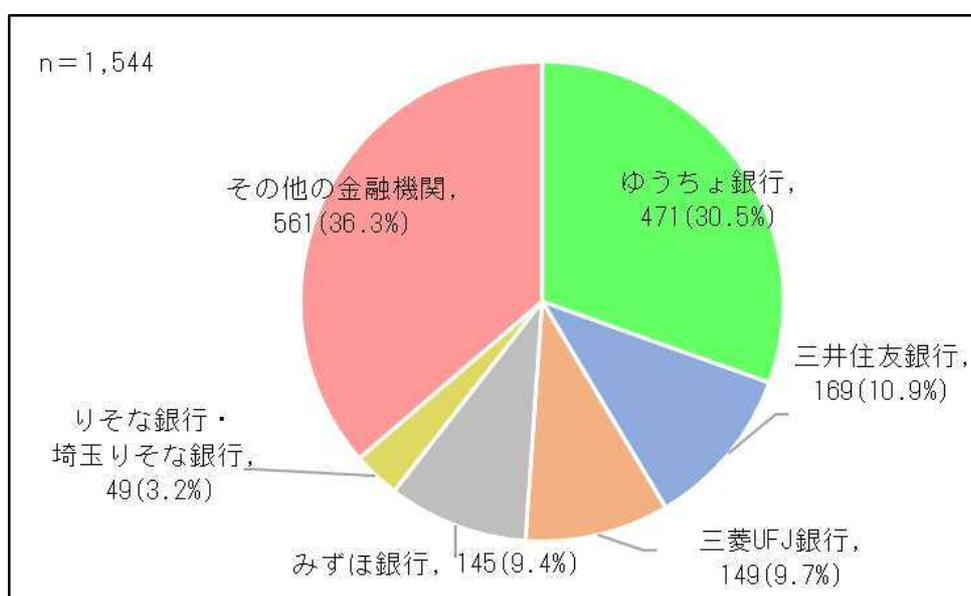
²¹ 法令上、資金移動業者は、クレジットカード会社が実施した本人確認に依拠することも可能であるが、クレジットカードから資金移動業者のアカウント残高にチャージを行った上で為替取引を実施することは、クレジットカード与信枠の現金化に相当する行為であることから通常行われておらず、クレジットカードからのチャージは、専ら第三者型支払手段発行者としてのアカウント残高へのチャージとなる。

高めるものと考えられる。

イ 銀行口座からのチャージ等のシェアが大きい銀行の存在

消費者向けアンケートにおいては、3割以上の利用者から紐づけ先銀行口座として選択される銀行が存在している（図表3-3）。

図表3-3 最も頻繁に利用しているコード決済における紐づけ先銀行口座（複数の銀行口座を紐づけている場合には、最も利用頻度の多いもの）



【出典】消費者向けアンケート結果

また、資金移動業者向けのアンケートにおいては、複数のノンバンクのコード決済事業者において、利用者がチャージ等を行った金額全体に占める特定の銀行からのチャージ等の金額の割合が20%を超えている事例がみられた。

ノンバンクのコード決済事業者にとって、利用者がチャージ等を行う銀行口座のシェアが大きい又は順位が高い銀行については、取引を行うことにより当該銀行の利用者によるコード決済の利用の増加が期待でき、ひいてはコード決済の利用金額・利用頻度が増加することから、取引を行う必要性が高くなると考えられる。

ウ 初期接続費用の存在

前記第2の2(1)ウ(ア)のとおり、ノンバンクのコード決済事業者が銀

行口座からのチャージ等を利用者に提供する場合、ノンバンクのコード決済事業者は、大規模銀行に対しては、数千万円程度、地方銀行に対しては数百万円程度の初期接続費用を支払っている。

このような初期接続費用は、銀行からのチャージ等の提供を取りやめる際に回収できない費用（サunkコスト）であり、また、特定の銀行からのチャージ等の提供を取りやめ、他の銀行からのチャージ等を提供する場合に、その都度必要とされる費用（スイッチングコスト）でもある。このため、このような初期接続費用の存在は、ノンバンクのコード決済事業者にとって一旦接続した銀行との取引を継続する必要性を高めるものと考えられる。

エ 銀行口座からのチャージ等に係る消費者行動

消費者向けアンケートにおいては、銀行口座からのチャージ等を利用している利用者の約半数が、貸金等の主たる収入の振込口座を紐づけ先銀行口座としていた（図表3-4）。また、紐づけ先銀行口座を変更したことがあると回答した利用者は全体の1割強にとどまり（図表3-5）、それらの利用者のうち約7割が、紐づけ先銀行口座を変更した理由として、主たる収入が振り込まれる銀行口座がコード決済のチャージ等に対応したため又は主たる収入が振り込まれる銀行口座を変更したためと回答している（図表3-6）。

図表3-4 主たる収入（貸金等）の振込口座をチャージ等に利用する紐づけ先銀行口座として利用しているか。

回答内容	利用者
はい	802 (51.9%)
いいえ	742 (48.1%)
回答数	1,544

【出典】消費者向けアンケート結果

図表 3-5 チャージ等に利用する紐づけ先銀行口座の変更の有無

回答内容	利用者
変更したことがある	215 (13.9%)
変更したことがない	1,329 (86.1%)
回答数	1,544

【出典】消費者向けアンケート結果

図表 3-6 チャージ等に利用する紐づけ先銀行口座を変更した理由

回答内容	利用者
主たる収入が振り込まれる銀行口座がコード決済サービスのチャージ等に対応したため。	112 (52.1%)
主たる収入が振り込まれる銀行口座を変更したため。	45 (20.9%)
銀行口座からのチャージ等を行うことにセキュリティ上のリスクを感じたため。	17 (7.9%)
特に理由はない。	36 (16.7%)
その他	5 (2.3%)
回答数	215

【出典】消費者向けアンケート結果

前記アンケート結果を踏まえると、利用者には、賃金等の主たる収入の振込口座を紐づけ先銀行口座として選択する傾向、一旦紐づけた銀行口座を変更しない傾向、また、利用者が紐づけ先銀行口座を変更する場合には、主たる収入の振込口座を紐づけることを目的として行う傾向があると考えられる。このような利用者の傾向は、ノンバンクのコード決済事業者にとって、多くの利用者が主たる収入の振込口座を置いている銀行との間でチャージ等取引を行うことの必要性を高めるものと考えられる。

また、利用者が主たる収入の振込口座からチャージ等を行おうとする傾向があることは、ノンバンクのコード決済事業者が既に銀行口座を紐づけている利用者に対して、他の銀行口座からのチャージを行うよう働きかけることを困難とさせる要因となり得るものであり、特定の銀行との取引を継続する必要性を高めるものと考えられる。

この点について、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、以下のような見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- 銀行口座に紐づけしているユーザーは、普段から使っている一番使い勝手の良い口座を接続先銀行として利用していることから、仮にその銀行口座との紐づけができなくなった場合、わざわざ当社のサービスを利用するためだけに、メインバンクを他の銀行口座に変更する可能性は低いと思われる。
- 当社は、過去に、チャージに係る手数料が比較的安価な銀行の口座登録を行った利用者に対して現金をプレゼントするキャンペーンを行い、銀行に支払うチャージに係る手数料の負担の軽減を図ったことがある。しかし、利用者は、キャンペーン対象の銀行の口座登録は行ってくれるのだが、キャンペーン終了後は結局もともと紐づけていた銀行口座からチャージする利用者ばかりとなり、キャンペーンの効果はあまりなかった。このような経験があるため、利用者をチャージに係る手数料の安い銀行の口座に誘導していくことは難しいと考えている。

オ 小括

銀行とノンバンクのコード決済事業者間のチャージ等の取引は、個々の取引内容によって異なるため、一概に判断できないものの、前記アないしエを踏まえると、ノンバンクのコード決済事業者にとって、特定の銀行との取引をする必要性が高く、当該銀行とのチャージ等取引の継続が困難になることが、事業経営上大きな支障を来す場合が存在する可能性があるものと考えられる。

(3) チャージ等取引における取引事例

ア 取引の拒否等

資金移動業者向けアンケートにおいては、主要なノンバンクのコード決済事業者のうち8社中5社が、銀行口座からのチャージ等に係る取引を認められない、又は、銀行口座からのチャージ等を可能にするための交渉が棚上げになっている事例があると回答している。

一方、クレジットカード会社等の銀行以外のチャージ等手段の提供主体から、チャージ等に係る取引を認められないなどの事例は確認されなかった。

ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、銀行との取引が認められなかった例として、以下のような事例がみられた。

なお、以下の事例の中には、本調査開始以降、ノンバンクのコード決済事業者が、銀行から取引を認められた事例も含まれる。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

○事例A

- ・ A銀行と接続するための交渉を1年超継続しているが妥結する見込みはない。接続交渉では、A銀行が提供するコード決済サービスにおいて大口の加盟店が支払う決済手数料と同等の接続料を求められたほか、口座維持手数料と称し、紐づけ先口座一つ当たり300円を毎月支払う旨の条件を示されている。
- ・ A銀行が提示する金額で取引を行った場合、A銀行との接続だけで全ての利益を超える明確な赤字が発生するため、当社は1年で破綻してしまうだろう。
- ・ A銀行との接続交渉に当たっては、通常の口座振替サービスの営業を担当している法人営業部門ではなく、銀行が提供するコード決済サービスの担当者が交渉担当とされており、当社は競合サービスの担当者との間で接続条件の交渉を行わなければならない状況にある。

○事例B

- ・ B銀行とは、継続的に話し合いを行っており、現在は先方において契約条件を検討している状況だが、いつ頃契約条件を提示してもらえるかは分からない。
- ・ B銀行からは、具体的な表現は覚えていないものの、敵に塩を送ることはしたくない、と言われたと記憶している。「敵に塩を送りたくない」というのは、具体的には、当社が銀行の為替取引を侵食する形になることを懸念していると思っている。

○事例C

- ・ C銀行からのチャージを行う際の接続料として、当社の加盟店手数料の水準の数倍のチャージ手数料の支払を求められた。また、C銀行に対し、せめて加盟店への返金を同一行内の振込で行うため、法人口座の開設を依頼したが、当社が資金移動業者であることを理由として、法人口座の開設すら検討してもらえない状況である。

銀行向けアンケートによれば、銀行がノンバンクのコード決済事業者に対してチャージ等取引を認める際に重視する要素として、「セキュリティ」及び「経済的契約条件」が挙げられている（図表3-7）。

図表 3-7 ノンバンクのコード決済事業者に対して、銀行口座からのチャージ等取引を認める際に重視する要素（複数回答）

接続手段	銀行
ノンバンクのコード決済事業者のセキュリティ体制	95 (92.2%)
チャージ手数料等の経済的契約条件	90 (87.4%)
ノンバンクのコード決済事業者のマネーロンダリングへの対応状況	58 (56.3%)
その他（自由記載）	30 (29.1%)
回答数	103（注）

（注）銀行向けアンケートによれば、銀行口座からのチャージ等に対応していない銀行が 26 行存在した。

【出典】銀行向けアンケート結果

一方、銀行からのヒアリングにおいては、ノンバンクのコード決済事業者に対して、銀行口座からのチャージ等取引の可否を判断する際に、セキュリティ面を理由として取引を拒否した事例は確認されなかった。一方、自身が提供するコード決済と競合するノンバンクのコード決済事業者に対しては、事業戦略上、チャージ等取引を認めないとする見解も一部示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 当行はノンバンクのコード決済事業者との接続の可否に関して、セキュリティ面を重要視しているが、これまでセキュリティ体制を理由として取引を断ったことはない。ただし、取引の交渉中だった事業者が、当行とは関係のないところでセキュリティ上の問題を起こし、当該事業者からセキュリティを見直す旨の申出があり、契約締結を延期したことはある。
- ・ ノンバンクのコード決済事業者との交渉に関し、セキュリティ面では、大手のノンバンクのコード決済事業者であっても、セキュリティ水準は銀行が求める水準を下回っていることもあるので、当行が求める水準まで対応してくれとお願いすることはある。
- ・ ノンバンクのコード決済事業者から、当行の口座と紐づけたチャージを行いたいとする話を持ち掛けられることもある。一方、当行としては、当行が提供するコード決済がある程度の加盟店数を獲得した後であれば、ノンバンクのコード決済事業者と接続したとしても当行のコード決済とノンバンクのコード決済とが戦い得る状況になると考えているが、現時点でノンバンクのコード決済事業者へのチャージを認めると利用者はノンバンクのコード決済ばかりを利用することになるため、接続するにはまだ早い段階だと思っている。当

行がコード決済を提供する理由は、将来的に決済データを利用したサービスを提供するためであるが、仮に今の段階でノンバンクのコード決済事業者との接続を開始した場合には、専らノンバンクのコード決済事業者が加盟店や利用者の決済データを得ることになるので、決済データを活用するという当行のコード決済の戦略そのものが頓挫することになり、コード決済をやる意味がなくなってしまう。

イ 値上げの要請

資金移動業者向けのアンケートにおいては、主要なノンバンクのコード決済事業者のうち4社が、過去1年間において銀行からチャージ等に係る手数料の値上げの要請を受けた事例があると回答している。

一方、クレジットカード会社等の銀行以外のチャージ等の方法を提供する主体が値上げ要請を行った事例は確認されなかった。

前記アンケートにおいて「値上げ要請を過去1年間に受けたことがある」と回答したノンバンクのコード決済事業者が、銀行から値上げの要請の理由として説明を受けた内容は図表3-8のとおりであり、「銀行が自社と競合するキャッシュレス決済サービスを提供する」ことを理由とした値上げ要請もみられた。

図表3-8 値上げ要請の理由として銀行から受けた説明の内容（複数回答）

回答内容	ノンバンク
銀行からのチャージの提供等に係るコストが増加したため。	2
銀行においてチャージ手段等の提供に当たって利用する振替サービス等に要するコストが増加したため。	2
銀行が自社と競合するキャッシュレス決済サービスを提供するため。	2
銀行の収益状況が悪化したため。	2
銀行が新規投資を実施するため。	1
その他	1
回答数	4

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

また、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、銀行が提供するコード決済の加盟店手数料を上回る水準をチャージ等に係る手数料として銀行から求められたといった事例もみられた。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

○事例D

- ・ D銀行から、チャージ等に係る手数料を現行の5倍程度の水準に引き上げるとの申入れを受けた。当該手数料水準は、D銀行からの当社サービスへの平均チャージ額に照らすとD銀行が提供するコード決済の加盟店手数料率を上回る水準となる。
- ・ D銀行は、「値上げにより解約やユーザー負担が増加し、当行顧客にネガティブな印象を与えるかもしれないが、影響は軽微であり織り込み済みである」、「手数料引上げの代替策について話は聞くが、意味があるとは思えない」と値上げを強行する意向であったが、突然トーンダウンし、現状水準での契約更新となった。

他方、銀行からのヒアリングにおいては、チャージ等に係る手数料の値上げの理由として、従来、原価を下回る水準で設定されていた料金の再交渉を行っている、アンチマネーロンダリング (AML) 対策²²コストの負担を転嫁しようとしている、ノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済においてなりすまし被害が生じた場合における利用者への補償を事前に織り込むために値上げを行う必要がある、といった見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 当行がノンバンクのコード決済事業者との接続を開始した当時は、キャッシュレス決済の黎明期だったことを考慮して、当行の銀行口座への接続料金をディスカウントしていた。しかし、その後、キャッシュレス決済が広く使われるようになったことから、少なくとも当行の銀行口座からのチャージを提供する上での原価は頂きたいと考えている。
- ・ 銀行が口座振替サービスを提供する上で内部的に発生するコストとしては、従来から発生している、直接のシステムの設備投資費用、間接部門やオペレーションに要する費用、維持管理費用のほか、最近では金融活動作業部会 (FATF) の対日審査やAML対応のためのコストも必要になってきている。
- ・ 当行の預金者になりすまし、〇〇Payなどの決済サービスに口座の紐づけを行うことで、不正な決済を行うという事案が最近生じているところ、ノンバンクのコード決済事業者による補償が行われなかった場合に、当行が預金者に対して支払う補償額等の不正対応コストが増大している。これら不正対応コ

²² 反社会的勢力、テロ組織、犯罪者集団等による取引、振り込み詐欺や融資詐欺等の不正口座取引等に対する一連の対策を指す。

ストについては、保守的にあらかじめチャージに係る手数料として織り込まざるを得ないと考えている。しかしながら、チャージに係る料金の交渉に当たって、ノンバンクのコード決済事業者に対して提示料金の根拠の説明は行っていない。

一方、AML 対策支援サービス提供事業者からのヒアリングによれば、取引 1 件当たりに還元した AML 対策コストの負担は、必ずしも多額ではないとの見解が示されている。また、一部の銀行からは、不正利用が生じた場合における利用者への補償額について、ノンバンクのコード決済事業者が支払うチャージ等に係る手数料に事前に織り込むことはノンバンクのコード決済事業者との取引の信頼関係を損なうとの見解も示されている。

【AML 対策支援サービス提供事業者からのヒアリング事例】

- AML 対策コストについては、事業規模や取引量、リスク評価書の内容に応じて費用は変動するものの、取引 1 件当たりに還元したときに大きな影響が生じる額ではない。少なくとも、銀行が基幹システムの運用・構築に支払っているコストとは程遠い額であるので、銀行にとって非常に高いという額ではないだろう。

【銀行からのヒアリング事例】

- 今のところ、ノンバンクのコード決済事業者が利用者の不正利用被害を補償しない場合に備え、当行に生じる対応費用を確保することを目的として、あらかじめチャージ手数料を引き上げるといった考えはない。そもそも、そのような理由でチャージ手数料を引き上げ、バッファーとして収益を上げるというのも相手方との信頼関係を損なうことになるのではないかと。

ウ 加盟店の開拓、キャンペーン費用の負担、決済データの提供等の要請

銀行からのヒアリングにおいては、銀行口座からのチャージ等を可能にするための条件として、ノンバンクのコード決済事業者が加盟店の開拓を行う際に、無償で当該銀行が提供するコード決済を併せて紹介すること、ノンバンクのコード決済事業者がキャンペーン費用を全額負担した上で、銀行が提供するコード決済との共同キャンペーンを行うこと、コード決済事業者が銀行に対して決済データを無償提供すること等を求める事例がみられた。

【銀行からのヒアリング事例】

○事例 E

- ・ ノンバンクのコード決済事業者 E との接続交渉を行ったが、接続に当たっては、①一定期間の間、E が加盟店開拓を実施する際に、無償で当行が提供するコード決済サービスについても同時に営業を行うこと、② E の決済アプリをダウンロードした利用者が当行の決済アプリをダウンロードした場合、E が全額負担した上で利用者にポイントを付与するキャンペーンを行うこと、③ E の決済データを当行へ無償で提供することを条件とした。

(4) リテール決済インフラに関わる取引の状況

ア 銀行によるリテール決済インフラ提供事業者との契約状況

前記第 2 の 2 (1)イのとおり、ノンバンクのコード決済事業者が、銀行口座からのチャージ等を提供する場合には、自身の決済アプリにおいて、利用者から受け付けたチャージの依頼を伝達するため、銀行の基幹システムに接続する必要がある。

銀行向けアンケートによれば、ほとんどの銀行が、リテール決済インフラ提供事業者を利用する方法により、ノンバンクのコード決済事業者に対し、銀行口座からのチャージ等に係る接続の手段を提供しており、更新系 API や独自の方式によりチャージ等に係る接続の手段を提供している銀行は限定的であった（図表 3-9）。

また、前記第 2 の 2 (1)イのとおり、銀行がリテール決済インフラ提供事業者を通じた接続を提供する場合には必ず CAFIS を経由することから、現状、CAFIS はノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供するに当たり、事実上不可欠なリテール決済インフラとなっている。

図表 3-9 銀行によるリテール決済インフラ提供事業者との接続方法

回答内容		銀行
リテール決済インフラ提供事業者を利用した接続手段	①NTT データが提供する即時決済ゲートウェイサービス	50 (38.6%)
	②日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替	43 (33.3%)
	①及び②の併用	6 (4.7%)
更新系 API を利用した接続手段		2 (1.6%)
独自の方式による接続手段		2 (1.6%)
接続手段を提供していない		26 (20.2%)
回答数		129

【出典】銀行向けアンケート結果

なお、銀行からのヒアリングにおいては、更新系 API を利用した接続手段の提供が少ない理由として、API 基盤の整備に要する費用が高く採算性が懸念されることが挙げられている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 振込依頼機能を有する更新系 API の導入は、コストが想像以上に大きく、比較的大規模な銀行でさえも手が出ないという状況にある。
- ・ 現実的には、更新系 API での接続を求めてくるノンバンクのコード決済事業者は必ずしも多くないと考えており、各地銀において更新系 API 接続基盤の整備が進んでいない理由には、採算性を懸念していることがあるだろう。

これに対し、資金移動業者向けアンケートにおいては、ノンバンクのコード決済事業者のうち半数以上の事業者が、銀行が更新系 API を利用したチャージ等に係る接続の手段を提供可能とした場合、更新系 API を利用したいと回答している。一方、利用を検討しないとするノンバンクのコード決済事業者の全てが、更新系 API の利用に係る懸念として、接続基盤の仕様が完全には統一されていないことを挙げている（図表 3-10）。

図表 3-10 銀行が更新系 API を利用したチャージ等の接続の手段を提供可能とした場合における利用の検討

回答内容	ノンバンク
利用を検討する	5
利用を検討しない	3
回答数	8

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例等】

- かつては、更新系 API によるチャージ料金の低下に期待していたが、更新系 API 接続基盤の整備状況が悪く、整備している銀行であっても、銀行から提示されるチャージ料金の水準や、仕様が異なることによる重複した設備投資の手間を踏まえると、現状、日本カードネットワークや NTT データがサービスを提供する基盤である CAFIS のようなレガシーインフラを使い続けた方が、コストが安いという現実がある。
- 銀行ごとに異なる API 仕様に沿って個別にシステム開発を行う必要が発生し、またそれによる大きなコストメリットを享受できる可能性が低いため、利用は検討しない。
- 銀行側が提供する API の仕様が共通化されているのであれば検討の余地はあるが、銀行ごとに仕様が異なる場合においては、銀行ごとに開発対応を行う必要が生じるため、積極的に活用する理由はないと考える。

本調査においては、ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供するに当たって、現状、CAFIS が事実上不可欠なリテール決済インフラとなっていることから、以下、CAFIS を中心に検討を行った。

イ リテール決済インフラを利用した取引の状況

リテール決済インフラを利用したサービス全体の処理件数は、CAFIS の場合、月間処理件数が平成 20 年度の 2 億 8390 万件から平成 30 年度の 8 億 401 万件、CARDNET の場合、年間処理件数が平成 20 年度の約 47 億件から平成 30 年度の約 179 億件とそれぞれ 3 倍程度に増加している（図表 3-11）。

なお、このうち、NTT データが提供する即時決済ゲートウェイサービスの取引量は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 6 倍近くに増加しており、日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替

サービスの取引量は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 3 倍近くに増加している（図表 3-12）。

なお、前記第 2 の 2 (1)イのとおり、銀行がリテール決済インフラ提供事業者を通じた接続を提供する場合には必ず CAFIS を経由するため、チャージ取引に係る CAFIS の取引量は増加傾向にある。

図表 3-1 1 CAFIS 及び CARDNET の取引量の推移

	平成 20 年度	平成 30 年度
CAFIS センター（年間処理件数（万件））	321, 152	877, 600
CARDNET センター（年間処理件数（万件））	約 470, 000	約 1, 790, 000

【出典】リテール決済インフラ提供事業者からのヒアリング及び公表資料を基に公正取引委員会作成

図表 3-1 2 即時決済ゲートウェイサービス及びリアルタイム口座振替サービスの取引量の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
即時決済ゲート ウェイサービス	年間処理件数(万件)	350	1, 020	2, 020
	指数	100	291. 4	577. 1
リアルタイム口 座振替サービス	年間処理件数(万件)	非公表	非公表	非公表
	指数	100	156. 6	253. 9

（注 1）即時決済ゲートウェイサービスは各年 4 月から翌年 3 月まで、リアルタイム口座振替サービスは、各年 10 月から翌年 9 月までの年間処理件数。

（注 2）指数は平成 28 年度の各処理件数を基準値(100)としている。

【出典】リテール決済インフラ提供事業者向けアンケート及びヒアリングを基に公正取引委員会作成

ウ CAFIS を通じた取引の特徴

CAFIS は、昭和 59 年に日本電信電話公社（現 NTT データ）により、クレジットカードの決済処理等のため開発された情報データ通信システムであり、今日においては、共通インフラである CAFIS センターシステムを通じて、大別すると、クレジットカード及び資金移動に係る二つのデータ通信サービスを提供し、その下で即時決済ゲートウェイサービスを含む様々な個別サービスを提供している（図表 3-13）。このため、CAFIS が提供するサービスについてはサービス間で設備を共用することによる「範囲の経済性」が生じていると考えられる。

図表 3-13 CAFIS を通じて提供される主なサービス

データ通信サービス	主なサービス例
クレジットカード業務サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードに係る決済処理サービス ・キャッシングに係るデータ伝送サービス
資金移動業務サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・デビットカードの決済処理サービス ・ATMに係るデータ伝送サービス ・口座振替に係るデータ伝送サービス

【出典】NTT データからのヒアリングを基に公正取引委員会作成

また、一般に、電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まる性質（ネットワーク外部性）がある²³ことが知られている。CAFIS についても、例えば、CAFIS を利用した口座振替サービスを利用可能な銀行数が増えることにより、ノンバンクのコード決済事業者にとって CAFIS を通じた接続先が増えることから、口座振替の利便性が高まる性質を有すると考えられる。

この点、ノンバンクのコード決済事業者及び銀行からのヒアリングにおいても、CAFIS が他のネットワークや更新系 API に対して強いネットワーク外部性を有するとする見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- ・ 最近の取組として、CAFIS ではなく、別のネットワークを活用しようという動きがある。この取組が広がれば接続コストの低減圧力として機能し得るが、加盟行が少ないため、当該ネットワークの活用が進んでいない。
- ・ 当社が銀行と接続する上での方法としては、更新系 API を利用するとしても、銀行ごとに API の仕様が異なり、仕様に合わせたシステム開発コストが生じてしまう。このため、当社としてはリテール決済インフラ提供事業者依存している状況にある。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 当行は更新系 API を利用した接続方法も準備はしているが、銀行が提供する接続サービスについては、取引先がどのような手段で接続したいかが重要である。更新系 API の仕様は各行で少しずつ異なっているため、当行との間で更新系 API を利用して接続することは、CAFIS と接続することで多くの取引

²³ 公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」

先と接続できるメリットを捨てることになる。このため、ノンバンクのコード決済事業者は更新系 API による接続を選択しようとはしないのではないか。

- ・ 現状、全ての銀行と更新系 API を利用して接続するためのプラットフォームが存在しないため、ノンバンクのコード決済事業者にとって銀行へ接続する上では、CAFIS を通じて一括して全ての銀行と接続できる方法にはメリットがあるのではないか。

また、一般に、リテール決済インフラの構築には、多額の固定的費用を要するものと考えられ、巨額の初期投資を要する設備を利用する他の産業分野同様、リテール決済インフラには、取引量が増えるほど平均費用が下がる「規模の経済性」が存在すると考えられる。

エ CAFIS の利用料金の状況

CAFIS の利用料金は、NTT データが作成する「契約約款」における「定価表」と称する料金表において、提供サービスごとの料金やデータ処理量に応じたボリュームディスカウントを加味した従量制料金が設定されており、当該料金の水準については、法制度上の規制の対象ではなく、NTT データが任意に決定している。

このうち、データ処理量に応じた従量制料金については、平成 19 年以降、クレジットカード業務サービス及び資金移動業務サービスのいずれについても、「定価表」記載の料金の見直しは行われていなかった。

なお、NTT データへのアンケート及びヒアリングにおいて、CAFIS サービス全体としての売上高営業利益率²⁴の状況について確認を行ったところ、当該水準は直近で 10% 台であることが確認された。

銀行からのヒアリングにおいては、多くの銀行から、即時決済ゲートウェイサービスや CAFIS サービス全体としての取引量がそれぞれ増加しているにもかかわらず、銀行口座からのチャージ等の接続の手段として利用される CAFIS の従量制料金が長らく見直されていないことを疑問視する見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ CAFIS の利用料金は、「約款」の中の料金表で決められており、基本的に、値下げが可能という認識はない。NTT データからは「約款で決まっている取引だから変更できない」と言われている。少なくとも過去 10 年において約款の

²⁴ 売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益の売上高に対する割合

従量制料金の変更はない。

- CAFIS の利用料金について、NTT データから、全ての銀行が同一条件となっているので、料金交渉を行っても費用の引下げ交渉には応じない方針であると言われている。CAFIS の利用開始に当たっての交渉以後、料金表は変更されていない。CAFIS 自体の取引量が増えているにもかかわらず、約款の従量制料金に変更されない理由はよく分からない。

一方、NTT データからのヒアリングにおいては、CAFIS サービス全体として、制度的対応、セキュリティ対応及び決済手段の多様化への対応のための設備投資が増加傾向にあることや、契約約款上の従量制料金の見直しは行っていないが、個別交渉によりデータ処理量の多い一部の CAFIS の利用企業との間では、契約約款に記載されている従量制料金よりも安価な料金で取引を行う事例もあるとの見解が示されている。

【NTT データからのヒアリング内容】

- CAFIS にまつわるコストとしては、法制度対応や各クレジットカードブランドのレギュレーション対応等のための追加の設備投資が年々増大している。このため、減価償却分の売上原価がかさんでおり、営業利益の圧迫要因となっている。
- CAFIS の契約約款の「定価表」における、データ処理量に応じた従量制の料金を長く改定していないことは事実であるが、当社としては、データ処理量の多い取引先との間で個別の料金体系を設定するなど柔軟に対応している。他方、昨今のキャッシュレス決済に対するニーズの高度化と決済手段の多様化に鑑み、キャッシュレス決済市場の拡大に向けた高度化を積極的に進めるとともに、CAFIS の利用料金の見直しも検討していく。

2 振込取引

(1) 振込取引の概要

ノンバンクのコード決済事業者は中継銀行に対して振込を依頼することで加盟店の銀行口座への売上金の出金を行っている（図表 2-7（9 頁））。売上金の出金は、加盟店が、ノンバンクのコード決済事業者が依頼する中継銀行に口座を有している場合には、銀行がノンバンクのコード決済事業者と加盟店の双方の口座間で資金のやり取りを行うこと（以下「本支店為替」という。）で完結する。

一方、加盟店が、ノンバンクのコード決済事業者が振込を依頼した中継銀行と異なる銀行の口座を有している場合には、銀行が、ノンバンクのコ

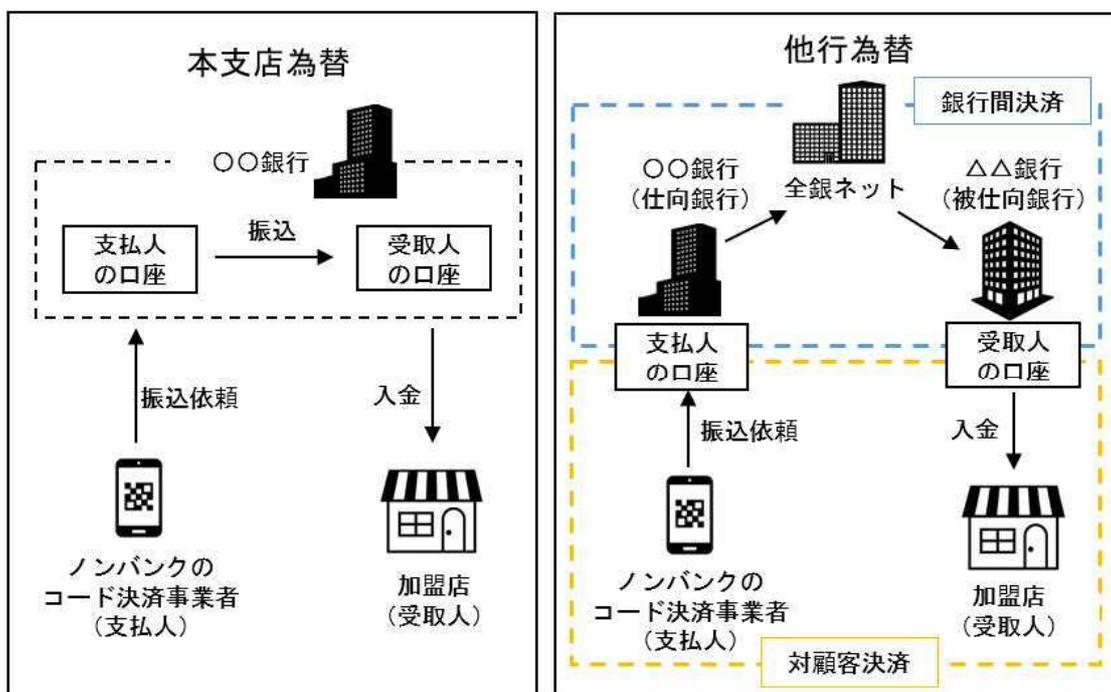
ード決済事業者が依頼した中継銀行と加盟店の銀行の間で資金の移動を行うこと（以下「他行為替」という。また、他行為替において資金を送る銀行を「仕向銀行」、資金を受け取る銀行を「被仕向銀行」という。）が必要となる。また、他行為替を行う場合には、仕向銀行及びノンバンクのコード決済事業者並びに被仕向銀行及び加盟店の間での資金のやり取りを行うこと（以下「対顧客決済」という。）に加えて、仕向銀行と被仕向銀行の間での資金決済（以下「銀行間決済」という。）が行われる。

このような、他行為替における銀行間決済を円滑に行うために整備された、取引ルール、システム基盤（コンピュータ、ネットワーク等）、リスク管理制度等を総称して、本報告書では「資金決済システム」という。

他行為替を行う振込においては、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）が運営する全国銀行内国為替制度が資金決済システムとして利用されている。また、同制度を運営するための銀行間ネットワークシステムとして、全銀ネットが運営する全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）が用いられている。

前記を踏まえた、本支店為替と他行為替の違いは図表3-14のとおり。

図表3-14 本支店為替と他行為替の違い



(2) 振込取引の特徴

全国銀行内国為替制度は、全銀ネットに加盟する国内の金融機関が利用することができ、加盟金融機関における他行為替に用いられるため、加盟金融機関が増加した場合、送金先が増えることにより、資金決済システム全体としての利便性が高まる性質（ネットワーク外部性）を有すると考えられる。銀行向けアンケートにおいては、全国銀行内国為替制度を採用する 96.8%の銀行が、採用する理由として接続先金融機関が多いことを挙げている。

また、銀行間決済を行う際に利用される全銀システムの構築には、数百億円程度の固定的費用が生じている。一般に巨額の初期投資を要する設備を利用する他の産業分野同様に、全国銀行内国為替制度についても取引量が増えるほど取引 1 件当たりの平均費用が下がる性質（規模の経済性）を有すると考えられる。

なお、当委員会において、全銀システムにおいて生じている総経費を運用期間中の取引件数で除した平均総費用を試算したところ、取引 1 件当たりのコストは数円程度であることが確認された。

また、一般に、他行為替を行う上では、全国銀行内国為替制度を利用する方法のほか、小切手等の決済において利用される手形交換制度や、一部の銀行間における送金サービスを提供している事業者を利用することも可能である。一方、前記のとおり、他行為替に伴い生じる銀行間決済においてはネットワーク外部性や規模の経済性が働くことから、全銀システムを利用した送金は、網羅性や効率性の面から選択されやすく、自ずと他行為替における独占性が生じやすい傾向（自然独占性）が存在すると考えられ、事実、国内のほとんどの他行為替は全国銀行内国為替制度において行われている²⁵。

この点、銀行からのヒアリングにおいても、同様の見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- 加盟行数が少ない資金決済システムの場合には、振込依頼を受けても当該システムを通じて送金できない銀行が多いため、全銀システムに代わる資金決済システムとはみなせない。仮に、多くの銀行が参加するシステムであれば、全銀システムに代わる資金決済システムとなり得る。
- 全銀システムを資金決済システムとして代替するのであれば、全国の送金先が確保できないのは困る。このため、参加者の数、決済に要する時間、コスト

²⁵ 平成 30 年における全国銀行内国為替制度の利用件数(16.1 億件)に対する手形交換制度の利用件数(5137 万件)の割合は約 3.2%程度にすぎない。(出典：全国銀行協会「平成 30 年度版決済統計年報」)

のバランスを考えると、全銀システムを使うことが今のところ現実的であると判断している。

このため、ノンバンクのコード決済事業者が、他行為替により加盟店に出金を行う際は、全銀システムを利用した振込を行うことが事実上不可欠であると考えられる。

また、ノンバンクのコード決済事業者が銀行に振込を依頼するに当たって銀行から提示される振込手数料は、基本的に各銀行が独自の経営判断に基づき決定している。しかしながら、前記のとおり、全銀システムを利用した送金には自然独占性が存在すると考えられ、そのような性質を持つシステム及びそれを運営する主体が取引フローにおいて存在する事業分野においては、市場メカニズムが働きにくいいため、取引当事者間の自由な取引に任せるだけでは、振込に係る費用について、硬直的な価格設定が維持されやすい可能性がある。

この点、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、加盟店への出金等を実施する上での振込手数料の負担が増大しつつあるとの見解や、ノンバンクのコード決済事業者が銀行と振込手数料の水準を交渉する中で、一定水準以下への引下げは受け入れてもらえないとの見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- ・ 目下の経営課題は、振込コストである。当社は、加盟店への出金頻度を比較的多く設定しており、また、地方銀行をメインバンクとする地方の加盟店を多く抱えていることから、出金を行う際に全銀システムを利用した他行為替を行うことが多い。加盟店には少額を多頻度で振り込むため、加盟店が増えれば振込回数も増え、振込コストは今後も増えていくだろう。今後加盟店から出金頻度を増やしてほしいという要望があっても振込コストを踏まえると難しい。
- ・ 加盟店のキャッシュフローを思えば、随時出金できれば良いことは分かっているが、当社としては、出金頻度を増やすことで、より少額単位での出金が増えることになり、当社の振込コストが増加することがネックになっている。
- ・ 出金に要するコストについては、メガバンクであれば、3万円未満の他行間振込は百円台前半、3万円以上の他行間振込は百円台後半である。このような手数料の水準は、仕向銀行から被仕向銀行に支払われる手数料や全銀システムの利用料があるため、これ以上下げられないと聞いている。

また、前記第2の2(2)イ(ウ)のとおり、銀行が行うコード決済においては、加盟店が売上金の出金を行う際に費用が基本的に生じない²⁶ことから、銀行とノンバンクのコード決済事業者間において、出金に係る競争条件に一定の差異が生じているといえる。

(3) 振込取引のコスト構造

図表3-15のとおり、他行為替を行う振込取引の際に銀行間決済において発生する費用としては、振込1件当たりに仕向銀行から被仕向銀行に支払われる銀行間手数料並びに全銀システムの構築費、運営費、維持費を賄うため、仕向銀行及び被仕向銀行のそれぞれが支払う全銀システム経費等²⁷が存在する。

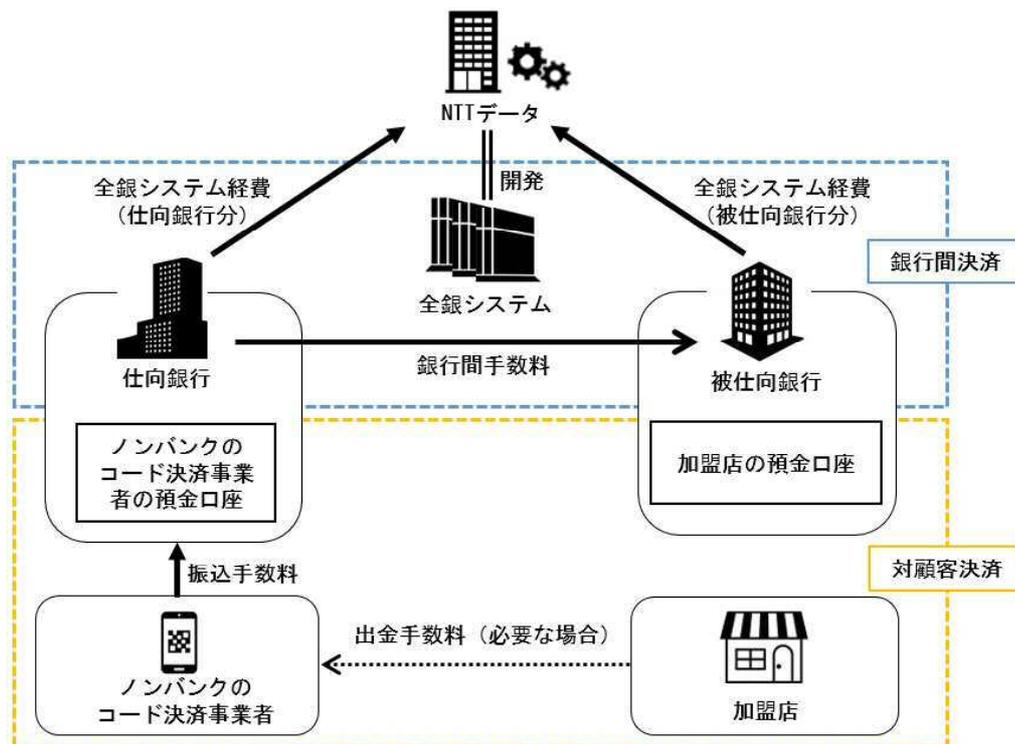
このうち、全銀システム経費は、全銀システムのシステムベンダーであるNTTデータに対して支払う全銀システムの開発及び運営に要する経費を取引件数等の所定の割合で各銀行が共同して負担する費用であり、銀行ごとに差異はあるものの、取引1件当たりに生じる仕向銀行負担経費分と被仕向銀行負担経費を合算した費用は、前記(2)のとおり、平均数円程度であると考えられる。

以下、本調査においては、仕向銀行から被仕向銀行に支払われる銀行間手数料を中心に調査を行った。

²⁶ 銀行が提供するコード決済においてもコード決済を提供する銀行と異なる銀行に口座を有する加盟店への出金を行うこともあるが、その出金における銀行間決済の多くにおいて、全銀システムの利用に当たり雑為替と呼ばれる銀行間の資金決済が利用されることから、銀行間決済における費用はほとんど生じないことが多い。

²⁷ なお、全銀システムを利用する際に生じる費用としては、全銀システム経費のほか、全銀ネットの運営に要する経費である全銀センター運営費、日本銀行からの請求経費等もあるが、本報告書では扱わない。

図表 3-15 振込 1 件当たりが生じる経費及び手数料



ア 銀行間手数料の水準及び交渉状況

全銀ネット及び銀行からのヒアリングによれば、銀行間手数料の水準は、全銀システムが稼働した昭和 48 年 4 月から昭和 52 年 12 月までの期間においては、全銀ネットの前身である内国為替運営機構が各加盟銀行に対して通達した額となっていた。一方、内国為替運営機構が銀行間手数料に係る通達を廃止した昭和 52 年 12 月以降は、全銀ネットやその前身である内国為替運営機構が定める内国為替取扱規則において、銀行間における相対の交渉で決定することとされている。銀行間手数料に係る交渉は、実務上一方の銀行が銀行間手数料の額を定める通知を送付し、もう一方の銀行がそれを承認する形で行われている。

現在、銀行間手数料が、銀行間における相対の交渉で決定することとされている一方で、銀行向けアンケートに回答した全ての銀行が設定している銀行間手数料は、3 万円未満の振込の場合 117 円 (税抜)、3 万円以上の振込の場合 162 円 (税抜) であった。また、銀行からのヒアリングによれば、遅くとも昭和 54 年 2 月以降、現行の水準以外の銀行間手数料が用いられていた事実や、本調査開始までの期間において、いずれかの銀行が銀行間手数料の水準を変更するための交渉を行った事実は確認できなかった。

なお、銀行向けアンケートにおいて、銀行間手数料の決定方法に係る認識を確認したところ、約3割の銀行が全銀ネット等から提示された額を用いている²⁸と回答している（図表3-16）。

図表3-16 銀行間手数料の決定方法

	銀行
相手行ごとに相対の交渉により決定している。	47 (36.4%)
慣習的に用いられている額を用いている。	38 (29.5%)
全銀ネット等から提示された額を用いている。	37 (28.7%)
その他	4 (3.1%)
未回答	3 (2.3%)
回答数	129

【出典】銀行向けアンケート結果

なお、「相手行ごとに相対の交渉により決定している。」や「慣習的に用いられている額を用いている。」と回答した銀行からのヒアリングにおいては、そのような銀行も、銀行間手数料の交渉は事実上行っておらず、過去に内国為替運営機構が通達していた水準を用いているとのことであった。また、昭和48年以降に、銀行業に参入した銀行からのヒアリングによれば、銀行間手数料については事実上定められた水準を設定したとのことであった。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 銀行間手数料について、当行は、過去に内国為替運営機構に提示された金額を一律に使っている。銀行間手数料の水準について他行と交渉を行わなかった理由やその水準の妥当性について考えたことはない。
- ・ 銀行間手数料の決定方法について、「慣習的に用いられている額を用いている」と回答したが、これは、一度決定した銀行間手数料の額から変えていないという趣旨である。これまで、銀行間手数料の水準の妥当性について検討したことはない。新たに全銀システムに参加する銀行と銀行間手数料を決定することはあるものの、結局同じ額を設定している。
- ・ 銀行間手数料は、個々の銀行と相対で交渉して決定した結果として契約を取

²⁸ 全銀ネットからのヒアリングによれば、昭和52年12月以降、各銀行が決定する銀行間手数料の決定に関与したことはないとのことであり、本調査においては、昭和52年12月以降の期間において、全銀ネット及びその前身である内国為替運営機構が、個別の銀行に対し銀行間手数料の水準や目安を示した事実は確認されなかった。

り交わしてはいるが、実際にはどのような経費が生じるかや、どのような水準にすることが妥当か検討したことはない。当行が銀行業に参入した際も事実上定められた金額で参入したという認識である。

イ 振込において被仕向銀行が負担する費用水準

銀行からのヒアリングにおいては、どのような根拠に基づき銀行間手数料の支払の必要が生じているのかについて確たる回答が得られなかったが、銀行間手数料は、コード決済事業者等の支払人から振込依頼を受けた仕向銀行が、被仕向銀行に対し、加盟店等の受取人の預金口座に振込金額を組み入れる事務を委託することへの対価であるとも考えられる。

このため、銀行向けのアンケート及びヒアリングにおいて、振込において被仕向銀行が負担する費用について確認を行ったところ、図表3-17のような費用が発生しているとの説明があった。

図表3-17 振込において被仕向銀行が負担する費用の例

①インフラ利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・全銀システム経費（被仕向銀行分） ・統合 ATM スイッチングサービス²⁹利用料等
②銀行のシステムコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹システムの利用/償却コスト ・マネーロンダリング対策(AML)ソフトウェア費用等
③間接部門事務コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・被仕向事務コスト ・マネーロンダリング対策(AML)部門コスト等

【出典】銀行向けアンケート結果

図表3-17の①ないし③のコストを踏まえ、複数の銀行に対し、振込取引1回ごとに被仕向銀行が負担する費用水準の積算を求めたところ、当該費用のほとんどは②銀行のシステムコストであったほか、その水準は振込金額を問わず同一であり、最も高くても現行の銀行間手数料の半分以下であるとの回答があった。

このほか、銀行からのヒアリングにおいては、銀行間手数料の水準に関し、以下のような見解が示されている。

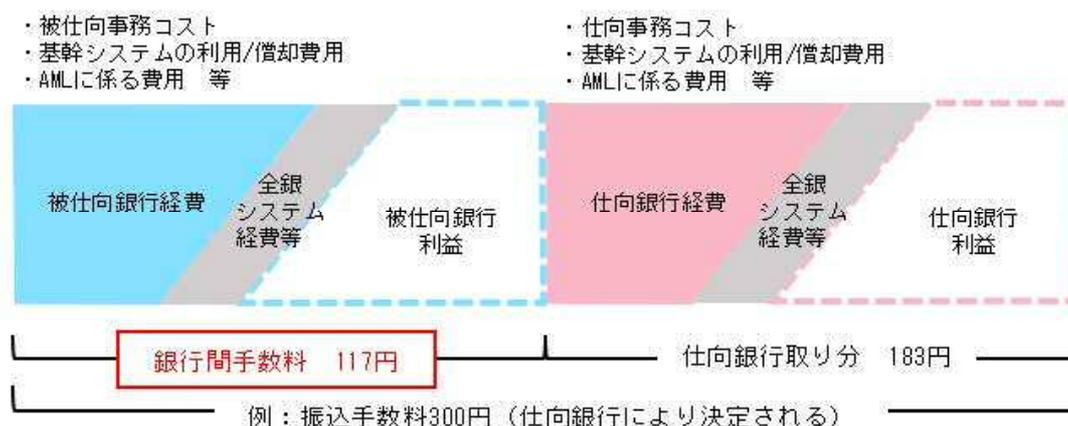
²⁹ NTT データが提供する、金融機関が保有する CD（現金自動支払機）/ATM（現金自動預払機）の相互利用取引電文を中継するサービスであるが、受取人の口座確認を実施する手段として、他行為替を行う振込にも使われている。

【銀行からのヒアリング事例】

- 銀行間手数料については、何故発生しているのかよく分からない。少なくとも被仕向銀行として振込を受ける際にコストが100円も生じることはない。
- 正直なところ、為替業務において発生するコストに対して、銀行間手数料の額は高過ぎると思う。かつては、被仕向事務は紙ベースで処理することが多く、人件費等のコストが高かったのは事実だが、為替業務の自動化に伴って1件当たりの振込コストは明らかに下がったはずなので、半世紀近くの間、銀行間手数料水準が変わっていないことを妥当と思う銀行員はいないのではないかと。
- 自行内の振込や、全銀システムを通じた為替通知は、ほぼシステム上で自動的に処理されるため、そのコストはほぼ0円である。振込手数料は、このコストのほか、オペレーションコスト及び利幅を乗せた額としている。全銀システムを利用する際に生じる銀行間手数料や全銀システム経費等のコストは、最終的に顧客に転嫁されるものでもあり、当行としても、一利用者としても、下げられるのであれば下げたいと考えている。

前記ア及びイを踏まえ、振込手数料を仮に300円とした場合における他行為替の振込手数料の費用構造のイメージは、図表3-18のとおり。

図表3-18 他行為替の振込手数料の費用構造（3万円未満の振込をインターネットバンキング経由で行う場合）



ウ 銀行間手数料が事実上固定的であることの影響

前記アのとおり、銀行間手数料の水準が長年にわたって固定的であることにより、他行為替と本支店為替のそれぞれの振込手数料の競争において、以下のような影響が及んでいると考えられる。

(7) 他行為替の振込手数料の水準への影響

銀行からのヒアリングにおいては、振込手数料は各銀行が独自の経営判断に基づき決定しているものの、銀行間決済を行う際に発生する費用である銀行間手数料は、振込手数料の原価に相当する額の一つとして考慮しているとの見解が示されている。また、銀行間手数料の水準が低下すれば、振込手数料の水準も低下する可能性があるとの意見もみられた。

【銀行からのヒアリング事例】

- 仮に銀行間手数料の水準が下がれば、顧客に対する手数料も下がる余地はある。銀行間手数料が固定的であることが振込サービスの料金設定に影響していることは否定しない。
- 振込手数料の額の設定の中で原価として銀行間手数料の額を積み上げていることは事実。
- 銀行間手数料の水準は、振込手数料の設定に影響するものと思っている。振込手数料は、銀行間手数料のほか諸々の経費を勘案して決めている。仮に、銀行間手数料がなくなれば、その分、振込手数料は安くなると思う。

なお、一部の銀行においては、特定の条件を満たす法人や個人の顧客に対し一定の回数までの振込を無料としたり、振込手数料を銀行間手数料よりも安価な水準に設定したりしている事例がみられた。このような銀行からのヒアリングにおいては、銀行間手数料よりも安価な振込手数料を提示することにより、顧客からは振込を依頼する仕向銀行として選択されやすくなる一方、仕向銀行から被仕向銀行に対して支払う銀行間手数料の負担が高まっており、振込手数料の引上げを検討せざるを得ないとの見解も示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- 当行は、振込手数料を一定の回数までの振込を無料か低価格にしているため、仕向行になることが多く、銀行間手数料の収支は赤字になる傾向がある。振込手数料が安いことにより、振込を利用する顧客が増える一方で、銀行間手数料の支払は振込が増えるごとにどんどん増えている。銀行間手数料の収支の赤字は経営課題にもなっているので、今後も赤字幅が拡大することとなれば、顧客から徴収する振込手数料を高めるか、無料回数を減らさざるを得ない。

(4) 本支店為替の利用の拒否

ノンバンクのコード決済事業者の口座と加盟店の口座が同一銀行内にある場合には、本支店為替を利用した振込を行うことにより、全銀システムを経由した他行為替を行うよりも安価な料金で加盟店に出金することが可能となり得る。

一方、一部のノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいて、銀行から、振込を他行為替により被仕向銀行として受けた場合に得られる銀行間手数料を理由として、本支店為替を利用して加盟店に出金を行うことを認められなかったとの回答があった。

【銀行からのヒアリング事例】

- 当社が行う加盟店への出金のうち9割については、全銀システムを通じた振込を行っている。出金コストを下げるため、当社が法人口座を有する銀行については、全銀システムを通じた振込を行わず、同一銀行内での送金を行えないかと銀行に提案したことがあった。しかし、銀行からは、同一銀行内の送金を行う収益よりも、他行から振込を受けた場合に得られる銀行間手数料の収益が大きいためとして承諾してもらえなかった。
- 各銀行との間で全銀システムを経由した振込を行った場合、被仕向銀行に支払う手数料が生じると聞いているので、多くの加盟店が口座を有する銀行に対しては、本支店為替を利用した振込を行いたいと交渉しているが、本支店為替の振込手数料を交渉しても、結局のところ、メガバンクから提示される他行為替の振込手数料よりも高い水準の振込手数料を提示されることが多く、必ずしも実現できているわけではない。

(4) ガバナンス・加盟条件

ア ガバナンス体制

前記(2)及び(3)ウ(7)のとおり、銀行間手数料等の全国銀行内国為替制度の利用に係るコストは、ノンバンクのコード決済事業者等が支払う振込手数料の原価の一部として転嫁される構造となっている。

ノンバンクのコード決済事業者は、他行為替を利用する上で、銀行との間で個別に振込手数料の交渉を行うことはできるが、手数料交渉に当たって、銀行間決済で生じている費用構造に踏み込んで改善を求めることは困難であると考えられる。

銀行からのヒアリングにおいては、全国銀行内国為替制度については、銀行が共同して利用している資金決済システムであることから、調整コストを踏まえると個別銀行の問題意識を基に制度に係る提案を行

うことは、現実的には難しいとの見解が示されている。このことは、多数の銀行間で資金決済システムが共同利用されていることから、個々の銀行が資金決済システムの効率性を改善するためのインセンティブを持ちにくい状態（集合行為問題）が生じていると考えられる。

全銀ネットを通じた振込取引を利用する者にとっての利便性・効率性に係る懸念³⁰に対応するため、全銀ネットは、内国為替取引や資金決済システムに対する消費者や一般企業のニーズを吸収し、組織運営に活かす場として、全銀ネット有識者会議を設置している。

一方、有識者からのヒアリングにおいては、全銀ネット有識者会議は年に1度、2時間程度の会議が行われているものであり、必ずしも全銀システムの問題の解消やその効率性の改善に係る十分な議論を尽くせる場として機能していないとの見解が示されている。

イ 透明性

振込取引1件当たりの手数料に影響する全銀システムの調達コストや銀行間手数料等のコストについては、銀行間決済の参加者である銀行は把握している一方、消費者や一般企業等に向けた開示は行われていない。

この点、米国、英国、豪州、フランス等の諸外国の資金決済システムでは、資金決済システムを利用する際の取引1件当たりの利用コストの開示や試算が行われている（図表3-19）。また、振込取引において、我が国の銀行間手数料に相当する手数料の有無について公表資料並びに事業者及び有識者からのヒアリングを基に調査を行ったが、我が国の銀行間手数料に相当する手数料の存在は確認できなかった。

³⁰ 同様の懸念は、金融審議会金融部会第二部会（2009）「資金決済に関する制度整備について」等においても示されている。

図表 3-19 諸外国における資金決済システムの利用料等

国名 (資金決済システム名)	取引 1 件当たりの資金決済システム利用料	銀行間手数料に相当する手数料の有無
米国 ³¹ (Fed ACH)	0.0035 米国ドル (0.4 円)	なし
米国 ³² (TCH)	0.045 米国ドル (5 円)	なし ³³
英国 ³⁴ (Faster Payments)	0.027 ポンド (3.5 円)	なし
豪州 ³⁵ (New Payment Platform)	0.39 豪州ドル (注 1) (26 円)	なし
フランス ³⁶ (STET CORE(FR))	0.003 ユーロ～0.004 ユーロ (0.4～0.5 円)	なし

(注 1) 豪州の資金決済システム利用料については、現在の取引水準を基に経常費用収支が等しくなる水準を試算したものであり、実際はより安価な額が適用されている。

(注 2) 表中の為替レートは、1 米国ドル 110 円、1 ユーロ 120 円、1 ポンド 130 円、1 豪州ドル 65 円で換算している。

【出典】資金決済システム利用料については公表資料、銀行間手数料については公表資料及び事業者・有識者からのヒアリングを基に公正取引委員会作成

ウ 加盟基準

全国銀行内国為替制度への加盟資格は、日本銀行の当座預金口座を利用して最終的な銀行間決済を行う直接の清算参加者、及び日本銀行の当座預金口座を利用せず、直接の清算参加者である組合中央機関等に最終的な銀行間決済を委託³⁷し、間接的に全銀システムを利用する代

³¹ The Federal Reserve (2020), 「FedComplete® Packages 2020 Fee Schedules」

³² The Clearing House (2019), 「Simple, Transparent, Uniform Pricing for All Financial Institutions」, The Clearing House (2020), 「Real-Time Payments Operating Rules」

³³ 被仕向銀行が仕向銀行に対して支払を要求する支払リクエストの場合、被仕向銀行から仕向銀行への支払が 0.1\$ (11 円) 発生する。

³⁴ Faster Payments (2018) 「Service Principles」

³⁵ Australian Competition and Consumer Commission and Reserve Bank of Australia (2000), 「Debit and credit card schemes in Australia - a study of interchange fees and access」, NPP Australia limited (2019), 「Annual Report 2019」

³⁶ STET (2019), 「Grille Tarifaire CORE(FR) applicable à compter du 1er janvier 2019」

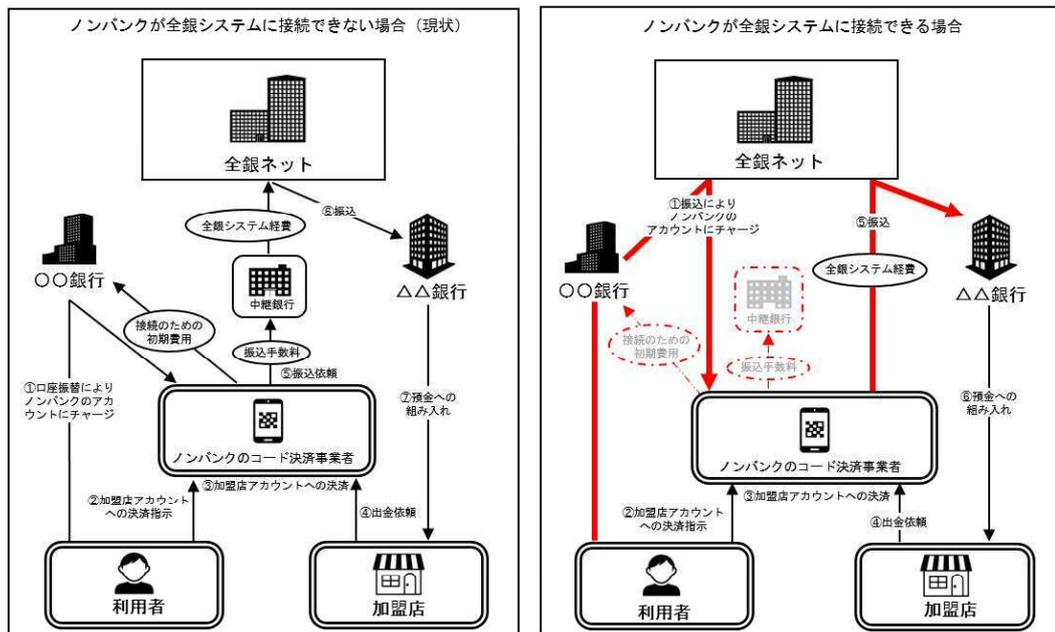
Autorité de la concurrence (2012), 「Décision 12-D-17 du 05 juillet 2012」

³⁷ なお、協同組織金融機関に限らず銀行業の許可を得た事業者であっても、日本銀行当座預金口座を開設せずに、他行に銀行間決済の代行業務を委託し、全銀ネットに加盟した事例が存在する。

行決済委託金融機関の二つに限定されている。いずれの加盟資格についても、資格を取得できる者が銀行等の業として内国為替業務を営む預金取扱金融機関に限定されている³⁸ため、100万円を上限として、銀行と同様に為替取引を行うことができるノンバンクのコード決済事業者等の資金移動業者の加盟は認められていない。

このため、ノンバンクのコード決済事業者等は、全銀システムに接続できないことにより、利用者からの入金フローにおいて、銀行口座からのチャージ等の方法を確保するため、多数の銀行との接続を行うための交渉コストや初期接続費用を負担しているほか、加盟店への出金フローにおいて、中継銀行に振込依頼を行うことによる中間コストが生じていると考えられる。ノンバンクのコード決済事業者が全銀システムへの接続が可能になった場合に、負担が軽減されるコストの例は図表3-20のとおり。

図表3-20 ノンバンクのコード決済事業者が全銀システムへの接続が可能になった場合に負担が軽減されるコストの例



資金決済システムについては、国際的な原則において、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件の設定・公表が求められている³⁹。また、英国、インド、香港、シ

³⁸ 全銀ネット業務方法書 第7条

³⁹ 国際決済銀行・証券監督者国際機構「金融市場インフラのための原則」

ンガポールにおいては、ノンバンクの決済事業者による資金決済システムへのアクセス機会が付与されている。

資金移動業者向けアンケートにおいては、資金移動業者間や資金移動業者と銀行間の送金を行える資金決済システムの利用が可能となった場合、利用を積極的に検討すると回答した事業者が65%以上存在し、一定のニーズがあることがうかがわれる（図表3-21）。

図表3-21 資金移動業者間や資金移動業者と銀行間の送金を可能とする資金決済システムの利用が可能となった場合、利用を積極的に検討するか。

回答内容	資金移動業者
利用を検討する	29 (65.9%)
利用を検討しない	15 (34.1%)
回答数	44

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

資金移動業者向けアンケートにおいて、資金移動業者が資金決済システムの利用を検討するとした主な理由は以下のとおり。

【資金移動業者向けアンケートへの回答事例】

- ・ 中小規模の資金移動業者が個別に銀行等と接続に係る交渉を行うのはとても負担が大きいため、資金決済システムの利用条件が弊社にとって対応可能な内容になるのかは注視していきたい。
- ・ 資金決済システムの利用に当たっては、資金決済システムを利用するために必要なコスト（開発、接続、運用）が高額になりコストに見合うメリットが得られるか、慎重に検討する必要があるが、以下の利便性が生じると考える。
 - ① 銀行口座を介さず、資金移動業者の口座から直接銀行口座に直接資金を送金する又はその逆ができるようになり、利用者の利便性が向上する。
 - ② 送金に関するコストを削減することが見込まれる。
- ・ 資金移動業者等が資金決済システムを利用可能になり、かつ、全銀ネット参加者間の送金手数料が引き下げられれば、チャージコストが削減される見込みがある。

第4 キャッシュレス決済分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方

一般に、金融分野における銀行とフィンテック企業間の競争の活性化は、新たなサービスの創出、金融以外の分野との連携も含めたイノベーションの促進、利用者にとっての多様な選択肢の確保や利便性の向上等に資するものと考えられる。

コード決済等のキャッシュレス決済分野においては、フィンテック企業のうち、資金移動業者を中心としたノンバンクが参入し、日常的な商品購入等の対価の支払の際に利用される、少額の決済サービスを提供している。今後もコード決済等のキャッシュレス決済については市場の拡大が見込まれるため、このような少額・多頻度で行われる決済取引はますます拡大していくと考えられる。また、今後キャッシュレス決済が進展すれば、決済データを利活用した新たなビジネスが拡大し、利用者、加盟店、その他の事業者等に対して新たな付加価値を生じさせる可能性も考えられる。

他方、これまで述べてきたとおり、本調査においては、ノンバンクのコード決済事業者が行うキャッシュレス決済の入金及び出金に係る取引において、利用者や加盟店が有する銀行口座との接続が事実上不可欠であり、また、利用される金融インフラが自然独占的性質を有するといった取引構造がみられている。

このような取引構造が維持されていることは、ノンバンクのコード決済事業者のコストを高めることや銀行に競争上の優位性を与えることにより、キャッシュレス決済分野におけるフィンテック企業の新規参入によって期待される利便性向上等の効果が限定的になることにつながり得る。

本調査においては、コード決済における入金や出金に係る取引において、図表4-1のとおり、個別の取引の問題、金融インフラの問題及び制度上の問題がそれぞれ確認された。

バンクのコード決済事業者間のチャージ等取引の実態に係る独占禁止法上の考え方は以下のとおり。

(1) 取引の拒否等

事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり、事業者が、価格、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、川上の市場における有力な事業者が、競争者を川下の市場から排除する、競争者の事業活動を妨害するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として、取引を拒絶し、これによって取引を拒絶される事業者の通常の事業活動が困難となるおそれがある場合や、提供する商品・サービスの対価を事実上取引の拒絶と同視し得る程度まで引き上げるなどにより、競争者とその取引の相手方との取引を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となる（単独の直接取引拒絶、取引妨害）。また、市場における有力な事業者が、同一の役務に係る価格やその他の取引条件等について、不当に差別的な取扱いをする場合も、独占禁止法上問題となる（差別対価、差別取扱い）。

チャージ等取引に関しては、銀行において法人向けの取引を担当する営業担当者との間ではなく、競合関係にあるコード決済の事業部門の担当者が交渉窓口となり、ノンバンクのコード決済事業者にとって到底受け入れられないような取引条件が提示されている事例、ノンバンクのコード決済事業者が提供する決済サービスが、銀行の為替取引と競合するために接続条件を示さない事例、コード決済事業者の収益を明らかに大きく上回る手数料を提示する事例等がみられた。

自らもコード決済を提供し、川上の市場（銀行がコード決済事業者に銀行口座からのチャージ等に係る接続サービスを提供する市場）において有力な銀行が、競争者であるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除するなどの目的をもって、当該ノンバンクのコード決済事業者とのチャージ等取引を拒絶する行為や、当該ノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への接続に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げる行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。また、川上の市場において有力な銀行が、自らがコード決済を提供しているか否かにかかわらず、不当にチャージ等取引の条件又は実施について差別的な取扱いをする行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

(2) 値上げの要請

前記第3の1(1)のとおり、チャージ等取引においては、ノンバンクのコード決済事業者にとって、コード決済における決済手段の原資となる収入が振り込まれる銀行口座への接続が確保されなければ、当該銀行口座を保有する利用者へのコード決済の提供が困難となる可能性があり、銀行口座からのチャージ等は、ノンバンクのコード決済事業者にとって、重要性の高いチャージ等の方法であることを考慮する必要がある。

このため、コード決済を提供する銀行が、競合関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除する目的で、ノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への接続に係る手数料を、自らのコード決済サービスの提供の対価である加盟店手数料と比べて高い水準に設定したり、ノンバンクのコード決済事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする場合については、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占）。

なお、銀行からのヒアリングにおいては、値上げを要請する必要性として、AML対策コストが増加していることや、ノンバンクのコード決済事業者のサービスにおいて、不正利用が行われた場合において、銀行が利用者へ補償する額をあらかじめチャージ等の料金に織り込む必要があるとの見解も示されている。

この点、AML対策コストは取引1件当たりに換算すると必ずしも多額の負担が生じるとは言えないとの見解が示されていること、本来利用者への補償額は契約上の補償責任に応じて決定されるべきことからすれば、利用者への補償として想定される金額をあらかじめチャージ等の料金に織り込むことを目的として値上げを行うことは、事実上、補償責任をノンバンクのコード決済事業者に転嫁する行為であるとも考えられることからすれば、必ずしも合理的な値上げの根拠とは言えない可能性がある。

一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われないうちは、取引の相手方は、取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。このため、銀行はチャージ等取引の条件等をノンバンクのコード決済事業者に提示する際には、当該条件を提示した理由について、ノンバンクのコード決済事業者に対し十分説明することが競争政策上の観点からは望ましい。

(3) 加盟店の開拓、キャンペーン費用の負担、決済データの提供等の要請

一般的に、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、①自己のために役務の提供を要請することや、②協賛金等の名

目による金銭の負担を要請することにより、当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となるような経済上の利益の提供を要請することについては、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

また、当事者間の一方が優越的な地位にあることが認められる場合に相手方の保有するデータを一方的に提供させる行為については、その内容と実施の状況によっては、相手方に不当に利益を与えるものであり、優越的地位の濫用に該当する場合もある⁴⁰。

前記第3の1(2)オのとおり、チャージ等取引においては、ノンバンクのコード決済事業者にとって、銀行と取引をする必要性が高く、銀行との取引の継続が困難になることにより、事業経営上大きな支障を来すこととなる可能性があることから、銀行がノンバンクのコード決済事業者に対して取引上優越した地位にある場合があり得る。

取引上の地位がノンバンクのコード決済事業者に優越している銀行が、ノンバンクのコード決済事業者に対して、銀行が提供するコード決済のみに利益となるような加盟店開拓を行わせること、ノンバンクのコード決済事業者にとって直接の利益が生じないキャンペーン費用の負担を求め、ノンバンクのコード決済事業者の決済データを一方的に提供させることにより、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

2 金融インフラの問題

競争環境の整備の観点からは、業界における取引慣行のほか、その背景にある制度やシステムといった構造的要因によって、新規参入した事業者の事業活動の妨げとなるような場合には、新規参入により期待される競争促進の効果、すなわち、イノベーションの促進や、利用者にとっての選択肢の増加や利便性の向上が限定的になることから望ましくないと考えられる。

本調査が対象とした二つの金融インフラ（CAFIS・全銀システム）については、そのコストが利用者によるチャージ等取引、加盟店への振込取引にそれぞれ転嫁され得る構造がみられるところ、それぞれについての競争政策上の考え方は以下のとおり。

⁴⁰ 公正取引委員会競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会報告書」

(1) CAFIS の利用料金の設定・更新系 API の活用

前記第3の1(4)のとおり、銀行がノンバンクのコード決済事業者に対して銀行口座からのチャージ等に係る接続の手段を提供する際に用いられるリテール決済インフラである CAFIS は、チャージ等に係る取引を実施する上で事実上不可欠なインフラとなっている。

また、前記第3の1(4)ウのとおり、CAFIS が提供するサービスのうち、銀行口座からのチャージ等に際して用いられる資金移動業務サービスについては、範囲の経済性、ネットワーク外部性、規模の経済性を有するため、その料金設定には、市場メカニズムが働きにくい傾向があると考えられる。

実際に、前記第3の1(4)イのとおり、CAFIS サービス全体の取引量及び銀行口座からのチャージ等に係る接続の手段として用いる即時決済ゲートウェイサービスの取引量はそれぞれ増加しており、取引当たりのコストは低下していると考えられる一方で、CAFIS のデータ処理1件当たりの従量制料金の改定は10年以上行われていない状況がみられた。

銀行口座からのチャージ等に際し、事実上不可欠な決済インフラの料金が硬直的であることは、銀行口座からのチャージ等に係る費用を高止まりさせることにもつながるおそれがあり、ひいては、キャッシュレス普及にとって課題となっている、加盟店手数料率の高さにつながり得るものでもあると考えられる。NTT データからのヒアリングによれば、CAFIS の利用料金については、個別交渉により契約約款に記載されている従量制料金よりも安価な料金で取引を行う事例もあるとのことであったが、CAFIS がチャージ等取引に際し、事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、その取引量の増加状況等を踏まえ、利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましい⁴¹。

また、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、銀行口座からのチャージ等取引に当たって、CAFIS の利用が事実上不可欠となっている要因として、銀行間で更新系 API の接続仕様が完全に統一されておらず重複した投資が必要になることが挙げられている。

このため、競争政策上の観点からは、各銀行において、更新系 API の接続仕様の統一や、接続仕様が統一された共通基盤の構築の検討を行うこと等により、更新系 API の整備に要するコスト負担等にも配慮しつつ、ノ

⁴¹ 本調査においては、資金移動業務サービスを中心に調査を行ったが、クレジットカード業務サービスについても取引量が増加している一方で、データ処理1件当たりの従量制料金の改定は10年以上行われていない状況がみられたため、クレジットカード業務サービスにおける料金設定についても適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましいと考えられる。

ンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系 API を利用できる環境を整備するための取組を進めることが、銀行システムへの接続を行うリテール決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい。

(2) 全銀システムを利用した取引に係る論点

ア 銀行間手数料に係る取引慣行の見直し

銀行間決済において利用される全国銀行内国為替制度については、自然独占性が存在し、かつ、他行為替を行う際には利用が不可欠な資金決済システムである。そして、銀行間決済で発生する費用構造は顧客に対して提示される振込手数料に転嫁されるものであると考えられる。

銀行間決済で発生する費用の一つである銀行間手数料は、内国為替取扱規則上、仕向銀行と被仕向銀行間の相対の交渉で決定される旨規定されている一方で、遅くとも昭和 54 年 2 月以降、その額は固定的なものとなっており、実際に発生している事務コストを大きく上回る水準が設定されている。

このように、銀行間手数料の水準が固定的に維持されていることは、前記第 3 の 2 (3)ウのとおり、ノンバンクのコード決済事業者や加盟店の出金コストの低廉化の障害となるほか、ひいては、キャッシュレス決済事業者の口座から加盟店の口座への出金頻度が抑えられることにより、加盟店の利便性が損なわれるといったことにつながる面があると考えられる。

また、諸外国における振込取引においては、銀行間手数料に相当する手数料の支払は生じない事例がみられることから、競争政策上の観点からは、各銀行においては、銀行間手数料の必要性について検討を行った上、設定水準、設定根拠に関する十分な説明責任を果たすことにより、銀行間手数料が現に発生している事務コストを大きく上回る水準が長年にわたって維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである。

イ 全銀ネットのガバナンスの強化・透明性の確保

前記第 3 の 2 (3)ウ(ア)のとおり、銀行間手数料等の銀行間の送金において発生する取引コストは、コード決済事業者、消費者、一般企業等のエンドユーザーが支払う振込手数料に転嫁される構造がみられる一方で、各銀行にとって全国銀行内国為替制度を利用した費用構造につき問題提起を行うインセンティブに乏しいほか、他行為替を利用するエ

エンドユーザーのニーズを反映するための機会が十分に確保されていない。このため、現状、全国銀行内国為替制度の費用構造上の問題の改善に向けた十分なガバナンス体制が確保されているとは言い難い面がみられる。

また、諸外国においては、振込取引1件当たりの手数料に影響する資金決済システムの利用料等が公表されている事例がある一方、前記第3の2(4)イのとおり、全国銀行内国為替制度においては、当該費用構造についてエンドユーザーへ開示されておらず、透明性の確保が図られていない。このように、全国銀行内国為替制度においてその取引に係る透明性が確保されていないことは、全国銀行内国為替制度の費用構造上の問題について外部から改善を求める機会を限定的にさせてきた可能性がある。

このため、競争政策上の観点からは、自然独占性や不可欠性を有する全国銀行内国為替制度の費用構造が、エンドユーザーが利用する振込取引に影響を与えることに鑑み、全銀ネットは、全国銀行内国為替制度について、エンドユーザーのニーズを十分に反映できるガバナンス体制を構築・強化するとともに、その取引の透明性を確保することが望ましい。

ウ 資金決済システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討

前記第2の1(3)イのとおり、主要なノンバンクのコード決済事業者は、自身ないしその子会社が資金移動業者の登録を行うことで、銀行と同様に為替取引を行っているものの全国銀行内国為替制度への加盟は認められていない。

このため、ノンバンクのコード決済事業者には、コード決済の提供に際して、

- ① 利用者による入金フローにおいて、銀行口座からのチャージ等の方法を提供するため、多数の銀行との接続交渉を行うコストや初期接続費用
- ② 加盟店への出金フローにおいて、中継銀行に振込依頼を行うことによる中間コスト

等が生じており、全国銀行内国為替制度への加盟が可能な銀行と、銀行を通じた接続しかできないノンバンクのコード決済事業者間において、競争条件のイコールフットィングが確保されていない。

このため、競争政策上の観点からは、全銀ネットは、全国銀行内国為替制度への加盟に関して必要とされる事業者要件（法的資格）、セキュ

リティ水準、財務基盤等の条件を整理し、当該条件を満たす場合には、資金移動業者に対してもアクセスを開放することを検討することが望ましい。

3 制度上の問題（資金移動業者のアカウントへの賃金の支払がコード決済における競争条件のイコールフットィングに与える影響）

現状、資金移動業者のアカウント等、銀行口座以外への賃金振込は一部であっても認められていないところ、資金移動業者の登録を行っているノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば、銀行口座に接続することなく、利用者に対してコード決済を提供することが可能になる。

この点について、消費者向けアンケートにおいては、ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、約4割の利用者が、自身が利用するコード決済サービスのアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討すると回答しており、一定のニーズがあると考えられる。

現在、政府内において、資金移動業者への賃金支払の解禁に向けた検討が行われているところ、競争政策上の観点からは、資金移動業者のアカウントへの賃金の支払の解禁が行われれば、コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者間の競争条件のイコールフットィングの確保にも好ましい影響が生じると考えられる。

第5 今後の取組

本調査においては、コード決済の取引の実態及び生じている取引慣行上の問題について実態把握のための調査を行った。

今後、銀行とノンバンクのコード決済事業者との取引の間で、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、厳正・的確に対処していく。

また、競争環境の整備の観点からは、コード決済等のキャッシュレス決済を取り巻く市場環境について生じている問題に関して、制度やシステムに関する構造的な問題点を指摘した。今後これらの論点に関しては、適切な検討が行われ、競争政策上の課題が解消されるべきである。